

# 宇 多 津 町 総 合 計 画

## 後期基本計画



宇 多 津 町

平成31年3月



# 目 次

## 第1編 総論

|                       |    |
|-----------------------|----|
| 第1章 計画策定にあたって.....    | 3  |
| 1. 計画改訂の趣旨.....       | 3  |
| 2. 計画策定の方針.....       | 4  |
| 3. 計画の役割.....         | 5  |
| 4. 計画の推進に向けた役割分担..... | 5  |
| 5. 計画の構成と期間.....      | 6  |
| 第2章 計画策定の背景.....      | 7  |
| 1. 全国的な社会潮流.....      | 7  |
| 2. 宇多津町の現状.....       | 10 |
| 3. 宇多津町の特性.....       | 13 |
| 4. 住民ニーズ.....         | 14 |
| 5. まちづくりへの課題.....     | 20 |

## 第2編 基本構想

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| 第1章 まちづくりの将来像と基本理念.....     | 23 |
| 第2章 まちづくりの目標.....           | 25 |
| 1. まちづくりの基本指標.....          | 25 |
| 2. まちづくりの基本目標.....          | 28 |
| 3. 基本目標ごとの施策大綱とまちづくり指標..... | 29 |
| 4. 施策展開の視点.....             | 38 |
| 5. 施策の体系.....               | 39 |

## 第3編 基本計画

|                                    |    |
|------------------------------------|----|
| 第1章 少子・高齢化に対応した健康・福祉のまち.....       | 44 |
| 第1節 すべての住民が健康なまちづくり.....           | 44 |
| 1－1 健康づくり体制の充実.....                | 44 |
| 1－2 医療体制の充実.....                   | 47 |
| 第2節 心で支える福祉のまちづくり.....             | 49 |
| 2－1 地域福祉の充実.....                   | 49 |
| 2－2 高齢者福祉の充実.....                  | 51 |
| 2－3 児童福祉の充実.....                   | 53 |
| 2－4 ひとり親福祉の充実.....                 | 55 |
| 2－5 障害者福祉の充実.....                  | 56 |
| 2－6 要援護者福祉の充実.....                 | 58 |
| 2－7 社会保障の充実.....                   | 59 |
| 第2章 だれもが快適に安心して暮らせる生活基盤の整ったまち..... | 62 |
| 第1節 住みよい生活基盤づくり.....               | 62 |
| 1－1 市街地形成.....                     | 62 |

|     |                           |     |
|-----|---------------------------|-----|
| 1-2 | 住環境の充実.....               | 64  |
| 1-3 | 道路機能の充実.....              | 66  |
| 第2節 | 住みよい快適環境づくり.....          | 68  |
| 2-1 | 上水道の充実.....               | 68  |
| 2-2 | 下水道の充実.....               | 69  |
| 2-3 | 河川・海岸の整備.....             | 71  |
| 2-4 | 公園・緑地の充実.....             | 72  |
| 第3章 | 豊かな自然の中で安全・安心に暮らせるまち..... | 76  |
| 第1節 | 安全で安心なまちづくり.....          | 76  |
| 1-1 | 消防、防災の充実.....             | 76  |
| 1-2 | 交通安全、防犯対策の推進.....         | 79  |
| 第2節 | 自然と共生する生活環境づくり.....       | 81  |
| 2-1 | 環境の保全.....                | 81  |
| 2-2 | ごみ資源循環型社会の実現.....         | 83  |
| 2-3 | し尿処理の充実.....              | 85  |
| 2-4 | 火葬場、墓地の充実.....            | 86  |
| 第4章 | 子育て・教育・交流の充実したまち.....     | 88  |
| 第1節 | 地域で子どもを育てる体制づくり.....      | 88  |
| 1-1 | 幼児教育の充実.....              | 88  |
| 1-2 | 学校教育の充実.....              | 90  |
| 1-3 | 地域と学校の連携.....             | 93  |
| 1-4 | 青少年教育の推進.....             | 95  |
| 第2節 | 多様な交流機会の創出.....           | 97  |
| 2-1 | 生涯学習社会の充実・活用.....         | 97  |
| 2-2 | スポーツ・レクリエーション活動の推進.....   | 99  |
| 2-3 | 文化・芸術の振興.....             | 101 |
| 2-4 | 交流の振興.....                | 105 |
| 第3節 | 人権尊重のまちづくり.....           | 107 |
| 3-1 | 人権教育の推進.....              | 107 |
| 3-2 | 男女共同参画社会の形成.....          | 109 |
| 第5章 | 地域の特色を活かしたにぎわいのあるまち.....  | 112 |
| 第1節 | 産業創造のまちづくり.....           | 112 |
| 1-1 | 活力ある商工業の振興.....           | 112 |
| 1-2 | 地域資源を活かした観光振興.....        | 114 |
| 1-3 | 地域の特色を活かした農水産業の振興.....    | 115 |
| 第2節 | 活力ある地域の形成.....            | 116 |
| 2-1 | 新宇多津都市の活力ある市街地づくり.....    | 116 |
| 2-2 | 既成市街地の趣あるまちづくり.....       | 118 |
| 2-3 | 南部地域の資源を活かした環境づくり.....    | 119 |
| 第6章 | 計画推進の体制づくり.....           | 122 |
| 第1節 | 住民参画のまちづくり.....           | 122 |
| 1-1 | コミュニティの育成.....            | 122 |

|     |                   |     |
|-----|-------------------|-----|
| 1－2 | 協働のまちづくり.....     | 124 |
| 第2節 | 効率的な行財政運営の推進..... | 126 |
| 2－1 | 合理的な行政運営の推進.....  | 126 |
| 2－2 | 効率的な財政運営の推進.....  | 128 |



# 第 1 編

総

論

## 第1章

計画策定にあたって

## 第2章

計画策定の背景





## 第 1 章 計画策定にあたって

### 1. 計画改訂の趣旨

本町では、平成 25 年度に 10 年間をかけて住民とともに取り組む新しい総合計画として「宇多津町総合計画」（平成 26 年度～平成 35 年度）を策定し、まちの基本目標やまちづくりの指針を明らかにするとともに、「元気創造！ これからも 自立する 宇多津」をまちづくりの将来像として、基本目標ごとの施策を進めているところです。

平成 30 年 3 月に実施した住民アンケート調査結果では、定住意向については回答者の 94.3% が“住み続けたい”と回答し、まちの暮らしやすさについては 91.2% が“満足している”と回答されています。また、6 つの基本目標の 37 施策の全てにおいて、住民満足度が向上するなど、一定の進展が見られ、順調にまちづくりが進められていると思われます。

しかしながら、総合計画を策定してから 5 年が経過し、ICT の急速な進化によるライフスタイルの変化や、豪雨や巨大台風など自然災害に対する国土強靱化への意識の高まり、また、今後さらに進行する少子高齢化社会など、本町を取り巻く社会経済の潮流が変化してきています。

そこで、これまで進めてきた施策の取組状況について、庁内での検証作業や住民アンケートによる満足度・重要度調査等により、検証・評価し、今後の施策の方向性等を見つめ直すとともに、住民ニーズに合致した施策をこれまで以上に効果的に進める計画とするため、この度、必要な見直しを行うこととしました。

## 2. 計画策定の方針

---

計画の策定にあたっては、「創造・夢プラン」を基に以下の点に留意しました。

### ●新たな時代のニーズに的確に対応した計画

本町を取り巻く環境や社会潮流の変化をはじめ、創造・夢プランで新たに見えてきた課題・ニーズや今後の方策などを踏まえ、本町の特性を十分発揮できる計画とするとともに、より地域特性を活かした計画とするため、地域ごとの方向性を基本構想で明確にしました。

### ●「創造・夢プラン」での取り組みの達成状況を踏まえた計画

「創造・夢プラン」で設定した「まちづくりの基本指標」の達成状況を踏まえて、本計画での方向性を検討するとともに、目標を適切かつ住民にわかりやすいものに見直しました。

### ●多様な機会を通じ住民の意向を反映させた住民参画による計画

住民を対象としたアンケート調査や、漁業組合、ボランティア連絡協議会、教育委員会、農業委員会、老人会、自治会といった各種団体へのヒアリング、地域住民を交えた総合計画審議会、パブリックコメントなど、様々な機会を通じて幅広く住民の意向を把握し、住民参画のもとで計画を策定しました。

### ●住民にわかりやすい計画

取り組みについて、具体的に何を実施するかがわかりやすく、明確に伝わるように施策の大綱など住民の目線に立った表現としました。

### ●円滑な計画の運用と実行性を確保した計画

行財政のさらなる効率化に向けて施策の体系を分野ごとに見直すことで、円滑な計画の運用と実行性を確保した計画としました。

### ●各種関連計画との整合を図り、方向性が統一された計画

香川県の「新・せとうち田園都市創造計画」など、本町を包括する関連計画をはじめ、本町の各種計画との整合を図り、将来像の実現に向けて方向性を統一しました。

### 3. 計画の役割

本計画は、以下の3つの役割を持っています。

#### ①総合的かつ計画的な行政経営を行う

本町の目指すべき将来像やまちづくりの方向を明らかにし、総合的かつ計画的な行財政運営の指針となります。

#### ②住民参画によるまちづくりを進める

本計画は住民と行政がまちの課題や価値を共有し、目標の達成に向けて協働してまちづくりを進めていくための手引書となるものです。

#### ③国や県との連携の強化を図る

地方分権の一層の推進により、国と地方の関係も新たな段階を迎え、地域は自らの責任と判断で自らのまちづくりを行っていくことが求められる中で、住民に最も身近な基礎自治体として住民の安心・安全な暮らしを守るため、国や県との協力関係や連携を強化する必要があり、本計画に基づき事業や施策に対する支援と協力などを要請します。

### 4. 計画の推進に向けた役割分担

本計画の推進に向けては、住民と行政の協働のまちづくりが不可欠です。

#### ●住民の役割

住民が担う役割は、自らが暮らす地域を、より良い空間にすることであり、それは住民の権利であるとともに、義務でもあります。

まちづくりの主役としての自覚と責任を持ち、行政との連携・協働に努め、地域環境の向上、交通安全への配慮など、積極的な社会貢献や主体的なまちづくりへの参画が必要です。

#### ●行政の役割

行政が担う役割は、本計画に基づき、総合的かつ計画的に各種の取り組みの推進や調整を図ることです。

各種取り組みの推進にあたっては、住民に開かれた行政として積極的にまちづくりに関する情報公開を行いながら、住民と一体となった本町のまちづくりを進めていくことが必要です。また、住民主体のまちづくりに対して、積極的な支援・援助を行うとともに、国、県、周辺市町及び関係機関への要請や調整、連携を行い、円滑で効果的なまちづくりを推進することが必要です。

|                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>基本構想</b></p> | <p>まちづくりの将来像および基本理念、各分野におけるまちづくりの基本方針を示すもので、まちづくりの長期的な指針としての役割を担います。</p> <p>まちづくりの長期的な指針となる基本構想の計画期間は 10 年間とし、平成 26 年度（2014 年度）を初年度に、10 年後の平成 35 年度（2023 年度）を目標年度とします。</p>                                                                                                       |
| <p><b>基本計画</b></p> | <p>基本構想で掲げた将来像や基本理念を実現するため、各分野におけるまちづくりの基本方針ごとに、今後取り組むべき具体の施策および事業を体系的に示すものです。</p> <p>この具体の施策や事業を示す基本計画については、基本構想の中間年となる 5 年で中間年評価を行うとともに、評価結果や社会情勢の変化に応じた見直しを行うこととし、前期計画と後期計画に区分します。</p> <p>前期計画の計画期間は、平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間で、後期計画の計画期間は、平成 31 年度から平成 35 年度までの 5 年間です。</p> |



## 第 2 章 計画策定の背景

### 1. 全国的な社会潮流

#### (1) 人口減少と少子高齢化の進展

我が国の人口は、出生率の低下や平均寿命の伸長などを起因として、平成 22 年を境に人口減少の局面に入り、今後、加速度的に人口減少が進むといわれています。若い世代が大都市圏へ流出する「社会減」と、出生率が低下する「自然減」により、人口減少は地方から都市部へも広がっていきます。

人口減少が進む過程においては、高齢化を必然的に伴うことから、高齢化の進行による人口構造が変化していきます。従属人口（15 歳未満、65 歳以上）比率が高まり、労働力の中核をなす生産年齢人口（15～64 歳）比率が低くなる、働く人よりも支えられる人が多くなる状況は、労働力人口の減少や引退世代の増加に伴う貯蓄率の低下により、長期的な成長力が低下したり、働く世代が引退世代を支える社会保障制度の維持が困難になったりするなど経済にマイナスに作用していきます。

また、団塊の世代が 75 歳に到達する 2025 年頃から高齢者の人口はさらに増加し、2042 年頃にピークを迎えると推計されており、超高齢社会は長期にわたり継続すると予測されています。

こうした中で、子どもを生み、育てやすい環境づくりや、年齢や人生の各段階に対応した生きがい、働き方の選択など、多様な暮らし方に対するニーズも高まってきています。さらには、自治会など地域コミュニティの確保・再生や、観光・交流等の活性化による交流人口の確保、NPO 活動やボランティア活動などの地域活動の確保など、多様な視点から地域の活性化に取り組むことが求められます。

#### (2) 持続可能な低炭素・循環型社会実現へ対応

地球温暖化防止、循環型社会の構築、自然環境の保全・再生等、環境への国民の関心が高まっています。特に地球温暖化の進行は、地球レベルでの気温・海水面の上昇、洪水・高潮、干ばつ等の異常気象の増加等、広範な影響を及ぼすものと予想されています。

また、東日本大震災に起因する福島第一原子力発電所の事故は、われわれの暮らしにおけるエネルギーのあり方について国全体で考えなければならないことを認識させました。

こうした中で、生態系の保全や経済社会活動による国土や地球環境への負荷の増加などへの対応が求められています。また、環境の保全と経済の発展が地球規模で両立できる持続可能な低炭素・循環型社会の実現に向けて、持続可能な低炭素型エネルギー技術の早期導入・普及や省エネルギー社会の構築が喫緊の課題となっています。

#### (3) ICT の進化とライフスタイルの変化

近年の AI（人工知能）、IoT（モノのインターネット）をはじめとした ICT の急速な進化は、交通、医療、福祉、防災、観光、教育などの様々な分野で、課題の解決や新規ビジネスの創出を促し、社会経済活動全体を変革する可能性を高めているとともに、人々の生活の利便性の向上や生活時間の使い方の変化など、ライフスタイルや働き方への影響が大きくなってきています。特に、スマートフォンの普及は、インターネットを身近なものにしており、買い物や SNS

によるコミュニケーションなど生活の一部として活用されています。加えて人が関与していない状況で情報機器間で大量の情報（ビッグデータ）がAIにより処理されてフィードバックされることで、人々の生活の利便性を高めるなどライフスタイルへの影響が大きくなってきています。さらに、AIやロボットの研究開発と産業育成が進むことが予想されており、大災害時の危険任務、医療・介護分野など様々な分野での活用が期待されており、今後のICTのさらなる技術革新に伴う社会の変化を的確に捉え、その利便性を最大限発揮できるよう対応していく必要があります。

#### （４）家族形態、コミュニティ、働き方の変化

我が国の家族形態は、戦後の3世代世帯等の大家族から夫婦と子どもを中心とした核家族へと移行し、近年では、高齢者や若年者の単身世帯の増加といった変化があらわれています。

コミュニティについては、少子高齢化が進む中で「地域の担い手（後継者）不足」「共助の弱まり」などの問題点が指摘されており、地域コミュニティの再構築は早急の課題となっています。

働き方については、雇用者に占める派遣・パートなど非正規職員の割合が上がり、将来的にも安定した雇用形態を確保することが課題となっています。

さらには、労働・仕事と介護や子育てなどの家事の両立などによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の必要性も高まるとともに、女性や若者、高齢者、障害者などの就業の機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる環境が求められています。

こうした中で、多様な家族形態やライフスタイルに対応するため、保健・医療・福祉等の充実とともに、公共、民間、地域など様々な主体が連携し、ハード、ソフト両面から居住環境を向上させる取り組みが求められています。

#### （５）安全・安心をより重視したまちづくりの必要性

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、広域かつ甚大な被害をもたらし、その影響は被災地域のみならず多方面に及んだことから、我が国の防災対策に大きな転換を迫る契機となりました。南海トラフ巨大地震は30年以内の発生確率が70～80%とされており、発生した場合には、多数の死傷者や経済的損失など、甚大な被害をもたらすと予測されています。さらに、平成28年には熊本地震、鳥取県中部地震が発生しています。また、地震災害だけでなく、平成26年に広島県で発生した大規模な土砂災害や、平成27年に発生した関東・東北豪雨、平成30年に発生した西日本豪雨など、大規模な自然災害にも注意が必要となっており、改めて安心・安全への意識が高まってきており、自分たちで災害から生命や財産を守ることの重要性和、地域コミュニティのあり方が改めて問われています。

また、近年、高齢者、歩行者、自転車に係る交通事故の増加、特殊犯罪や重要犯罪の続発などを背景に、暮らしを取り巻く安心な環境づくりに対する意識も高まっています。

こうした中で、行政、住民が一体となって防災・防犯意識の高揚を図り、ハード面での整備と併せ、ソフト面を組み合わせた適切な備えを充実させた安全・安心をより重視したまちづくりの必要性が高まっています。

## （６）住民参画のまちづくりの必要性

社会の成熟化、社会への貢献意識の高まり、価値観の多様化等により、NPO の活性化や災害時などのボランティア活動の必要性が高まっています。

また NPO、ボランティア団体、企業など多様な主体が幅広い「公」の役割を担うことができるよう、住民参画の機会の拡大が求められています。

こうした中で、住民参画機会の拡大を積極的に行い、個人、企業等の社会への貢献意識をさらに促すとともに、自治会等既存地域コミュニティの育成と融合させながら継続かつ発展させ、行政や各種団体などと役割分担しながら力を合わせて、住民参画のまちづくりに取り組んでいくことが求められています。

## （７）効率的・効果的な自治体運営

生産年齢人口の減少により税収の伸びを見込むことが困難な一方、高齢化による社会保障負担の増大は不可避であり、自治体の財政運営は今後一層困難になると見込まれています。このため、自治体は担うべき役割を見直すとともに、地域の多様な主体との連携と役割分担を今まで以上に進める必要があります。

さらに、政策や事業について優先順位をつけることも行いつつ、その目的や成果を住民に説明するとともに、検証・評価を行うなど、より開かれた、効率的・効果的な政策の推進が必要です。さらに、広域的な諸課題に対応しつつ、自立した行政を進めていくためにも県などの広域自治体や近隣市町との連携協力も幅広く進めていく必要があります。

また、高度成長期以降に集中整備したインフラや公共施設等の老朽化が深刻化しており、今後は、施設の長寿命化や適正な再配置を行うことにより、費用を縮減し効率的な社会資本の維持管理を行っていく必要があります。

こうした状況の中では、従来の方法や水準で公共サービスを維持することが困難となることが見込まれ、住民サービスを持続的かつ安定的に提供していくためには、AI や IoT を中心とした ICT を効果的に活用するなど、量的・質的にも困難さを増す課題を克服できるようなしくみを検討する必要があります。

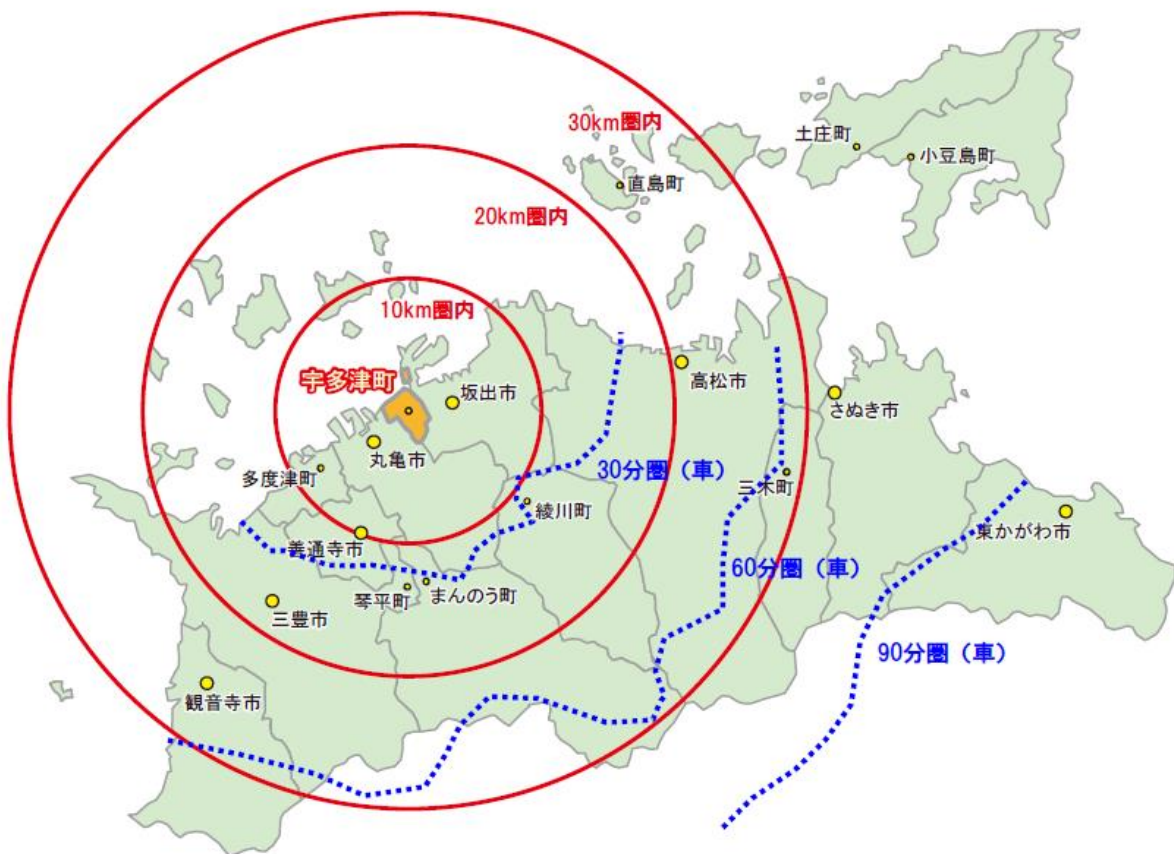
## 2. 宇多津町の現状

### (1) 位置、地勢

本町は瀬戸内海に面した香川県のほぼ中央にあり、東は坂出市、西は丸亀市に囲まれた人口18,952人（平成27年国勢調査）、総面積8.10㎢の比較的小さな町です。

北部に市街地、南部に田園地帯が広がり、これを取り囲むように青の山、聖通寺山、角山などの山々が位置しています。本町の市街地は、古くからの伝統と趣を残す既成市街地と、かつての塩田跡地を埋め立てて形成された新宇多津都市の特徴ある2つの顔を有しています。

本町は、温暖で雨が少なく、日照時間が長いという瀬戸内式気候を利用して、江戸時代中期から昭和47年の製塩業廃止まで、全国屈指の塩の町でした。今では、高い交通利便性を活かし、商業施設等を中心とした広域的都市機能の集積から、香川中讃地域をリードする四国の玄関口として歩んでいます。





## (2) 交通基盤

主な交通基盤としては、鉄道では JR 瀬戸大橋線・JR 予讃線、広域幹線道路では瀬戸中央自動車道、国道 11 号、さぬき浜街道、主要地方道高松善通寺線、一般県道富熊宇多津線、一般県道飯野宇多津線があります。

鉄道は、JR 瀬戸大橋線が四国と本州を、JR 予讃線が高松と松山を結び、本町の広域の交通機関として、主要都市軸の役割を果たしています。

広域幹線道路は、瀬戸中央自動車道が四国と本州を結ぶ高速道路で、国道 11 号が南部における東西都市軸、その他さぬき浜街道が臨海部における東西都市軸、主要地方道高松善通寺線が中央部における東西都市軸、一般県道富熊宇多津線・一般県道飯野宇多津線が南北の都市軸となっています。

特に、瀬戸大橋によって本州と鉄道・高速道路で繋がっていることから、本町は四国の玄関口として広域交通の要衝となっています。

## (3) 歴史・沿革

本町の歴史は古く、紀元前 2～3 世紀ごろには現在の大東川沿岸の津の郷付近に農耕集落が形成されていたことが知られています。そして紀元 7 世紀後半には、瀬戸内海の海上交通の要として「鵜足津」と呼ばれる自然港を中心に栄え、讃岐でも有数の船着場として人や物資の往来がますます盛んになっていきました。室町時代には細川頼之侯の居館が置かれ、四国管領の中心として栄えました。

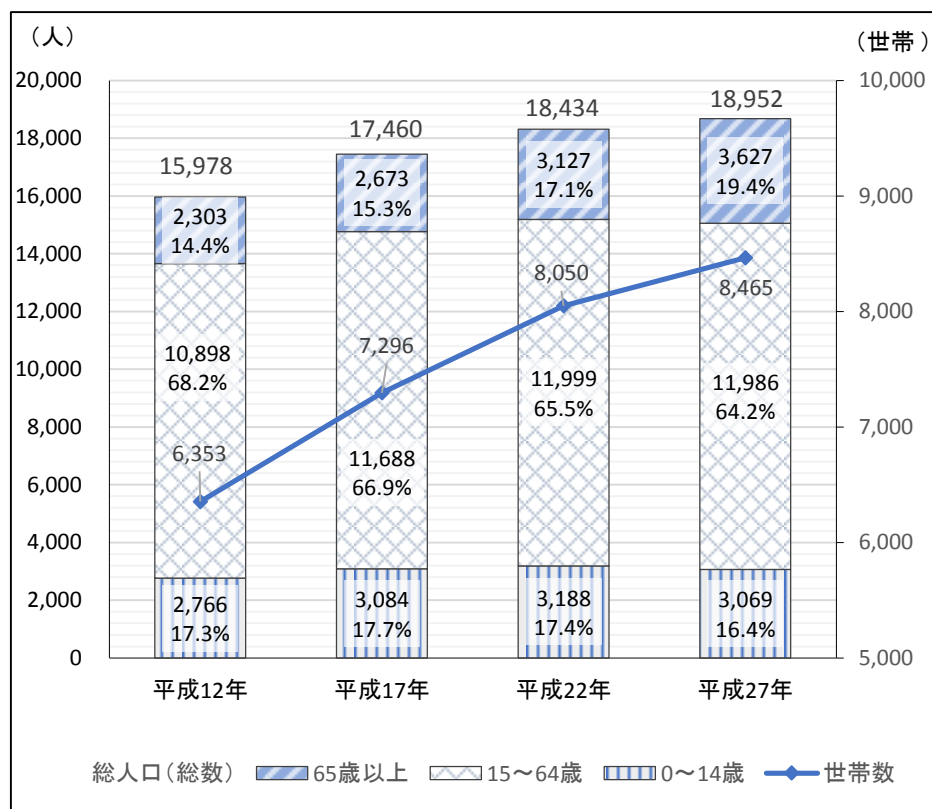
江戸時代以降から明治にかけては、新しい塩田が次々に開かれ、塩田を中心に全国一の「塩のまち」として発展を遂げていきました。しかし、新たな製塩法が主流になるに伴い、塩田は廃止され、塩田跡地を埋め立てた新宇多津都市が建設されました。それ以後、新宇多津都市を舞台に、町経済の中心は商業に移行しています。

平成の大合併により、香川県内においても多くの市町村が合併していく中で、本町は高い交通利便性を活かした都市機能の集積や商工業の発展を基盤に、単独の自治体として、中讃地域をリードするまちを目指して、まちづくりを進めています。

## (4) 人口、世帯数等

### 【総人口】

本町の人口は、平成27年で18,952人です。平成12年から平成17年では約1,500人の増加がみられ、平成22年から平成27年でも約500人の増加があり一貫して増加しています。平成12年から平成27年の15年間では約3,000人の増加となっています。



※国勢調査 総人口の値は年齢不詳を含む

平成30年10月1日現在では総人口18,981人、世帯数8,701世帯となっています。

### 【世帯数】

本町の世帯数も、一貫して増加しており、平成27年で、8,465世帯です。世帯人員は減少傾向にあり、平成12年で2.5人であった世帯人員が平成27年には2.2人まで減少しています。

### 3. 宇多津町の特性

#### ①四国の玄関口、交通立地条件が整ったまち

本町は四国の玄関口に位置し、高速交通網や JR 等による高い交通利便性を有しています。こうした交通立地条件を活かして、新宇多津都市には商業施設が集積しており、商業が振興しています。県下で最も面積規模が小さいものの、広域的都市機能が集約した、コンパクトで利便性の高いまちであると言えます。

#### ②古いものと新しいものが融合したまち

本町には、塩田跡地の新宇多津都市、青の山麓部の既成市街地、田園地帯の南部地域、及び点在する寺社など、古いものと新しいものが共存しています。小さい面積ながらも、新旧さまざまな魅力にあふれたまちだと言えます。これらは、地域ごとに明確な違いを見せ、それぞれの良さを引き立たせ合っています。

#### ③人口流動（転入・転出者）が多いまち

本町では、人口流動が多く、若い世代の入れ替わりが激しくなっており、近年では、少子高齢化の進行と人口増の鈍化が見られます。また、生産年齢人口もほぼ横ばいの状況となっています。若い世代が多いということは、本町の地域発展において、重要な強みです。

#### ④教育の充実したまち

本町は、「宇多津町教育連携 5 か年計画」のもと、保・幼・小・中の一貫教育を実施し、夢と希望を抱き、高め合い、よろこびを分かち合う教育を推進してきました。また、あいさつ運動や地域住民との協働活動などに取り組み、学校がまちづくりの中心としての役割を担うよう努めてきました。その結果、地域住民の学校教育への満足度は高く、教育の充実したまちだと評価されています。

#### ⑤暮らしやすく、定住意向が強いまち

本計画の見直しにあたって実施した「住民アンケート調査」の結果において、本町が“暮らしやすい” また、本町に“住み続けたい”と感じている人は、いずれも 9 割を超えています。中でも、廃棄物処理等環境衛生や下水道、公園・緑地の整備といった生活環境分野や、健康づくり・医療体制、子育て支援などの、保健・福祉分野に対する評価が高くなっており、住環境や生活支援が充実したまちであると言えます。

## 4. 住民ニーズ

### (1) 調査の目的

アンケート調査は、まちづくりの指針である宇多津町総合計画の後期5ヵ年計画見直しにあたり、住民のまちづくりに対する評価や必要な取り組みなどの把握を行い、計画の見直しや推進のための基礎資料として活用することを目的として実施したものです。

### (2) 配布数・回収率等

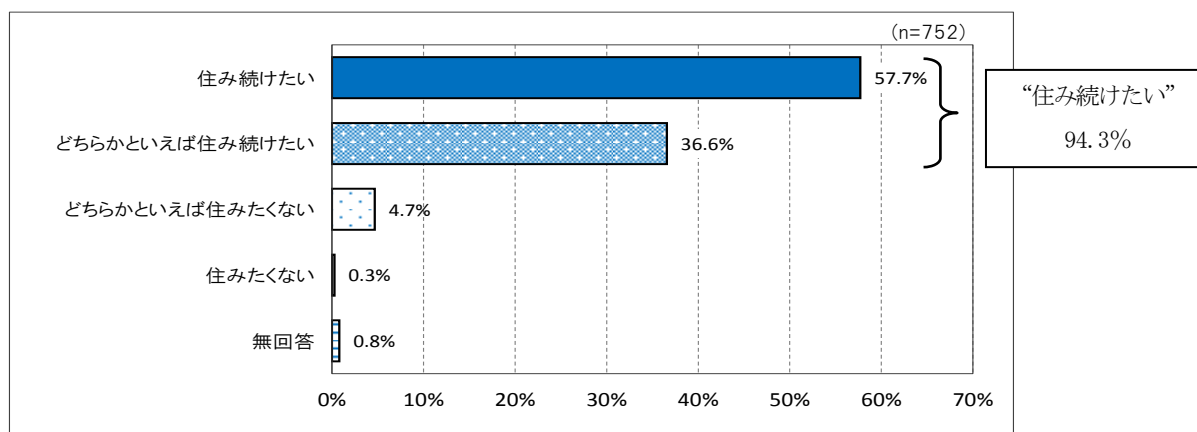
- |                      |               |
|----------------------|---------------|
| ・対象者：18歳以上の住民（無作為抽出） | ・配布数：2,000票   |
| ・回収数：752票            | ・回収率：37.6%    |
| ・調査方法：郵送による配布、回収     | ・調査期間：平成30年3月 |

### (3) 調査結果の概要

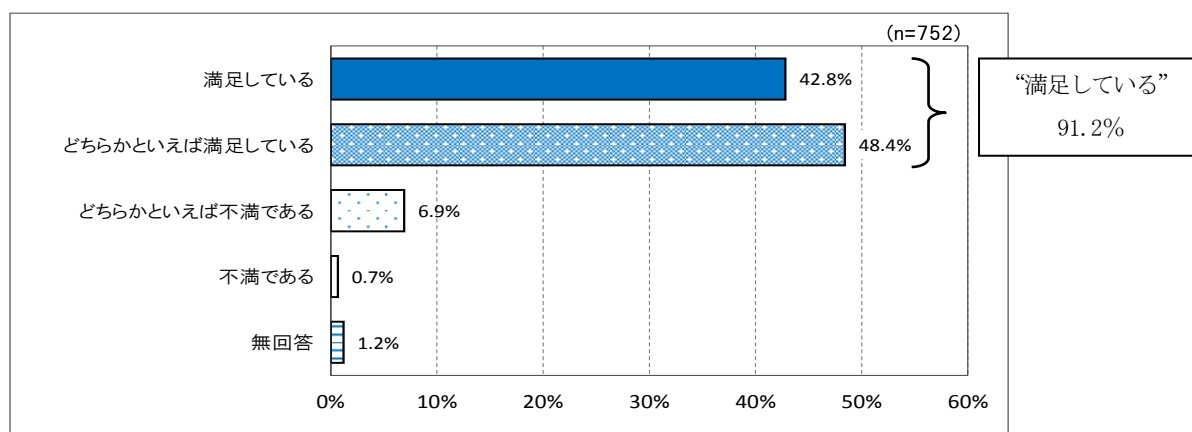
#### ① 定住意向や暮らしやすさ

定住意向については回答者の94.3%が“住み続けたい”と回答し、まちの暮らしやすさについては91.2%が“満足している”と回答しています。

#### 【定住意向】

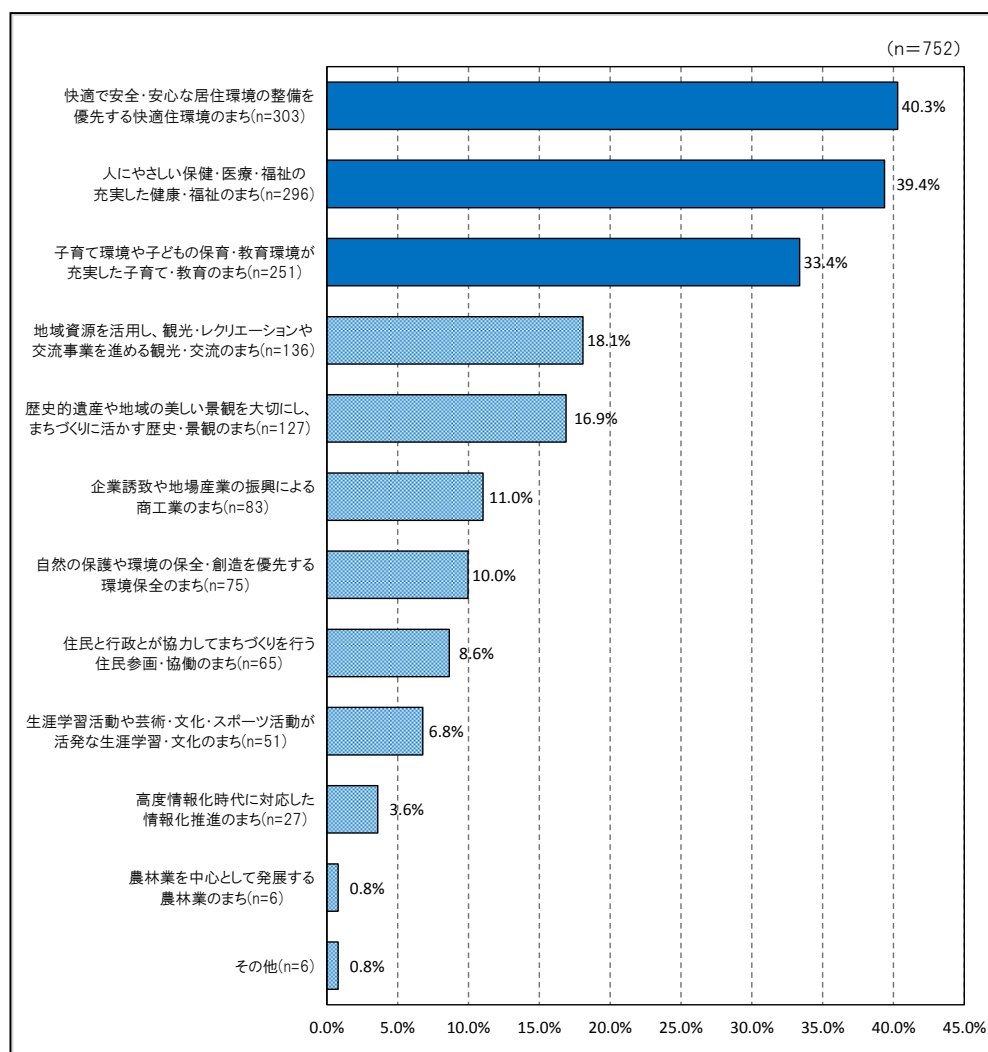


#### 【暮らしやすさへの評価】



## ②将来のまちづくりの方向性

本町のまちづくりの特色としては、「快適住環境のまち」(40.3%)と「健康・福祉のまち」(39.4%)がほぼ同率1位となり、次いで「子育て・教育のまち」といった意見が多くみられます。



## ③まちづくりの満足度及び重要度

本町のまちづくりにおける満足度の高い項目は「廃棄物処理等環境衛生の充実（ごみ処理・リサイクル体制の状況）」（66.1%）、「商業の振興（日常の買い物の便利さ）」（62.2%）、「下水道の充実（公共下水道・排水処理施設の整備状況）」（62.1%）となっており、上位10項目の内、「2 生活環境分野」で5項目が該当しています。

満足度が低い項目は「道路・交通網の充実（道路の整備状況、公共交通の利便性）」、「交通安全の充実（交通安全施設整備の状況）」、「土地の有効利用（適正な土地利用の状況）」となっており、下位10項目の内、「5 都市基盤分野」で4項目が該当しています。

本町のまちづくりにおいて重要度の高い項目は「健康づくり・医療体制の充実（保健・医療サービスや施設整備の状況）」（76.6%）、「廃棄物処理等環境衛生の充実（ごみ処理・リサイクル体制の状況）」（75.1%）、「商業の振興（日常の買い物の便利さ）」（71.3%）となっており、上位10項目の内、「2 生活環境分野」で6項目が該当しています。

## 【満足度 上位・下位10項目】

| 満 足 度 高 い |                  | 満 足 度 低 い        |  |
|-----------|------------------|------------------|--|
| 第1位       | 2-③廃棄物処理等環境衛生の充実 | 5-④道路・交通網の充実     |  |
| 第2位       | 4-③商業の振興         | 2-⑥交通安全の充実       |  |
| 第3位       | 2-②下水道の充実        | 5-①土地の有効利用       |  |
| 第4位       | 2-④公園・緑地の整備      | 5-③住宅施策の推進       |  |
| 第5位       | 1-①健康づくり・医療体制の充実 | 4-①観光の振興         |  |
| 第6位       | 2-①環境保全の推進       | 2-⑦防犯対策の充実       |  |
| 第7位       | 3-①学校教育の充実       | 2-④公園・緑地の整備      |  |
| 第8位       | 2-⑤消防・防災の充実      | 5-②市街地の整備        |  |
| 第9位       | 5-④道路・交通網の充実     | 4-⑤雇用対策・勤労者福祉の充実 |  |
| 第10位      | 1-④子育て支援の充実      | 1-①健康づくり・医療体制の充実 |  |

## 【重要度 上位10項目】

| 重 要 度 高 い |                  |
|-----------|------------------|
| 第1位       | 1-①健康づくり・医療体制の充実 |
| 第2位       | 2-③廃棄物処理等環境衛生の充実 |
| 第3位       | 4-③商業の振興         |
| 第4位       | 2-⑦防犯対策の充実       |
| 第5位       | 2-④公園・緑地の整備      |
| 第6位       | 2-⑤消防・防災の充実      |
| 第7位       | 2-⑥交通安全の充実       |
| 第8位       | 5-④道路・交通網の充実     |
| 第9位       | 2-②下水道の充実        |
| 第10位      | 1-②保険事業の充実       |

## 【満足度】

(単位：%)

| 設問            |                                           | 満足度   | 不満足度  |
|---------------|-------------------------------------------|-------|-------|
| 1<br>保健・福祉分野  | 1-① 健康づくり・医療体制の充実（保健・医療サービスや施設整備の状況）      | ⑤58.5 | ⑩9.3  |
|               | 1-② 保険事業の充実（国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険のサービス状況） | 38.6  | 7.9   |
|               | 1-③ 地域福祉の充実（ボランティアの活動状況、相談体制の状況）          | 37.4  | 6.0   |
|               | 1-④ 子育て支援の充実（子育てサービスや環境の状況）               | ⑩42.3 | 6.9   |
|               | 1-⑤ 高齢者支援の充実（高齢者福祉サービスや環境の状況）             | 29.5  | 7.8   |
|               | 1-⑥ 障がい者（児）支援の充実（障がい福祉サービスや環境の状況）         | 23.6  | 6.4   |
| 2<br>生活環境分野   | 2-① 環境保全の推進（自然環境の豊かさ、環境保全活動など）            | ⑥56.6 | 8.0   |
|               | 2-② 下水道の充実（公共下水道・排水処理施設の整備状況）             | ③62.1 | 7.5   |
|               | 2-③ 廃棄物処理等環境衛生の充実（ごみ処理・リサイクル体制の状況）        | ①66.1 | 7.3   |
|               | 2-④ 公園・緑地の整備（公園・緑地の整備、緑化の推進状況）            | ④60.7 | ⑦10.6 |
|               | 2-⑤ 消防・防災の充実（火災や災害からの安全性）                 | ⑧44.2 | 8.4   |
|               | 2-⑥ 交通安全の充実（交通安全施設整備の状況）                  | 34.9  | ②15.0 |
|               | 2-⑦ 防犯対策の充実（安全安心の取組み状況）                   | 35.5  | ⑥10.7 |
| 3<br>教育分野     | 3-① 学校教育の充実（教育内容、学校施設など子どもの教育環境）          | ⑦44.7 | 6.4   |
|               | 3-② 生涯学習社会の形成（生涯学習活動や施設整備の状況）             | 31.3  | 5.6   |
|               | 3-③ スポーツの振興（スポーツ活動や施設整備の状況）               | 29.7  | 8.3   |
|               | 3-④ 歴史・文化の継承と創造（文化活動や施設整備の状況）             | 36.2  | 5.2   |
|               | 3-⑤ 青少年の健全育成（健全な社会環境づくり）                  | 27.7  | 7.9   |
|               | 3-⑥ 国内外との交流活動の充実（国際交流・海外派遣活動等の状況）         | 19.2  | 6.8   |
| 4<br>産業分野     | 4-① 観光の振興（観光推進体制や観光施設の整備状況）               | 32.7  | ⑤11.6 |
|               | 4-② 農林水産業の振興（農林業生産基盤の状況、担い手の育成支援など）       | 15.4  | 9.0   |
|               | 4-③ 商業の振興（日常の買い物の便利さ）                     | ②62.2 | 7.3   |
|               | 4-④ 工業の振興（既存企業への支援、企業誘致など）                | 23.6  | 7.9   |
|               | 4-⑤ 雇用対策・勤労者福祉の充実（就業・雇用の場の整備状況）           | 21.9  | ⑨10.4 |
|               | 4-⑥ 消費者対策の充実（消費生活に関する広報や相談体制の状況）          | 22.8  | 7.6   |
| 5<br>都市基盤分野   | 5-① 土地の有効利用（適正な土地利用の状況）                   | 24.6  | ③13.8 |
|               | 5-② 市街地の整備（都市機能の集約、市街地の整備状況）              | 39.9  | ⑧10.6 |
|               | 5-③ 住宅施策の推進（住宅地の形成、町営住宅の整備状況）             | 28.9  | ④11.7 |
|               | 5-④ 道路・交通網の充実（道路の整備状況、公共交通の利便性）           | ⑨44.2 | ①20.0 |
|               | 5-⑤ 情報化の推進（ホームページなど情報化の状況）                | 27.9  | 6.6   |
| 6<br>協働・行財政分野 | 6-① 男女共同参画の促進（女性の社会参画の状況）                 | 21.4  | 4.6   |
|               | 6-② 人権の尊重（人権啓発活動や相談体制の状況）                 | 23.7  | 2.9   |
|               | 6-③ コミュニティの育成（地域コミュニティ施設（公民館）整備の状況）       | 36.0  | 7.6   |
|               | 6-④ 協働のまちづくりの推進（行政情報や催事情報の提供状況）           | 31.2  | 6.2   |
|               | 6-⑤ 自立した自治体経営の推進（健全な財政運営や行財政改革の推進）        | 27.9  | 5.9   |



## 【重要度】

(単位：%)

| 設問            |                                           | 重要度    |
|---------------|-------------------------------------------|--------|
| 1<br>保健・福祉分野  | 1-① 健康づくり・医療体制の充実（保健・医療サービスや施設整備の状況）      | ①76.6% |
|               | 1-② 保険事業の充実（国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険のサービス状況） | ⑩66.5% |
|               | 1-③ 地域福祉の充実（ボランティアの活動状況、相談体制の状況）          | 51.6%  |
|               | 1-④ 子育て支援の充実（子育てサービスや環境の状況）               | 58.5%  |
|               | 1-⑤ 高齢者支援の充実（高齢者福祉サービスや環境の状況）             | 59.7%  |
|               | 1-⑥ 障がい者（児）支援の充実（障がい福祉サービスや環境の状況）         | 49.1%  |
| 2<br>生活環境分野   | 2-① 環境保全の推進（自然環境の豊かさ、環境保全活動など）            | 66.1%  |
|               | 2-② 下水道の充実（公共下水道・排水処理施設の整備状況）             | ⑨66.6% |
|               | 2-③ 廃棄物処理等環境衛生の充実（ごみ処理・リサイクル体制の状況）        | ②75.1% |
|               | 2-④ 公園・緑地の整備（公園・緑地の整備、緑化の推進状況）            | ⑤69.8% |
|               | 2-⑤ 消防・防災の充実（火災や災害からの安全性）                 | ⑥69.7% |
|               | 2-⑥ 交通安全の充実（交通安全施設整備の状況）                  | ⑦69.4% |
|               | 2-⑦ 防犯対策の充実（安全安心の取組み状況）                   | ④70.6% |
| 3<br>教育分野     | 3-① 学校教育の充実（教育内容、学校施設など子どもの教育環境）          | 66.1%  |
|               | 3-② 生涯学習社会の形成（生涯学習活動や施設整備の状況）             | 53.3%  |
|               | 3-③ スポーツの振興（スポーツ活動や施設整備の状況）               | 49.1%  |
|               | 3-④ 歴史・文化の継承と創造（文化活動や施設整備の状況）             | 48.4%  |
|               | 3-⑤ 青少年の健全育成（健全な社会環境づくり）                  | 56.1%  |
|               | 3-⑥ 国内外との交流活動の充実（国際交流・海外派遣活動等の状況）         | 37.0%  |
| 4<br>産業分野     | 4-① 観光の振興（観光推進体制や観光施設の整備状況）               | 51.2%  |
|               | 4-② 農林水産業の振興（農林業生産基盤の状況、担い手の育成支援など）       | 34.3%  |
|               | 4-③ 商業の振興（日常の買い物の便利さ）                     | ③71.3% |
|               | 4-④ 工業の振興（既存企業への支援、企業誘致など）                | 41.0%  |
|               | 4-⑤ 雇用対策・勤労者福祉の充実（就業・雇用の場の整備状況）           | 53.1%  |
|               | 4-⑥ 消費者対策の充実（消費生活に関する広報や相談体制の状況）          | 45.5%  |
| 5<br>都市基盤分野   | 5-① 土地の有効利用（適正な土地利用の状況）                   | 51.5%  |
|               | 5-② 市街地の整備（都市機能の集約、市街地の整備状況）              | 58.0%  |
|               | 5-③ 住宅施策の推進（住宅地の形成、町営住宅の整備状況）             | 46.8%  |
|               | 5-④ 道路・交通網の充実（道路の整備状況、公共交通の利便性）           | ⑧67.0% |
|               | 5-⑤ 情報化の推進（ホームページなど情報化の状況）                | 44.0%  |
| 6<br>協働・行財政分野 | 6-① 男女共同参画の促進（女性の社会参画の状況）                 | 38.8%  |
|               | 6-② 人権の尊重（人権啓発活動や相談体制の状況）                 | 41.6%  |
|               | 6-③ コミュニティの育成（地域コミュニティ施設（公民館）整備の状況）       | 46.8%  |
|               | 6-④ 協働のまちづくりの推進（行政情報や催事情報の提供状況）           | 43.0%  |
|               | 6-⑤ 自立した自治体経営の推進（健全な財政運営や行財政改革の推進）        | 45.3%  |



## ④満足度と重要度の相関からみる優先度

本町のまちづくりにおける満足度評価と重要度評価を相関させ、今後優先的に取り組むべき施策項目を抽出しました。「満足度評価最低・重要度評価最高」に近づくほど優先度が高くなり、「満足度評価最高・重要度評価最低」に近づくほど優先度が低くなるため、本町では「交通安全の充実（交通安全施設整備の状況）」、「防犯対策の充実（安全安心の取組み状況）」、「道路・交通網の充実（道路の整備状況、公共交通の利便性）」が優先度の高い施策項目となり、優先度の高い上位10項目の内、「2 生活環境分野」で3項目が該当しています。

## 【優先度】

(単位：評価点)

| 設問            |                                           | 優先度    |
|---------------|-------------------------------------------|--------|
| 1<br>保健・福祉分野  | 1-① 健康づくり・医療体制の充実（保健・医療サービスや施設整備の状況）      | 1.59   |
|               | 1-② 保険事業の充実（国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険のサービス状況） | ⑨3.59  |
|               | 1-③ 地域福祉の充実（ボランティアの活動状況、相談体制の状況）          | -4.78  |
|               | 1-④ 子育て支援の充実（子育てサービスや環境の状況）               | -0.63  |
|               | 1-⑤ 高齢者支援の充実（高齢者福祉サービスや環境の状況）             | ④5.95  |
|               | 1-⑥ 障がい者（児）支援の充実（障がい福祉サービスや環境の状況）         | 1.42   |
| 2<br>生活環境分野   | 2-① 環境保全の推進（自然環境の豊かさ、環境保全活動など）            | -2.85  |
|               | 2-② 下水道の充実（公共下水道・排水処理施設の整備状況）             | -5.47  |
|               | 2-③ 廃棄物処理等環境衛生の充実（ごみ処理・リサイクル体制の状況）        | -4.11  |
|               | 2-④ 公園・緑地の整備（公園・緑地の整備、緑化の推進状況）            | -3.80  |
|               | 2-⑤ 消防・防災の充実（火災や災害からの安全性）                 | ⑧3.65  |
|               | 2-⑥ 交通安全の充実（交通安全施設整備の状況）                  | ①10.04 |
|               | 2-⑦ 防犯対策の充実（安全安心の取組み状況）                   | ②9.35  |
| 3<br>教育分野     | 3-① 学校教育の充実（教育内容、学校施設など子どもの教育環境）          | ⑩2.45  |
|               | 3-② 生涯学習社会の形成（生涯学習活動や施設整備の状況）             | 0.31   |
|               | 3-③ スポーツの振興（スポーツ活動や施設整備の状況）               | -0.36  |
|               | 3-④ 歴史・文化の継承と創造（文化活動や施設整備の状況）             | -5.02  |
|               | 3-⑤ 青少年の健全育成（健全な社会環境づくり）                  | ⑦3.75  |
|               | 3-⑥ 国内外との交流活動の充実（国際交流・海外派遣活動等の状況）         | -2.86  |
| 4<br>産業分野     | 4-① 観光の振興（観光推進体制や観光施設の整備状況）               | -0.65  |
|               | 4-② 農林水産業の振興（農林業生産基盤の状況、担い手の育成支援など）       | -1.11  |
|               | 4-③ 商業の振興（日常の買い物の便利さ）                     | -4.47  |
|               | 4-④ 工業の振興（既存企業への支援、企業誘致など）                | -0.90  |
|               | 4-⑤ 雇用対策・勤労者福祉の充実（就業・雇用の場の整備状況）           | ⑥4.48  |
|               | 4-⑥ 消費者対策の充実（消費生活に関する広報や相談体制の状況）          | 0.54   |
| 5<br>都市基盤分野   | 5-① 土地の有効利用（適正な土地利用の状況）                   | ⑤4.56  |
|               | 5-② 市街地の整備（都市機能の集約、市街地の整備状況）              | 1.30   |
|               | 5-③ 住宅施策の推進（住宅地の形成、町営住宅の整備状況）             | 0.28   |
|               | 5-④ 道路・交通網の充実（道路の整備状況、公共交通の利便性）           | ③7.43  |
|               | 5-⑤ 情報化の推進（ホームページなど情報化の状況）                | -2.17  |
| 6<br>協働・行財政分野 | 6-① 男女共同参画の促進（女性の社会参画の状況）                 | -2.74  |
|               | 6-② 人権の尊重（人権啓発活動や相談体制の状況）                 | -2.73  |
|               | 6-③ コミュニティの育成（地域コミュニティ施設（公民館）整備の状況）       | -4.93  |
|               | 6-④ 協働のまちづくりの推進（行政情報や催事情報の提供状況）           | -4.35  |
|               | 6-⑤ 自立した自治体経営の推進（健全な財政運営や行財政改革の推進）        | -1.35  |

## 5. まちづくりへの課題

|                                                                   |
|-------------------------------------------------------------------|
| <b>(1) 将来的な人口減少と少子・高齢化への取り組み</b>                                  |
| 各地域での高齢化の現状の違いに応じた対策が必要です。また、町外からの転入者にとっても住みやすい環境づくりが必要です。        |
| <b>(2) 健康・医療・福祉の充実したまちづくり</b>                                     |
| 地域コミュニティが弱体化していることから、住民一人ひとりの自立した健康づくりや地域で支える福祉の取り組みが必要です。        |
| <b>(3) 定住化の促進に向けた快適で暮らしやすい地域基盤づくり</b>                             |
| 各地域や各世代のニーズに対応し、だれもが「住みたい、住み続けたいまち」と実感できる地域基盤づくりが必要です。            |
| <b>(4) すべての人にやさしいユニバーサルデザインの視点からのまちづくり</b>                        |
| 地域基盤づくりをはじめ、福祉、教育、防災など各分野のまちづくりにおいてユニバーサルデザインの視点からの取り組みが必要です。     |
| <b>(5) だれもが安全・安心に暮らせるまちづくり</b>                                    |
| 住民同士のきずなが希薄になる中、まちづくりの基本となる安全・安心を切り口とした身近なコミュニティの強化が必要となっています。    |
| <b>(6) 低炭素・循環型社会に対応したまちづくり</b>                                    |
| 住民と行政が一体となって、人と自然にやさしい地域社会の形成に向けた取り組みを継続していく必要があります。              |
| <b>(7) 子育て支援や教育の充実</b>                                            |
| 町内の2つの小学校を拠点に地域の繋がりを強め、学校や地域が連携して子どもたちを育む環境づくりを進めていく必要があります。      |
| <b>(8) 交流・連携のネットワークの充実</b>                                        |
| 香川短期大学の立地を活かした「域学連携」などにより、世代間や地域間の交流・連携活動を進めていく必要があります。           |
| <b>(9) 四国の玄関口、交通立地条件を活かした新たな魅力・活力の創造</b>                          |
| 豊富な人材や地域の連携によって、交通立地条件などの地域特性を活かした新たな魅力・活力の創造に取り組んでいく必要があります。     |
| <b>(10) 各地域の特性を活かした魅力づくり</b>                                      |
| 各地域の良さを活かす視点から、各地域が抱える課題を、地域住民との協働によって克服していく必要があります。              |
| <b>(11) 住民参画の拡大と人材育成の推進</b>                                       |
| 複雑化する地域の課題に対し、「自らの地域は自らでつくる」という意識改革のもと、住民自治のまちづくりを進めていく必要があります。   |
| <b>(12) 効率的な行財政運営の推進</b>                                          |
| 厳しい行財政運営の中で、「小さくても自立可能なまち」「住民にとって暮らしやすいまち」を目指した行財政改革に取り組む必要があります。 |

## 第 2 編

# 基 本 構 想

---

第1章 まちづくりの将来像と基本理念

---

第2章 まちづくりの目標

---



## 第1章 まちづくりの将来像と基本理念

本町は、瀬戸大橋の開通とともに本州と四国を結ぶ四国の玄関口として、著しい人口増加を遂げ、都市機能を集積し発展してきました。そして、平成の大合併においても単独での自立を選択しこれまでの発展を維持してきました。しかし、本町周辺に大型店舗の立地等が進み、本町の交通及び商業立地条件の優位性が低下する他、地方分権の動きや地域間競争がさらに強まるなど、今後のまちづくりを進めていくうえで大きな転換期を迎えています。

また、本町を取り巻く情勢は、全国的な傾向と同様に、少子高齢化の進展やそれに伴う厳しい行財政運営、市街地の空洞化、さらには、多発する自然災害など刻々と変化、複雑化しています。一方で、住民ニーズのさらなる多様化・高度化が進み、今まで以上に安全性や快適性など、生活環境の質的向上が求められています。

こうした中、本町が今後とも「**小さくても自立可能なまち**」としてさらに発展し、住民一人ひとりが生涯健康で、安全・安心していきいきと暮らしていけるまち、個性と活力があふれるまちを実現していくためには、住民と行政の連携による協働のまちづくり、住民自治の地域づくりが不可欠です。

そのため、住民一人ひとりが「**自らの地域は自らでつくる**」といった住民参画に対する意識改革を図り、各個人、各地域、そして地域全体が自立することを今後のまちづくりの方向性として、**『元氣創造！ これからも 自立する 宇多津』**を将来像に掲げ、これからも、そしていつまでも自立していける元氣なまちの創造を目指します。

【まちづくりの将来像】

『 **元気創造！これからも 自立する 宇多津** 』

各個人、各地域、そして地域全体の自立により、住民一人ひとりが生涯健康で、安全・安心していきいきと暮らしていけるまち、さらに、個性と活力があふれるまちとして、これからも、そしていつまでも自立していける元気なまちを創造していきます。

【基本理念】

■ **住民の自立と参画による繋がり豊かな地域コミュニティのあるまち**

まちづくりの主役はそこに住む人であり、住民の自立と参画が不可欠です。「自らの地域は自らでつくる」といった住民の意識改革を図り、世代間や地域間を越えた繋がり豊かなコミュニティのあるまち、住民参画のまちづくりを進めます。また、住民と行政が協働で地域の課題を解決し、効率性の高い、自立したまちづくりを進めます。

■ **住民一人ひとりが生涯健康でいきいきと活躍できるまち**

本格的な高齢化社会の到来に対して、住民一人ひとりが健康で、いきいきと暮らせ、活躍できるまちづくりが求められています。そのため、体と心の健康づくり、健やかで生きがいの持てる環境づくりを進めるとともに、住民同士が互いに助け合い、やさしさあふれるまちづくりを進めます。

■ **町全体と各地域の特性を活かした個性と活力のあふれるまち**

地方の時代といわれる中、宇多津らしさを活かした個性的なまちづくりが求められています。そのため、四国の玄関口といった町全体の特性とともに、都市機能が集積する新宇多津都市、歴史・文化資源に恵まれた既成市街地、良好な田園景観を有する南部地域など各地域の特性を活かした個性と活力のあふれるまちづくりを進めます。

■ **だれもが安心して暮らせ、明日を担う人材が育つまち**

だれもが安全で安心して暮らせる環境、また、安心して子育てができ、子どもたちが健全に育つ環境が求められています。そのため、災害や犯罪への対応、すべての人にやさしいユニバーサルデザインの視点から生活環境の充実を図るとともに、地域の明日を担う人材が育つまちづくりを進めます。

## 第2章 まちづくりの目標

### 1. まちづくりの基本指標

#### (1) 将来人口の見通し

本町の人口は、これまで新宇多津都市開発に伴い急速な増加を示してきましたが、増加率の鈍化と高齢化の進行がうかがえます。

また、全国的な人口減少が加速する中で、近隣の自治体を含め香川県全体の人口も減少傾向にあります。本町においても新宇多津都市における商業集積状況の停滞や、既成市街地における人口減少や高齢化の進行など、地域の活力を持続していくうえでの課題もみられます。

こうした全国的な少子高齢化の傾向の中で、本町が今後のまちづくりの将来像として掲げる『元氣創造！これからも 自立する 宇多津』の実現に向けた取り組みを総括的に評価する基本指標として、推計される将来人口の維持・増加させることを目標として、目標年度である平成35年の人口20,000人を目指します。

この基本指標の実現に向けては、まちづくりの基本目標とする6つの分野における各種施策の取り組みによって、住民一人ひとりが生涯健康で、安全・安心していきいきと暮らしていけるまち、さらに、個性と活力があふれるまちとして、これからも、そしていつまでも自立していける元気なまちを創造していきます。

#### ■人口の見通しと目標人口



## (2) 土地利用構想

土地は限られた資源であり、住民生活や生産活動における基盤となるものです。

本町は、狭い町域ながら、海、河川、山、田園、都市といった多様な特性を持ち合わせた地域であり、長期的、計画的に、この限られた土地の有効利用を図っていきます。

### ゾーン別土地利用方針

#### ◇都市機能集積ゾーン

都市機能の集積と高度化、利便性の高い居住環境の創造、文教福祉施設等の充実による豊かな生活環境の創造、さらに、町外からの転住を促進する住環境の創造を図ります。

特に、JR 宇多津駅周辺は「中枢拠点」として位置づけ、まちの顔づくりを推進します。

#### ◇伝統町並みゾーン

歴史的な町並みを活かした既成市街地の環境保全、空家対策の推進、歩いて暮らせる生活環境の創造を図ります。

また、町役場、産直市うたづ、網の浦郵便局周辺を、当ゾーンの「地域拠点」として位置づけます。

#### ◇定住促進ゾーン

良質な生活空間の確保に向け、既存の住環境を踏まえながら、周辺の自然資源などを活かし、良好な定住環境の創造を目指します。

#### ◇田園定住ゾーン

良好な農地や農村景観の保全、田園環境と調和した住環境の形成を図ります。

また、国道 11 号周辺については、沿道型商業地の形成を推進する「沿道商業拠点」として位置づけます。さらに、市街地に近い農用地や利用可能性の低い農用地については、若者定住に向けた住宅開発を含め、計画的な土地利用の誘導を図ります。

#### ◇工業・流通拠点ゾーン

既存の工業、流通機能の充実、周辺環境と調和した産業振興を図ります。

#### ◇自然保全ゾーン

青の山や大東川などは、水と緑の自然空間軸として、良好な自然環境の保全・活用を図ります。

臨海公園周辺を、水と緑のネットワークや交流の拠点となる「海辺交流拠点」として位置づけます。



土地利用ゾーニング図



## 2. まちづくりの基本目標

将来像で掲げた『元氣創造！ これからも 自立する 宇多津』の実現に向けて、まちづくりの基本目標を以下のように整理します。

### 【基本目標①】 少子・高齢化に対応した健康・福祉のまち （健康・福祉）

「保健」「医療」「福祉」を総合的にとらえ、住民一人ひとりの自立した健康づくりの支援に取り組みます。

また、高齢者や障害者が生きがいや目標を持って暮らせる環境づくりや、保護者などが安心して子育てができる環境づくり、ノーマライゼーションの理念を基にした地域での助け合いを強め、「少子・高齢化に対応した健康・福祉のまち」づくりを目指します。

### 【基本目標②】 だれもが快適に安心して暮らせる生活基盤の整ったまち （生活基盤）

本町の立地条件や広域交通条件の良さや、自然、歴史・文化を有するまちの特性を活かしながら、良質な生活基盤の充実を進め、適切な開発誘導などを通じ、良好な市街地形成を図ります。

また、住みよさを重視した環境づくりに向けて、災害に強い生活基盤の安全性の確保、利便性、快適性、さらに魅力の向上を進め、「だれもが快適に安心して暮らせる生活基盤の整ったまち」づくりを目指します。

### 【基本目標③】 豊かな自然の中で安全・安心に暮らせるまち （防災・環境）

東日本大震災の教訓、南海トラフの巨大地震に対する備えなどに注視しながら、地域に密着した防災・減災・防犯体制の充実に取り組みます。

また、限りある資源の有効利用や環境循環型社会の形成に向けて、自然環境の保全・共生やごみ処理などの環境問題への積極的な取り組みを進め、「安全・安心に暮らせ自然豊かなまち」づくりを目指します。

### 【基本目標④】 子育て・教育・交流の充実したまち （教育・文化）

こころ豊かな人づくりに向け、各世代の教育の充実や教育機関相互の連携を強めるとともに、家庭・学校・地域の連携をより緊密にし、子どもから高齢者すべての人が自己実現できる環境づくりに取り組みます。

また、数多くの歴史的・文化的資源を活用した地域文化の振興やスポーツ・レクリエーションの推進に取り組み、「子育て・教育・交流の充実したまち」づくりを目指します。

### 【基本目標⑤】 地域の特色を活かしたにぎわいのあるまち （産業・地域活力）

時代変化等の新たなニーズに対応しつつ、立地条件や広域交通条件、豊富な労働力を有するなど本町の特性を活かしながら、既存産業の育成・振興に取り組みます。

また、地域資源を活かした観光・交流の振興を進めます。さらに本町の各地域の特性を活かした魅力ある地域振興に努め、「地域の特色を活かしたにぎわいのあるまち」づくりを目指します。

### 【基本目標⑥】 計画推進の体制づくり （協働・行政改革）

まちづくりの将来像の実現に向け、住民参画による連携の精神を基本としつつ、住民や団体・NPOなどのコミュニティの育成や、企業などとの連携・交流環境づくりを進めます。

また、行政情報をはじめとした情報公開などを推進しつつ、地方分権の流れを見通しながら、行政改革に取り組み、中長期的な視点に立って効率的な行財政運営に努めます。



### 3. 基本目標ごとの施策大綱とまちづくり指標

6つのまちづくりの基本目標を実現するため、それぞれの基本目標の施策大綱ごとに「まちづくり指標」を掲げ、基本目標の達成度を測ることとしています。

「まちづくり指標」は、本計画を策定するにあたって実施した「宇多津町住民アンケート調査」（平成25年）における満足度の数値を基準とし、平成30年に実施したアンケートの満足度の数値を中間評価とし、平成35年を目標としています。

アンケート調査における満足度は、6つのまちづくり分野、全37項目について、右の5段階で回答いただき、「①満足」及び「②どちらかといえば満足」の回答割合（%）の合計を満足度の数値としています。

なお、全37項目全体での満足度の平均は、35.7%となっています。

**【満足度調査：回答5段階】**

- ①満足
- ②どちらかといえば満足
- ③どちらともいえない
- ④どちらかといえば不満
- ⑤不満

6つのまちづくりの基本目標の分野ごとに、平成25年の基準値、平成30年の中間評価と5年後の目標値を以下に示すとともに、次頁以降に6つのまちづくりごとの施策大綱とまちづくり指標を示します。

さらに詳細な指標については、実施計画（事務事業評価）において設定していきます。

| まちづくりの基本目標（満足度） | 平成25年<br>実績  | 平成30年<br>実績  | 平成35年<br>目標 | 備考                 |
|-----------------|--------------|--------------|-------------|--------------------|
| ■基本目標①：健康・福祉    | 32.1%        | 38.3%        | 43%         | 現状より5%程度アップ        |
| ■基本目標②：生活基盤     | 40.8%        | 43.4%        | 48%         | 現状より5%程度アップ        |
| ■基本目標③：防災・環境    | 41.4%        | 50.5%        | 53%         | 現状より3%程度アップ        |
| ■基本目標④：教育・文化    | 23.1%        | 29.2%        | 39%         | 現状より10%程度アップ       |
| ■基本目標⑤：産業・地域活力  | 25.8%        | 30.2%        | 35%         | 現状より5%程度アップ        |
| ■基本目標⑥：協働・行政改革  | 27.1%        | 30.8%        | 35%         | 現状より5%程度アップ        |
| <b>基本目標全体</b>   | <b>30.8%</b> | <b>35.7%</b> | <b>41%</b>  | <b>現状より5%程度アップ</b> |

「満足」「どちらかといえば満足」の合計  
平成25年時の基準値

現状の満足度

5年後の目標

## 【基本目標①】 少子・高齢化に対応した健康・福祉のまち

## すべての住民が健康なまちづくり

本格的な高齢化社会において、できる限り健康で生きがいを持って暮らしたいという住民意識の高揚とともに、生活習慣（生活様式や食生活など）の改善や健康に有益な行動変容などへの関心が高くなってきています。また、「自立して健康に暮らす」という生活の質を捉えた指標として健康寿命が重要となっています。

今後は、「心身ともに自立した健康づくり」という新たな視点に立ち、保健センターを拠点に多様な健康づくり活動を支援する環境整備の推進を図ります。

また、医療、福祉、介護、地域等の連携により、地域に密着した切れ目のない支援の充実を目指します。

## ●健康づくり体制の充実

## ●医療体制の充実

(実績等)

| まちづくり指標（満足度）   | 平成25年<br>実績 | 平成30年<br>目標 | 平成30年<br>実績 | 達成状況 |
|----------------|-------------|-------------|-------------|------|
| ◆健康づくり・医療体制の充実 | 45.4%       | 50.0%       | 58.5%       | 達成   |
| ◆保険事業の充実       | 34.6%       | 39.0%       | 38.6%       | 達成   |

(目標指標)

| まちづくり指標（満足度）   | 平成25年<br>実績 | 平成30年<br>実績 | 平成35年<br>目標 | 備考          |
|----------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| ◆健康づくり・医療体制の充実 | 45.4%       | 58.5%       | 61%         | 現状より3%程度アップ |
| ◆保険事業の充実       | 34.6%       | 38.6%       | 43%         | 現状より5%程度アップ |

## 心で支える福祉のまちづくり

少子高齢化の進行に伴い、すべての人々が生涯を通じて安心して暮らせるまちづくりが求められています。特に、地域コミュニティの弱体化が指摘される中、東日本大震災からの教訓を踏まえた「地域の結びつき」の大切さが見直されています。

そのため、社会福祉協議会等との連携のもと、地域の結びつきを強め、町全体の地域力を高める取り組みを推進することにより、高齢者や児童、障害者など、対象者に応じた福祉施策の充実を図ります。

## ●地域福祉の充実

## ●高齢者福祉の充実

## ●児童福祉の充実

## ●ひとり親福祉の充実

## ●障害者福祉の充実

## ●要援護者福祉の充実

## ●社会保障の充実

## (実績等)

| まちづくり指標（満足度） | 平成 25 年<br>実績 | 平成 30 年<br>目標 | 平成 30 年<br>実績 | 達成状況 |
|--------------|---------------|---------------|---------------|------|
| ◆地域福祉の充実     | 32.1%         | 37.0%         | 37.4%         | 達成   |
| ◆高齢者福祉の充実    | 25.2%         | 35.0%         | 29.5%         | 未達成  |
| ◆子育て支援の充実    | 35.1%         | 40.0%         | 42.3%         | 達成   |
| ◆障害者支援の充実    | 20.0%         | 30.0%         | 23.6%         | 未達成  |

## (目標指標)

| まちづくり指標（満足度） | 平成 25 年<br>実績 | 平成 30 年<br>実績 | 平成 35 年<br>目標 | 備考            |
|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| ◆地域福祉の充実     | 32.1%         | 37.4%         | <b>42%</b>    | 現状より 5%程度アップ  |
| ◆高齢者福祉の充実    | 25.2%         | 29.5%         | <b>39%</b>    | 現状より 10%程度アップ |
| ◆子育て支援の充実    | 35.1%         | 42.3%         | <b>47%</b>    | 現状より 5%程度アップ  |
| ◆障害者支援の充実    | 20.0%         | 23.6%         | <b>33%</b>    | 現状より 10%程度アップ |

## 【基本目標②】だれもが快適に安心して暮らせる生活基盤の整ったまち

## 住みよい生活基盤づくり

価値観の多様化や社会情勢が目まぐるしく変化する時代において、本町が目指す「持続可能な自立したまち」の実現に向けた市街地機能の更新・拡充が求められています。

今後は、これまで蓄積されてきた都市基盤や歴史・文化等を活かした新たな魅力の創出、市街地の形成促進、住環境や交通機能の改善等を推進し、生活基盤の更なる充実を目指します。

また、急速な少子化・高齢化の進展や多発する自然災害に対応可能な都市基盤の整備を適正かつ計画的に推進します。

## ●市街地形成

## ●住環境の充実

## ●道路機能の充実

## (実績等)

| まちづくり指標（満足度） | 平成 25 年<br>実績 | 平成 30 年<br>目標 | 平成 30 年<br>実績 | 達成状況 |
|--------------|---------------|---------------|---------------|------|
| ◆土地の有効活用     | 18.9%         | 29.0%         | 24.6%         | 未達成  |
| ◆市街地の整備      | 35.2%         | 40.0%         | 39.9%         | 未達成  |
| ◆住宅施策の推進     | 25.6%         | 35.0%         | 28.9%         | 未達成  |
| ◆道路・交通網の充実   | 39.5%         | 44.0%         | 44.2%         | 達成   |

## (目標指標)

| まちづくり指標（満足度） | 平成 25 年<br>実績 | 平成 30 年<br>実績 | 平成 35 年<br>目標 | 備考            |
|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| ◆土地の有効活用     | 18.9%         | 24.6%         | <b>34%</b>    | 現状より 10%程度アップ |
| ◆市街地の整備      | 35.2%         | 39.9%         | <b>44%</b>    | 現状より 5%程度アップ  |
| ◆住宅施策の推進     | 25.6%         | 28.9%         | <b>38%</b>    | 現状より 10%程度アップ |
| ◆道路・交通網の充実   | 39.5%         | 44.2%         | <b>49%</b>    | 現状より 5%程度アップ  |

## 住みよい快適環境づくり

生活環境は、快適な生活を営むうえで、最も根幹的な要素です。

都市近郊でありながら、海・河川、山などの自然に恵まれたこのまちで安全で快適な暮らしを実感できるよう、河川・海岸等の保全・活用や上下水道・公園・緑地の整備により、だれもが住みやすい水と緑の環境の形成を目指します。

●上水道の充実

●下水道の充実

●河川・海岸の整備

●公園、緑地の充実

(実績等)

| まちづくり指標（満足度） | 平成25年<br>実績 | 平成30年<br>目標 | 平成30年<br>実績 | 達成状況 |
|--------------|-------------|-------------|-------------|------|
| ◆上水道の充実      | 56.5%       | 61.0%       | 移管          | －    |
| ◆下水道の充実      | 51.9%       | 56.0%       | 62.1%       | 達成   |
| ◆公園・緑地の整備    | 58.1%       | 63.0%       | 60.7%       | 未達成  |

(目標指標)

| まちづくり指標（満足度） | 平成25年<br>実績 | 平成30年<br>実績 | 平成35年<br>目標 | 備考          |
|--------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| ◆上水道の充実      | 56.5%       | 平成30年4月移管   |             |             |
| ◆下水道の充実      | 51.9%       | 62.1%       | 65%         | 現状より3%程度アップ |
| ◆公園・緑地の整備    | 58.1%       | 60.7%       | 63%         | 現状より3%程度アップ |

## 【基本目標③】豊かな自然の中で安全・安心に暮らせるまち

### 安全で安心なまちづくり

安全で安心して暮らせることは、住民すべての願いであり、住民生活の前提となります。特に東日本大震災以降、人々の安全・安心に対するニーズは高まっています。

このような中、消防・防災の充実、交通安全・防犯対策の推進等により、住民が安全・安心して暮らせる環境づくりを目指します。また、自分自身の身を守るための防災教育の充実を図ります。

●消防、防災の充実

●交通安全、防犯対策の推進

(実績等)

| まちづくり指標（満足度） | 平成25年<br>実績 | 平成30年<br>目標 | 平成30年<br>実績 | 達成状況 |
|--------------|-------------|-------------|-------------|------|
| ◆消防・防災の充実    | 34.1%       | 39.0%       | 44.2%       | 達成   |
| ◆防犯・交通安全の充実  | 27.4%       | 37.0%       | 35.2%       | 未達成  |

## (目標指標)

| まちづくり指標 (満足度) | 平成 25 年<br>実績 | 平成 30 年<br>実績 | 平成 35 年<br>目標 | 備考           |
|---------------|---------------|---------------|---------------|--------------|
| ◆消防・防災の充実     | 34.1%         | 44.2%         | 49%           | 現状より 5%程度アップ |
| ◆防犯・交通安全の充実   | 27.4%         | 35.2%         | 40%           | 現状より 5%程度アップ |

## 自然と共生する生活環境づくり

地球温暖化等による自然環境に変化を感じるようになり、環境保全に対する住民意識の高まりがみられます。このような中、人と自然の共存や生物の多様性の尊重を基本とし、動植物と共存して暮らせる社会や、豊かな自然環境に囲まれた生活空間の形成を目指します。

また、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用、適正処理に努め、低炭素社会および循環型社会の形成を目指します。

- 環境の保全
- ごみ資源循環型社会の実現
- し尿処理の充実
- 火葬場、墓地の充実

## (実績等)

| まちづくり指標 (満足度) | 平成 25 年<br>実績 | 平成 30 年<br>目標 | 平成 30 年<br>実績 | 達成状況 |
|---------------|---------------|---------------|---------------|------|
| ◆環境保全の推進      | 48.8%         | 53.0%         | 56.6%         | 達成   |
| ◆廃棄物処理等環境衛生   | 55.4%         | 60.0%         | 66.1%         | 達成   |

## (目標指標)

| まちづくり指標 (満足度) | 平成 25 年<br>実績 | 平成 30 年<br>実績 | 平成 35 年<br>目標 | 備考           |
|---------------|---------------|---------------|---------------|--------------|
| ◆環境保全の推進      | 48.8%         | 56.6%         | 59%           | 現状より 3%程度アップ |
| ◆廃棄物処理等環境衛生   | 55.4%         | 66.1%         | 69%           | 現状より 3%程度アップ |

## 【基本目標④】子育て・教育・交流の充実したまち

## 地域で子どもを育てる体制づくり

本町の将来を担う、子どもたちの健全育成を目指し家庭と地域、学校がそれぞれの役割に努めるとともに、互いに連携を図りながら、地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりを目指します。また、保育所、幼稚園、小学校、中学校が連携し、一貫した教育の推進を図ります。

さらに、学校支援ボランティア、PTA、民生委員、児童委員、自治会、老人会等が連携し、自らの知識や経験を活かす場が広がり、子どもへの教育がより充実され、地域の教育力の向上を図ります。

- 幼児教育の充実
- 学校教育の充実
- 地域と学校の連携
- 青少年教育の推進

## (実績等)

| まちづくり指標（満足度）  | 平成25年<br>実績 | 平成30年<br>目標 | 平成30年<br>実績 | 達成状況 |
|---------------|-------------|-------------|-------------|------|
| ◆学校教育の充実の満足度  | 36.7%       | 41.0%       | 44.7%       | 達成   |
| ◆青少年の健全育成の満足度 | 19.8%       | 29.0%       | 27.7%       | 未達成  |

## (目標指標)

| まちづくり指標（満足度）  | 平成25年<br>実績 | 平成30年<br>実績 | 平成35年<br>目標 | 備考           |
|---------------|-------------|-------------|-------------|--------------|
| ◆学校教育の充実の満足度  | 36.7%       | 44.7%       | 49%         | 現状より5%程度アップ  |
| ◆青少年の健全育成の満足度 | 19.8%       | 27.7%       | 37%         | 現状より10%程度アップ |

## 多様な交流機会の創出

生活形態・ライフスタイルの変化などに伴い、住民の生涯を通じた学習や文化的な活動などに対する意欲が高まり、また、その内容も多様化しています。

今後も、住民の自主的・自発的な活動の支援に向け、地域や関係機関との協働のもと、生涯学習社会の形成、スポーツ・レクリエーション活動の推進、文化・芸術の振興、交流の振興など、多様なニーズに応えるまちづくりや支援体制の構築を目指します。

- 生涯学習社会の充実・活用    ●スポーツ・レクリエーション活動の推進
- 文化・芸術の振興            ●交流の振興

## (実績等)

| まちづくり指標（満足度） | 平成25年<br>実績 | 平成30年<br>目標 | 平成30年<br>実績 | 達成状況 |
|--------------|-------------|-------------|-------------|------|
| ◆生涯学習社会      | 26.0%       | 36.0%       | 31.3%       | 未達成  |
| ◆スポーツの振興     | 24.0%       | 34.0%       | 29.7%       | 未達成  |
| ◆歴史・文化の継承と創造 | 31.7%       | 36.0%       | 36.2%       | 達成   |
| ◆国内外との交流活動促進 | 13.3%       | 23.0%       | 19.2%       | 未達成  |

## (目標指標)

| まちづくり指標（満足度） | 平成25年<br>実績 | 平成30年<br>実績 | 平成35年<br>目標 | 備考           |
|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|
| ◆生涯学習社会      | 26.0%       | 31.3%       | 36%         | 現状より5%程度アップ  |
| ◆スポーツの振興     | 24.0%       | 29.7%       | 39%         | 現状より10%程度アップ |
| ◆歴史・文化の継承と創造 | 31.7%       | 36.2%       | 41%         | 現状より5%程度アップ  |
| ◆国内外との交流活動促進 | 13.3%       | 19.2%       | 29%         | 現状より10%程度アップ |



## 人権尊重のまちづくり

すべての住民が活躍・協働する豊かな地域社会の形成のためには、性別や人種などにかかわらず、その個性と能力を互いに認め合い、思いやる必要があります。

そのため、人権教育の推進、男女共同参画社会の形成に努め、すべての住民が対等で、それぞれの個性・能力を十分に発揮することができる住民協働のまちづくりを目指します。

### ●人権教育の推進

### ●男女共同参画社会の形成

(実績等)

| まちづくり指標 (満足度) | 平成 25 年<br>実績 | 平成 30 年<br>目標 | 平成 30 年<br>実績 | 達成状況 |
|---------------|---------------|---------------|---------------|------|
| ◆人権の尊重        | 18.3%         | 30.0%         | 23.7%         | 未達成  |
| ◆男女共同参画の推進    | 17.0%         | 30.0%         | 21.4%         | 未達成  |

(目標指標)

| まちづくり指標 (満足度) | 平成 25 年<br>実績 | 平成 30 年<br>実績 | 平成 35 年<br>目標 | 備考            |
|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| ◆人権の尊重        | 18.3%         | 23.7%         | 33%           | 現状より 10%程度アップ |
| ◆男女共同参画の推進    | 17.0%         | 21.4%         | 31%           | 現状より 10%程度アップ |

## 【基本目標⑤】地域の特色を活かしたにぎわいのあるまち

## 産業創造のまちづくり

少子高齢化の進行、消費者の価値観やライフスタイルの多様化、情報通信技術社会の進展などにより、地域産業の構造は大きな転換期を迎えています。

本町では、これまで高速交通網等による立地条件を活かし、新宇多津都市を中心に商工業等の企業誘致を積極的に進め、大きく発展してきました。しかしながら、厳しい経済情勢が続く中、大規模な企業の進出は期待し難いとともに、近隣地域における大型商業施設の立地等により、にぎわいを創造してきた産業活力の低下が懸念される状況にあります。

今後は、既存企業の体質強化に向けた支援に取り組むとともに、これまで培ってきた産業基盤と地域資源を活かしつつ、産業や観光の振興を図っていきます。

### ●活力ある商工業の振興

### ●地域資源を活かした観光振興

### ●地域の特色を活かした農水産業の振興

(実績等)

| まちづくり指標 (満足度)  | 平成 25 年<br>実績 | 平成 30 年<br>目標 | 平成 30 年<br>実績 | 達成状況 |
|----------------|---------------|---------------|---------------|------|
| ◆商業の振興         | 52.6%         | 57.0%         | 62.2%         | 達成   |
| ◆工業の振興         | 13.6%         | 23.0%         | 23.6%         | 達成   |
| ◆農林水産業の振興      | 13.3%         | 23.0%         | 15.4%         | 未達成  |
| ◆観光の振興         | 28.9%         | 38.0%         | 32.7%         | 未達成  |
| ◆雇用対策・勤労者福祉の充実 | 13.6%         | 23.0%         | 21.9%         | 未達成  |
| ◆消費者対策の充実      | 16.5%         | 27.0%         | 22.8%         | 未達成  |

## (目標指標)

| まちづくり指標（満足度）   | 平成25年<br>実績 | 平成30年<br>実績 | 平成35年<br>目標 | 備考           |
|----------------|-------------|-------------|-------------|--------------|
| ◆商業の振興         | 52.6%       | 62.2%       | 65%         | 現状より3%程度アップ  |
| ◆工業の振興         | 13.6%       | 23.6%       | 33%         | 現状より10%程度アップ |
| ◆農林水産業の振興      | 13.3%       | 15.4%       | 25%         | 現状より10%程度アップ |
| ◆観光の振興         | 28.9%       | 32.7%       | 37%         | 現状より5%程度アップ  |
| ◆雇用対策・勤労者福祉の充実 | 13.6%       | 21.9%       | 31%         | 現状より10%程度アップ |
| ◆消費者対策の充実      | 16.5%       | 22.8%       | 32%         | 現状より10%程度アップ |

## 活力ある地域の形成

本町は、コンパクトな町域の中に、地形、自然環境、産業構造、地域文化など、それぞれの特徴ある地域が形成されています。

このような特徴を踏まえ、地域の特性を活かした魅力ある地域振興に努めるとともに、多様な交流を通じ、個性と活力に満ちた地域社会の実現を目指します。

●新宇多津都市の活力ある市街地づくり

●既成市街地の趣あるまちづくり

●南部地域の資源を活かした環境づくり

## (実績等)

| まちづくり指標（満足度） | 平成25年<br>実績 | 平成30年<br>目標 | 平成30年<br>実績 | 達成状況 |
|--------------|-------------|-------------|-------------|------|
| ◆市街地の整備      | 35.2%       | 40.0%       | 39.9%       | 未達成  |
| ◆住宅施策        | 25.6%       | 35.0%       | 28.9%       | 未達成  |
| ◆土地の有効利用     | 18.9%       | 28.0%       | 24.6%       | 未達成  |

## (目標指標)

| まちづくり指標（満足度） | 平成25年<br>実績 | 平成30年<br>実績 | 平成35年<br>目標 | 備考           |
|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------|
| ◆市街地の整備      | 35.2%       | 39.9%       | 34%         | 現状より5%程度アップ  |
| ◆住宅施策        | 25.6%       | 28.9%       | 38%         | 現状より10%程度アップ |
| ◆土地の有効利用     | 18.9%       | 24.6%       | 34%         | 現状より10%程度アップ |

## 【基本目標⑥】計画推進の体制づくり

## 住民参画のまちづくり

まちづくりの主役は住民です。豊かなまちづくりのためには住民参画が不可欠であり、住民と行政が連携を図り、それぞれの役割分担を明確にしていくことが重要です。

住民と行政が、共通の認識を持ってまちづくりに取り組めるよう、新宇多津都市と既成市街地などそれぞれの地域の実情に応じた双方向の情報共有や住民の自主的活動の支援に努め、協働のまちづくりを目指します。

## ●コミュニティの育成

## ●協働のまちづくり

(実績等)

| まちづくり指標（満足度） | 平成25年<br>実績 | 平成30年<br>目標 | 平成30年<br>実績 | 達成状況 |
|--------------|-------------|-------------|-------------|------|
| ◆コミュニティの育成   | 34.4%       | 39.0%       | 36.0%       | 未達成  |
| ◆協働のまちづくりの推進 | 29.4%       | 39.0%       | 31.2%       | 未達成  |

(目標指標)

| まちづくり指標（満足度） | 平成25年<br>実績 | 平成30年<br>実績 | 平成35年<br>目標 | 備考          |
|--------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| ◆コミュニティの育成   | 34.4%       | 36.0%       | 41%         | 現状より5%程度アップ |
| ◆協働のまちづくりの推進 | 29.4%       | 31.2%       | 36%         | 現状より5%程度アップ |

## 効率的な行財政運営の推進

地方分権の進展や社会変化に伴う価値観・生活様式の多様化等を背景に、行政需要は高度化・複雑化しています。一方、長引く景気低迷や地方交付税の減額等により、歳入の伸びが期待できない中、少子高齢化等により、歳出は今後増加していくと考えられます。

そのため、行政事務の効率化や周辺市町村との更なる連携を通して、合理的な行政運営を推進していくとともに、財源の確保と住民ニーズに基づいた財源運用の最適化を徹底し、簡素で効率的ながらも暮らしやすいまちを目指した行財政改革を推し進めていきます。

## ●合理的な行政運営の推進

## ●効率的な財政運営の推進

(実績等)

| まちづくり指標（満足度）  | 平成25年<br>実績 | 平成30年<br>目標 | 平成30年<br>実績 | 達成状況 |
|---------------|-------------|-------------|-------------|------|
| ◆情報化の推進       | 22.3%       | 32.0%       | 27.9%       | 未達成  |
| ◆自立した自治体経営の推進 | 22.2%       | 32.0%       | 27.9%       | 未達成  |

(目標指標)

| まちづくり指標（満足度）  | 平成25年<br>実績 | 平成30年<br>実績 | 平成35年<br>目標 | 備考           |
|---------------|-------------|-------------|-------------|--------------|
| ◆情報化の推進       | 22.3%       | 27.9%       | 37%         | 現状より10%程度アップ |
| ◆自立した自治体経営の推進 | 22.2%       | 27.9%       | 37%         | 現状より10%程度アップ |

## 4. 施策展開の視点

将来像の実現に向けた6つの基本目標を柱とする『施策の大綱』の施策の展開において、特に、次の2つの視点を重視して、住民と行政の協働により取り組んでいきます。

### （１）住民の意識改革による地域力の強化

住民一人ひとりの健康づくり、高齢者や子育て支援、安全・安心なまちづくりなど、各種の取り組みを通じて、住民の意識改革による地域力の強化を図ります。

#### （地域力の強化に向けた取り組み）

- ◇各種まちづくり活動を通じた住民参画の意識改革  
（健康づくり活動、見守り活動、あいさつ運動などの既存活動の拡大展開）
- ◇住民会議など住民参画機会の創出・継続
- ◇住民と行政の双方向の情報発信の強化・充実

### （２）各地域の特性を活かしたまちづくり

新宇多津都市、既成市街地、南部地域などの各地域の現状に応じて、地域の特性を活かす視点、地域住民との協働により、魅力と活力あふれる地域づくりに取り組んでいきます。

#### （新宇多津都市の特性を活かしたまちづくり）

- ◇J R宇多津駅周辺の機能強化
- ◇にぎわいの軸づくり
- ◇臨海公園周辺の魅力づくり
- ◇良好で安全な都市型空間づくり

#### （既成市街地の特性を活かしたまちづくり）

- ◇高齢者が暮らしやすいまちづくり
- ◇古街（こまち）の良さを活かした魅力づくり
- ◇空き家の有効活用の推進

#### （南部地域の特性を活かしたまちづくり）

- ◇計画的な土地利用の誘導
- ◇安全で良好な田園環境づくり  
（優良農地の保全、住宅地の確保）
- ◇都市基盤施設の整備・充実

## 5. 施策の体系

本計画における基本構想、基本計画の展開に向けた施策の体系を示します。





## 第 3 編

# 基 本 計 画

### 第1章

少子・高齢化に対応した健康・福祉のまち

### 第2章

だれもが快適に安心して暮らせる生活基盤の整ったまち

### 第3章

豊かな自然の中で安全・安心に暮らせるまち

### 第4章

子育て・教育・交流の充実したまち

### 第5章

地域の特色を活かしたにぎわいのあるまち

### 第6章

計画推進の体制づくり





---

## 第1章

# 少子・高齢化に対応した健康・福祉のまち

---

### 第1節 すべての住民が健康なまちづくり

- 1-1 健康づくり体制の充実
- 1-2 医療体制の充実

### 第2節 心で支える福祉のまちづくり

- 2-1 地域福祉の充実
- 2-2 高齢者福祉の充実
- 2-3 児童福祉の充実
- 2-4 ひとり親福祉の充実
- 2-5 障害者福祉の充実
- 2-6 要援護者福祉の充実
- 2-7 社会保障の充実

## 第1章 少子・高齢化に対応した健康・福祉のまち

### 第1節 すべての住民が健康なまちづくり

#### 1-1 健康づくり体制の充実

##### 【現状と課題】

健康は、充実した生活を営むための基礎となるものであり、生活様式や食生活の変化、少子高齢化をはじめとした社会環境の変化等に伴い、住民の健康づくりへの関心が高まっています。近年では、「心身ともに健康に生活する」という観点から、健康寿命の重要性にも注目が集まっています。

このような中、保健センターを中心に、検（健）診や保健指導、健康教育や相談など、病気の早期発見・早期治療を重視した取り組みを進めてきたこともあり、本町のがん検診の受診率は県内上位に位置しています。

今後も、住民の自主的な健康づくり活動の拠点として、保健センターをはじめとした施設や設備の充実を図るとともに、様々な健康づくり活動を支援するための環境整備、情報提供等に取り組む必要があります。

一方、平成20年から始まった国民健康保険加入者の特定健康診査、特定保健指導の受診率は伸び悩んでおり、その事業内容や受診勧奨に対する見直し、工夫が必要となっています。

##### 保健事業

|      | 平成25年度 |       | 平成26年度 |       | 平成27年度 |       | 平成28年度 |       | 平成29年度 |       |
|------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|
|      | 回数     | 実施延人数 | 回数     | 実施延人数 | 回数     | 実施延人数 | 回数     | 実施延人数 | 回数     | 実施延人数 |
| 健康教育 | 218    | 9,080 | 193    | 8,384 | 239    | 5,799 | 285    | 4,039 | 255    | 9,672 |
| 健康相談 | 284    | 2,258 | 225    | 2,702 | 322    | 3,062 | 360    | 3,472 | 343    | 3,282 |
| 訪問指導 | -      | 544   | -      | 529   | -      | 576   | -      | 585   | -      | 667   |

資料：町健康増進課

##### 各種検診受診状況

|            | 平成25年度 |       | 平成26年度 |       | 平成27年度 |       | 平成28年度 |       | 平成29年度 |       |
|------------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|
|            | 受診率(%) | 実施人員  | 受診率(%) | 実施人員  | 受診率(%) | 実施人員  | 受診率(%) | 実施人員  | 受診率(%) | 実施人員  |
| 特定健康診査     | 30.8   | 794   | 32.0   | 806   | 33.9   | 772   | 33.5   | 827   | 33.0   | 783   |
| 後期高齢者健康診査  | 33.0   | 540   | 31.7   | 533   | 32.1   | 543   | 34.2   | 579   | 34.8   | 635   |
| 胃がん検診      | 23.9   | 1,149 | 22.4   | 1,075 | 30.4   | 1,292 | 22.5   | 1,191 | 21.5   | 1,139 |
| 子宮がん検診     | 36.3   | 1,387 | 34.3   | 1,309 | 38.0   | 1,454 | 18.2   | 1,379 | 18.0   | 1,355 |
| 乳がん検診(視触診) | 38.4   | 1,469 | 35.9   | 1,372 | 39.4   | 1,507 | 28.6   | 1,512 | 28.9   | 1,527 |
| 肺がん検診      | 37.9   | 1,822 | 37.9   | 1,818 | 43.8   | 1,865 | 33.5   | 1,771 | 34.3   | 1,816 |
| 大腸がん検診     | 31.9   | 1,534 | 38.8   | 1,862 | 45.8   | 1,948 | 36.8   | 1,947 | 36.6   | 1,923 |
| 歯周疾患検診     | -      | 196   | -      | 201   | -      | 207   | -      | 187   | -      | 191   |
| 前立腺がん検診    | -      | 225   | -      | 200   | -      | 353   | -      | 266   | -      | 377   |

資料：町健康増進課

##### 【基本方針】

「心身ともに自立して健康に暮らす健康づくり」という新たな視点に立ち、関係機関との連携のもと、保健センターを拠点とした様々な健康づくり活動を支援する環境整備を推進していきます。

## 【施策の内容】

## 1. 健康づくり活動の推進

- (1) すべての住民が生涯を通じて健康に過ごせるよう、住民一人ひとりが健康増進に努め、疾病を予防することに重点を置いた健康づくり活動を推進します。
- (2) 保健センターをはじめ、サポートセンターややすらぎプラザのさらなる活用により、住民の自主的な活動の促進や高齢者の健康維持に繋がる地域コミュニティ活動を支援します。
- (3) 健康の維持・増進に向け、食生活に関する啓発や健康づくり活動などに取り組みます。

## 〈主要な施策〉

- 住民の自主的活動の支援
  - ◇生命の貯蓄体操、健康教室等の継続実施
  - ◇貸農園事業の継続実施
  - ◇ウォーキングイベントの継続実施
- 高齢者の健康維持に繋がる地域コミュニティ活動の支援
  - ◇地域行事に合わせての健康相談など
- 関係機関との連携による地域に密着した保健・医療サービスの改善
  - ◇健康講演会の開催
  - ◇認知症予防教室の継続実施
- 食生活の改善への意識啓発
  - ◇栄養相談
  - ◇料理教室

## 2. 保健活動の推進

- (1) 住民の健康づくりを支援するため、保健センターを中心とした各種がん検診、健康診査、健康相談、健康教育等の保健活動の充実に努めます。
- (2) 関係機関や地域との連携を図りながら、多様な保健事業の充実に努めます。
- (3) 要介護状態（心身介護や認知症など）にならないように、高齢者を対象とした新たな介護予防事業に取り組み、事業内容の充実に努めます。

## 〈主要な施策〉

- 健康診査の推進
  - ◇セット検診（特定健診・各種がん検診の同時実施等による受診率の向上）
- 健康相談の充実
  - ◇保健師や管理栄養士などが対応
- 健康教育の充実
  - ◇住民への「健康講演会」
- 母子保健・成人保健・精神保健等の充実
  - ◇健診、相談、教育業務の継続実施

### 3. 住民意識の高揚と人材育成

- (1) 住民の健康づくりに関する意識を高めるため、学習機会の拡充や広報等の充実を図るとともに、人材育成のための体制整備に努めます。
- (2) 住民の自主的な組織・活動の育成・支援に努めるとともに、地域の力を活用した住民の健康づくり運動を推進します。

#### 〈主要な施策〉

- 新健康増進計画に即した事業実施
  - ◇目標達成のための新たな事業展開
- 広報等の充実
  - ◇広報誌やSNSを活用した情報提供
- 健康イベントの開催
  - ◇健康まつり、歯と口の健康祭り等
- 研修など学習機会の拡充等による人材育成
  - ◇研修会への参加
  - ◇健康講演会の開催
- 住民組織・活動の支援
  - ◇食生活改善推進協議会、ふれあいいきいきサロン、うたづ遊友健康づくりの会、健康体操教室等への支援

## 1-2 医療体制の充実

### 【現状と課題】

本町の医療施設は、医療機関の状況や坂出市、丸亀市などの中讃圏域全体で考察すれば、概ね充足されていると考えられます。

一方、高齢化の進行や疾病構造の変化により、医療や介護などへの取り組みも長期的な対応療養に変わりつつあります。そのため、今後は、医療、介護、福祉、生活等、様々なサービスの包括的な支援体制（地域包括ケアシステム）を構築し、高齢者、障害者等に対し、地域住民や関係機関と連携して、地域に密着したサービスを提供していく必要があります。

町内医療機関の状況（平成30年）

| 施設    | 箇所数 |
|-------|-----|
| 病院    | 1   |
| 診療所   | 7   |
| 小児科   | 1   |
| 眼科    | 1   |
| 歯科診療所 | 7   |

資料：町健康増進課

### 【基本方針】

既存の医療施設・体制を充実させるとともに、地域包括ケアシステムを構築することにより、住民や関係機関と連携して地域に密着した医療や介護などの包括的なサービスの充実を図ります。

香川県や医師会と連携して救急医療体制（初期、二次、三次救急医療機関）の拡充を図ります。

平時、有事ともに住民が安心して医療サービスなどを受けることができるように、関係機関との協力体制の強化を図ります。

### 【施策の内容】

#### 1. 医療体制の強化

- （1）高齢化をはじめとする社会の変化に対応した医療体制の充実に向け、町内の医療機関や周辺市町との連携強化に努めます。
- （2）かかりつけ医の確保や在宅診療等、住民がいつでも安心して受診できる体制づくりに努めます。
- （3）夜間・休日における救急医療体制の充実や通院の支援等、住民が安心して暮らせるまちづくりに取り組みます。

#### 〈主要な施策〉

- 休日・夜間などの救急医療体制の充実
  - ◇初期救急及び二次救急への協力体制の強化
- 周辺市町や関係機関との連携強化
  - ◇周辺医療施設のPR強化
  - ◇救急医療の適正な利用推進と情報提供

#### 2. 保健・医療・福祉の連携強化

- （1）高齢社会に対応した医療、介護、住まい、生活支援サービスが一体化した総合的な支援体制づくりに向け、地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。

〈主要な施策〉

- 保健、医療、福祉等の関係機関との連携強化
  - ◇介護保険事業者との連携強化
  - ◇地域包括ケアシステムの構築
  - ◇住民に分かりやすいサービス内容の情報提供



## 第2節 心で支える福祉のまちづくり

### 2-1 地域福祉の充実

#### 【現状と課題】

本町は、核家族化の進行などの社会構造の変化に加え、転出入が多い地域特性があります。このため、地域の連帯感の希薄化や地域コミュニティの弱体化が指摘されています。

また、住民の福祉に対するニーズも複雑化・多様化し、公的な福祉サービスのみでは十分な対応が難しくなっています。一方、本町の地域福祉活動は、社会福祉協議会を中心に宇多津町ボランティア連絡協議会と連携しつつ、各種福祉団体やボランティア、地域住民等の協力、さらに、民間活力の活用を含め様々な活動が推進されています。

今後、これらの組織との連携強化や活動の更なる充実を推進し、だれもがいきいきと活動でき、助け合いが日常的に行われる社会を目指していきます。

そのためには、防災や子育てなどを各地域の特性に応じて、住民が参加しやすい活動を核とした地域力を高めていくことが必要です。

#### ボランティア団体の状況

| No. | 団体名                          | 登録人数 | 主な活動内容             |
|-----|------------------------------|------|--------------------|
| 1   | 宇多津町老人クラブ連合会                 | 27   | ふれあい活動、世代間交流       |
| 2   | 宇多津町民生児童委員協議会                | 27   | 地域における福祉活動         |
| 3   | 宇多津町ボランティア推進委員               | 29   | 清掃奉仕               |
| 4   | うたづ遊友健康づくりの会                 | 25   | 健康づくり、健康ウォーク       |
| 5   | 宇多津町婦人会                      | 26   | 町内のイベント、敬老会        |
| 6   | ボランティア如月会                    | 9    | 給食ボランティア、高齢者慰問     |
| 7   | 朗読の会                         | 7    | 声の広報               |
| 8   | 本に親しむ会                       | 9    | 本の読み聞かせ            |
| 9   | うたづ苺一絵                       | 7    | 一人暮らし高齢者への絵手紙配布    |
| 10  | 宇多津保護司会                      | 11   | 青少年更生保護            |
| 11  | 宇多津さくらの会                     | 52   | 植樹活動               |
| 12  | うたづの町家とおひなさん実行委員会            | 25   | 地域活動の活性化を図る活動      |
| 13  | サポートママ「モコモコ」                 | 12   | 子育て支援、地域交流活動       |
| 14  | T C N U （トランスカルチャーネットワーク宇多津） | 20   | 障害者の社会参加の支援        |
| 15  | 母子寡婦福祉会（ひまわり会）               | 14   | 母子寡婦への支援活動         |
| 16  | 宇多津町身体障害者協会                  | 9    | 障害者の社会参加の支援        |
| 17  | ゆかいな仲間たち                     | 8    | 施設慰問活動             |
| 18  | N P O 法人 メロディー               | 13   | 障害者の社会参加の支援        |
| 19  | 宇多津町P T A 連絡協議会              | 4    | 児童・生徒及びその保護者との協働活動 |
| 20  | たこの会                         | 9    | 緑化活動               |
| 21  | 社会福祉法人ドリーム                   | 6    | 障害者の社会参加の支援        |
| 22  | 宇多津花と緑の会                     | 70   | 緑化活動               |
| 23  | 古街まちづくり組合                    | 1    | 地域交流活動             |
| 24  | 傾聴ボランティア「コミコミ」               | 12   | 施設慰問活動             |
| 25  | やろう会                         | 45   | 高齢者の社会参加活動         |
| 26  | 親子クラブわくわく                    | 10   | 障害者の社会参加の支援        |
| 27  | 手話サークルにこにこ                   | 13   | 手話活動               |

資料：社会福祉協議会（平成30年）

## 【基本方針】

住民一人ひとりが地域の連帯意識を持って、それぞれの立場でできる活動に取り組むことで、だれもが暮らしやすく、安心して快適な生活が送れるようまちづくりを推進します。

## 【施策の内容】

### 1. 社会福祉団体等との連携強化と支援

- (1) 住民主体の福祉社会の形成に向け、社会福祉協議会をはじめとする各種社会福祉団体との連携強化や支援に努めるとともに、その活動内容の充実を図ります。

#### 〈主要な施策〉

- 社会福祉協議会の充実
  - ◇活動内容の充実
  - ◇組織体制の充実強化
- あみのうら交流センターの整備、機能の充実

### 2. ボランティア等との連携強化と支援

- (1) 各種ボランティア活動が地域において継続的に展開できるように、宇多津町ボランティア連絡協議会等の活動支援や住民への啓発活動に努めます。
- (2) あみのうら交流センターをはじめ、サポートセンター、やすらぎプラザや各コミュニティ分館の活用により、活動の場の拡充を図るとともに、住民の自主的な活動を促進します。

#### 〈主要な施策〉

- 宇多津町ボランティア連絡協議会等の活動支援
- 住民への情報提供の強化
  - ◇ボランティア活動の情報提供
- 活動拠点の整備・充実
  - ◇あみのうら交流センター、サポートセンター、やすらぎプラザ、各コミュニティ分館、保健センター等の活用
- 民間企業と連携した「ふれあい見守り活動」の支援、地域での見守り体制の整備

### 3. 人材育成

- (1) 各地域で行われている「いきいきサロン活動」等を通じて、地域の人材やニーズを把握していくとともに、地域の自主的な福祉活動の推進や地域福祉に対する意識の高揚を図ります。
- (2) 関係機関と連携を取りながら、活動機会の創造や活動リーダーの育成に向けた各種研修機会の拡充を図ります。

#### 〈主要な施策〉

- 活動機会の創造
- 研修機会の拡充
  - ◇ボランティア養成講座の継続実施
  - ◇地域活動のリーダーとなる自治会長や民生委員などに対する研修会の開催
- 住民に対する啓発活動の推進

## 2-2 高齢者福祉の充実

### 【現状と課題】

近年の平均寿命の伸びや出生率の低下などによって、高齢者の割合が急速に増加しつつあります。本町においても、近い将来、年少人口と高齢者人口の比率が逆転することが予想され、人口構造の大きなターニングポイントを迎えています。このような急速に進む高齢社会に対応するため、高齢者福祉のあり方も、要介護高齢者に対するサービスの提供から要介護状態になることを防ぐサービスの提供へと変化してきました。

本町においても、高齢者が慣れ親しんだ環境で住み続けられるよう、在宅福祉の充実を図るとともに、公共施設をはじめとした生活環境の整備に取り組むことが重要です。また、町内の既成市街地と新宇多津都市では高齢化に対する課題も異なることから、地域の特徴に応じた対策とすることが必要となってきます。さらに、今後の本格的な超高齢化社会の到来に備え、短期的な視点だけでなく長期的な視点も考慮し、持続可能な取り組みを進めることも求められます。

一方、本町の高齢者の状況をみると、老人会の文化的活動や健康づくり、社会奉仕活動、シルバー人材センターを中心とした雇用機会の拡充等、地域社会に密着した様々な活動に取り組んでいます。

今後の高齢社会において、まちづくりにおける高齢者の役割は重要であり、高齢者の生きがいづくりと合わせ、まちづくりへの参画が重要となっています。

### 高齢者人口（65歳以上）の推移

|      | 実数（人） [高齢化率（％）] |                |                |                |                |
|------|-----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
|      | 平成7年            | 平成12年          | 平成17年          | 平成22年          | 平成27年          |
| 宇多津町 | 1,950 [13.1]    | 2,303 [14.4]   | 2,673 [15.3]   | 3,127 [17.1]   | 3,627 [19.1]   |
| 香川県  | 186,850 [18.2]  | 214,242 [20.9] | 235,508 [23.3] | 253,245 [25.8] | 286,296 [29.3] |

資料：国勢調査

### 【基本方針】

高齢者が住み慣れた地域で、健康でいきいきと暮らしていけるよう、在宅福祉サービスの充実や介護予防に対する正しい知識の普及・啓発を図るとともに、地域の特徴に応じた持続可能な高齢者福祉の充実に努めます。

地域包括ケア体制や高齢者とその家族を地域全体で支える仕組みづくりを関係機関と連携して推進します。また、生きがいをもって生活できるように、高齢者の豊かな経験や知恵を発揮できる体制づくりに努めます。

住民に介護保険制度の理解を得るため、機会あるごとにサービス内容の周知活動の充実を図ります。地域に密着した介護保険サービスを提供するための事業を拡充します。

### 【施策の内容】

#### 1. 地域包括ケアの充実

- (1) 在宅福祉サービスの充実に向け、介護保険の持つ制度を有効活用しながら、町独自のサービスの充実を図るとともに、地域の特徴に応じた持続可能な新サービスの導入検討に取り組みます。
- (2) 在宅介護に取り組む介護者への相談・支援体制の充実に努めます。

〈主要な施策〉

- 在宅福祉サービスの充実
  - ◇緊急通報システムの設置
  - ◇軽度生活援助事業の継続実施
  - ◇寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業の継続実施
  - ◇配食サービス事業の継続実施
  - ◇福祉タクシー助成事業の継続実施
- 介護保険との連携
- 介護者への支援
  - ◇地域包括支援センターの総合相談の体制強化
  - ◇地域での介護予防事業の充実
  - ◇サポートセンターの活用
  - ◇やすらぎプラザの活用
  - ◇介護予防サポーター、まんでがん体操リーダーの養成
  - ◇家族介護支援事業(介護見舞金)の継続実施
- 介護予防や認知症に対する正しい知識の普及啓発
- 地域包括ケアシステムの構築並びに関係機関の連携強化
- 医療・介護との連携

2. 生きがいづくり

- (1) 高齢者が個々の能力や状況に応じて、就労や学習、スポーツ活動等に取り組み、充実した日々を送ることが可能となるような体制づくりに努めます。
- (2) 老人クラブ等による地域活動の活性化や、NPO 等の地域団体と連携した高齢者の社会参加の機会と場の提供に努めます。
- (3) 高齢者の持つ能力をまちづくりに活かすとともに、高齢者の社会参加を促すため、各種のボランティア活動への参加を促進します。

〈主要な施策〉

- 就労機会の拡充
  - ◇シルバー人材センターとの連携強化
- 学習・スポーツ活動等の推進
  - ◇あみのうら交流センター、サポートセンター、やすらぎプラザでの趣味的活動の推進
  - ◇老人クラブを通じてのスポーツ活動の促進
  - ◇世代間交流等の推進
- 地域の伝統・文化継承活動の推進
- いきいきサロン活動の推進
- ボランティア等への参加促進

3. 高齢者にやさしいまちづくり

- (1) 高齢者が自立して生活し、自由に活動できる環境づくりを目指し、公共施設のバリアフリー化や高齢者向けの住宅整備等を支援します。
- (2) 公営住宅や民間賃貸住宅のグループホームとしての活用を検討します。

〈主要な施策〉

- 公共施設等のバリアフリー化
  - ◇公共施設のバリアフリー化の推進
  - ◇民間企業等への啓発
- ふれあい見守り活動の推進
- 地域における支え合いの仕組みづくり
- 地域支え合い協議体と生活支援コーディネーターを中心の支え合う地域づくり

## 2-3 児童福祉の充実

### 【現状と課題】

本町では、町外からの若年層の転入により、保育需要が高くなっていることから、乳児保育、延長保育、一時保育、休日保育に取り組むなど、多様化する保育ニーズへの対応を図ってきたところです。一方で、核家族化の進行や都市化の進展、女性の社会進出等を背景に、子どもを取り巻く環境は大きく変化し、家庭における養育機能の低下が指摘されています。

このため、今後の子育て環境づくりには、多様化・高度化する保育ニーズに対応して受け入れ体制の強化を図るとともに、家庭と地域が一体となって子どもたちが健やかに育つ生活環境を整備する必要があります。

現在、本町では、地域で子どもを育てるため「ファミリー・サポート・センター」「みんなのサロン」「つどいの広場」「子ども食堂」等を開設していますが、ボランティアの育成や地域での取り組み方法等、活動のさらなる強化を図っていきます。また、子どもたちの教育にとって重要な遊び場の確保として、児童館や公園等の整備・充実に努める必要があります。

さらに、出生前からの継続した子育て支援等、住民の視点に立った事業を幅広く取り組み少子化対策の充実を図っていきます。また、近年、社会的問題として顕在化しつつある、児童虐待等への対応は、平成24年10月相談支援センターを開設し、体制の強化に取り組んでいますが、児童相談所・教育委員会、学校、保育所などの関係機関とさらなる連携を図る必要があります。

### 【基本方針】

多様化する保育ニーズに対応し、安心して子どもを生み育てることができるよう子育て支援の充実、環境づくりを図っていきます。

「ファミリー・サポート・センター」「みんなのサロン」「つどいの広場」「子ども食堂」等、地域での活動の充実や、それらに携わるボランティアの育成等、地域で子どもを育てる体制づくりに努めます。児童虐待・子育ての悩み・子どもの発達等に対する相談・支援体制の強化等に努めます。

### 【施策の内容】

#### 1. 保育所の充実

- (1) 延長保育や一時保育等、多様化・高度化する保育ニーズに対応するため、保育サービスの充実に努めます。
- (2) 保育所の老朽化に伴う計画的な改修や施設・設備の一層の整備・充実に努めます。
- (3) 保育士の適正数の確保および研修・指導体制を強化して資質の向上に努めます。

#### 〈主要な施策〉

- 多様な保育ニーズへの対応
  - ◇延長保育、一時保育等の継続実施
  - ◇病児、病後児保育・夜間保育の実施検討
- 保育所施設の計画的な改修
- 保育士の確保および研修・指導体制の整備による資質の向上

#### 2. 子育て支援の充実

- (1) 地域の子育て支援として、保育所等を活用した育児相談や集団生活への適応を図るなど、児童及び家族に対する支援を充実します。
- (2) 保健センターや相談支援センターにおいてだれもが気軽に相談できる体制づくりを図るとともに児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応に努めます。
- (3) 関係機関との連携により妊婦や乳幼児に対する保健・医療の充実を図ります。



〈主要な施策〉

- 家庭教育の支援
- 子育て支援活動の充実
  - ◇こんにちは赤ちゃん事業の実施
  - ◇保育所・保健センターにおける支援体制の充実
  - ◇保育所と幼稚園の連携強化
  - ◇未就園児の相談・支援
- 子どもの相談体制の充実
  - ◇民生委員、NPO 法人の活動支援
  - ◇保育士・看護師・保健師・助産師等の相談活動の支援
- 児童虐待等への対応
  - ◇関係機関の連携強化による相談・支援体制の強化
  - ◇虐待、DV に関する啓発
- 医療機関・関係機関との連携による保健・医療の充実
  - ◇ハイリスク妊婦や低体重児の訪問指導

3. 子どもの遊び場の確保

- (1) 子どもが安全に遊べる場の確保として、児童館、公園等の整備・充実に努めるとともに、ニーズに対応した放課後児童育成クラブ等の取り組みにより、児童の健全育成・サービスの充実を図ります。

〈主要な施策〉

- 子どもの遊び場確保
  - ◇児童館の増設の検討
- 放課後児童育成クラブの実施
  - ◇時間・年齢の延長
  - ◇小規模クラブの育成

4. 少子化対策

- (1) 子育てにおける経済的負担の軽減を図るとともに、出生前支援を含めた総合的な少子化対策を推進します。

〈主要な施策〉

- 経済的支援の充実
  - ◇母子・生保世帯等に対しての保育料の免除
  - ◇子ども医療の助成対象年齢の拡大
- 子ども・子育て支援事業計画の策定
  - ◇住民ニーズの把握
- 育児休業等の制度の啓発活動
- 不妊治療に対する支援の推進
  - ◇不妊治療費支援制度・相談体制の構築

## 2-4 ひとり親福祉の充実

### 【現状と課題】

離婚の増加や死別により、ひとり親家庭は年々増加傾向にあります。また、本町は、児童扶養手当の受給者割合が県内で最も高く、ひとり親家庭の割合も県内で上位に位置しています。

ひとり親家庭は、社会的・経済的・精神的に不安定な状態におかれることが多く、児童の健全育成のために、生活面や精神面の安定等を図るための様々な施策が必要となります。

今後も、経済的支援にとどまらず、経済的自立を促し、家庭の機能を強化させ、安心感のある日常生活を維持していくため、相談機能の充実に努めるとともに、香川県、学校等の関係機関との連携や、地域コミュニティによる支援など地域全体で取り組む必要があります。

### 【基本方針】

ひとり親家庭の生活の安定と自立の助長を図るため、経済的支援や相談体制の充実等、ひとり親福祉施策の充実に努めるとともに、関係機関との連携による職業訓練・就労支援を推進します。

家庭の抱える問題を早期に解決するため、相談・指導体制の充実に努めるとともに、地域コミュニティを活かし、地域全体でひとり親家庭を支援する体制づくりに努めます。

### 【施策の内容】

#### 1. 経済的支援の充実

- (1) 関係機関との連携を図りながら、児童扶養手当の給付、母子寡婦福祉資金の貸付を効果的に活用することに努めます。
- (2) 香川県、職業安定所と連携を図りながら職業訓練・就労支援を図ります。

#### 〈主要な施策〉

- 経済的支援の充実
  - ◇児童扶養手当の給付
  - ◇医療費助成の継続実施
- 職業訓練・就労支援の推進

#### 2. 相談指導体制の充実

- (1) ひとり親家庭の抱える問題を的確に把握し、その対応を図るため、相談支援センター、民生委員や保健師等の関係機関と連携し、気軽に相談できる相談体制の充実に努めます。
- (2) 母子家庭相互の連携強化に努めるため、母子福祉団体等の支援や加入促進のための広報活動に努めるとともに、地域全体でひとり親家庭を支援する体制づくりに努めます。

#### 〈主要な施策〉

- 相談体制の充実
- 母子・寡婦福祉会の活動支援
- 地域ボランティアの活動支援
  - ◇学習ボランティア派遣・ヘルパー派遣の実施検討

#### 3. ひとり親家庭等の自立に対する総合的支援

- (1) ひとり親家庭の自立に向けて関係機関との連携強化を図ります。

#### 〈主要な施策〉

- 関係機関との連携強化

## 2-5 障害者福祉の充実

### 【現状と課題】

平成25年4月に施行された「障害者総合支援法」で、これまでの身体障害・知的障害・精神障害に加え、難病・発達障害も障害の範囲に含まれました。障害は、先天的なものだけでなく、交通事故、労働災害や精神的なストレス等の後天的な原因によるものがあり、その数は毎年増加しています。

さらに、同法では難病の障害者対象への追加や重度訪問介護の対象拡大等、これまでの制度の谷間を解消するとともに、障害福祉計画の策定において、障害者のニーズ把握や医療・教育機関等との連携を考慮することも定められており、今まで以上に障害者の個々のニーズに応じられるきめ細やかな施策の充実が求められています。

本町では、障害者の地域活動への参加を促すため、スポーツ大会や研修等に取り組んできましたが、同法では障害者やその家族だけでなく、地域住民が自発的に行う活動の支援や、障害者の意思疎通支援を行う人材の育成等、総合的な支援が求められています。

また、障害者が地域で共生するため、障害者に対する理解を深める普及・啓発に取り組むことにより、地域社会全体で障害者を見守り、障害の有無に関わらず住民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域共生社会の実現が求められています。

### 【基本方針】

障害者が地域社会の一員として、家庭や地域の中で安心して生活を送ることができる共生社会の実現を目指し、経済的支援、相談体制の充実、職業訓練や就労支援を推進します。

個々の障害者が必要とする福祉サービスを提供するため、障害者のニーズを把握し、関係機関と一体となったきめ細やかな施策の充実に努めます。

障害者の就労の促進と社会参加の機会の確保および地域社会における共生、社会的障壁を除去するため、障害者を支援する地域づくりや人材育成に努めます。

### 【施策の内容】

#### 1. 福祉サービスの充実

- (1) 障害者総合支援法の施行を踏まえ、関係機関と連携しながら障害者のニーズに応じたきめ細かな総合的サービスの充実に努めます。

#### 〈主要な施策〉

- 福祉サービスの充実
  - ◇障害福祉サービス等の継続実施
  - ◇地域生活支援事業の継続実施
  - ◇町独自の年金制度の継続実施
  - ◇社会福祉法人等の活動支援
  - ◇送迎体制の検討
  - ◇障害者計画の策定
- グループホームの設置促進
- 地域包括ケアシステムの構築

#### 2. 就労の促進と社会参加の推進

- (1) 障害者に対する正しい知識と理解が得られるよう、ノーマライゼーションの理念の普及・啓発に努めるとともに、障害特性を理解するための交流事業の推進や地域住民が自発的に行う活動の支援に努めます。
- (2) 関係機関と連携を取りながら、職業訓練や民間企業等における就業機会の場の拡充を図ります。
- (3) 障害者の社会参加を支援する人材育成に努めます。



〈主要な施策〉

- 啓発活動の推進
- 交流事業の推進
  - ◇スポーツ大会等の開催
  - ◇ボランティア養成講座の継続
- 地域コミュニティによる障害者支援の推進
- 職業訓練・就業機会の拡充
- 障害者を支援する人材の育成
  - ◇手話奉仕員の養成

3. やさしいまちづくりの推進

- (1) 障害者や高齢者等、すべての人々が自由に移動し、社会参加ができるように、公共施設等のバリアフリー化等への啓発に努めます。

〈主要な施策〉

- 公共施設等のバリアフリー化
  - ◇バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）による宇多津駅を核とした駅周辺の整備
- 福祉マップの作成
  - ◇公共施設のトイレ・スロープのバリアフリー地図

## 2-6 要援護者福祉の充実

### 【現状と課題】

経済の発展とともに、全般的な生活水準の向上がみられる反面、病気や事故等を原因として経済的な問題を抱える家庭が生じています。また、近年は、リーマンショック等の影響による世界経済の減速により、特に建設関係や製造業を中心として、解雇や派遣社員の契約解除が増加しています。それに伴い、生活福祉資金の借り入れや生活保護の申請も増加し、町内の生活保護世帯は平成30年4月1日現在、191世帯となっています。

経済的な要援護者に対する支援は、県（中讃保健福祉事務所）を中心に取り組まれています。本町でも、低所得者の経済的自立と生活の安定を図るため、就業機会の拡充や生活福祉資金貸付制度の活用等、支援対策と自立助長の推進を図る必要があります。

### 【基本方針】

援護を必要とする人々の経済的自立と生活の安定を図るため、関係機関と連携を図りながら、経済的支援だけでなく、個々のニーズに応じた総合的な生活自立支援を促します。

### 【施策の内容】

#### 1. 生活保護の充実

- (1) 生活困窮世帯に対する生活福祉資金貸付等を、より効果的に活用するとともに、香川県、社会福祉協議会や職業安定所等の関係機関との連携強化のもと就業機会の確保に努め、自立助長を促します。

#### 〈主要な施策〉

- 福祉資金貸付制度の充実
  - ◇社会福祉協議会、民生委員との連携・協力による制度の活用
- 所得に応じた検診の無料化及び減額
- 就業機会の拡充

#### 2. 相談業務の充実

- (1) 個々の要援護者世帯の状況に応じ、香川県、社会福祉協議会等の関係機関との連携強化のもと、生活全般にわたる相談・指導体制の充実に努めます。

## 2-7 社会保障の充実

### 【現状と課題】

国民健康保険は、国民皆保険制度の中で地域保険として大きな役割を果たしています。しかしながら、急速な高齢化の進行や疾病構造の変化、また無職者の増加等により、医療費は年々増加傾向にあり、国民健康保険会計を圧迫しています。同様に、後期高齢者医療も年々医療費が増加しています。今後、社会保障制度の見直しや拡充が図られる中で、医療保険の維持及び適正化に努めるためには、関係機関への働きかけだけでなく、住民の健康維持と保持、増進に努める必要があります。

一方、国民年金制度は、終身にわたり、老後の暮らしや、病気やけがで障害者になった時等に生活の安定を図る経済基盤としての公的年金制度です。そのため、住民一人ひとりの年金受給権を確保することが大切であり、高松西年金事務所との協力・連携のもと、負担能力に応じた多段階免除制度の周知や納付しやすい環境整備等により、無年金者の発生を防止することが重要です。

#### 国民健康保険の給付状況

|               | 平成 25 年度  | 平成 26 年度  | 平成 27 年度  | 平成 28 年度  | 平成 29 年度  |
|---------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 被保険者数（人）      | 3,710     | 3,636     | 3,542     | 3,306     | 3,164     |
| 給付件数（件）       | 58,546    | 57,794    | 58,766    | 56,794    | 54,571    |
| 給付額（千円）       | 1,030,301 | 1,083,963 | 1,139,273 | 1,134,798 | 1,035,363 |
| 一人一月当たり給付額（円） | 23,212    | 24,918    | 26,884    | 28,690    | 27,351    |

資料：町健康増進課

#### 国民年金被保険者数

|        | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|--------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 1号被保険者 | 2,093    | 2,079    | 2,075    | 1,953    | 1,886    |
| 3号被保険者 | 1,678    | 1,674    | 1,677    | 1,596    | 1,544    |
| 任意加入   | 28       | 25       | 19       | 13       | 12       |
| 合計     | 3,799    | 3,778    | 3,771    | 3,562    | 3,442    |

資料：町住民生活課

#### 国民年金受給者数

|      | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|------|----------|----------|----------|
| 拠出年金 | 224      | 194      | 171      |
| 基礎年金 | 3,456    | 3,569    | 3,724    |
| 福祉年金 | 0        | 0        | 0        |

資料：町住民生活課

### 【基本方針】

国民健康保険は、住民の主要な医療保険制度として適正な運用を図るとともに、社会保障制度の維持・適正化に努めるため、予防事業の強化による健康保持や健康増進に努めます。また、国保連合会とより緊密な連携を図り、国保広域化による県全体での一体化した事業展開に努めます。

国民年金は、高松西年金事務所との協力・連携のもと、住民への周知、啓発、相談体制の強化を図るとともに、制度の周知や納付環境整備等により無年金者の発生防止に努めます。

### 【施策の内容】

#### 1. 国民健康保険・後期高齢者医療

- (1) 国民健康保険及び後期高齢者医療の健全な財政運営を図るため、医療費適正化対策事業による受診の適正化や保健事業の推進に努めるとともに、健康づくりや医療費負担の軽減に関する広報・啓発活動を推進します。

#### 〈主要な施策〉

- 受診の適正化
  - ◇レセプト点検の強化及び拡充
  - ◇医療費通知の継続実施
  - ◇ジェネリック医薬品普及促進及び差額通知
  - ◇訪問指導の充実
  - ◇多受診者、重複受診者のリストアップによる適正化医療の指導
- 広報・啓発活動の推進
  - ◇健康講座の開催
  - ◇健康体操の継続実施

#### 2. 国民年金

- (1) 生活の安定を目指した国民年金制度に関する住民の理解を深め、健全な制度運営の推進に努めます。
- (2) 届け出の円滑な事務作業により、住民サービスの向上を目指します。

#### 〈主要な施策〉

- 加入促進
  - ◇資格取得・種別変更・資格喪失の手続き
- 口座振替の利用促進
- 広報・相談業務の充実

---

## 第2章

# だれもが快適に安心して暮らせる 生活基盤の整ったまち

---

### 第1節 住みよい生活基盤づくり

- 1-1 市街地形成
- 1-2 住環境の充実
- 1-3 道路機能の充実

### 第2節 住みよい快適環境づくり

- 2-1 上水道の充実
- 2-2 下水道の充実
- 2-3 河川・海岸の整備
- 2-4 公園・緑地の充実

## 第2章 だれもが快適に安心して暮らせる生活基盤の整ったまち

### 第1節 住みよい生活基盤づくり

#### 1-1 市街地形成

##### 【現状と課題】

本町は、これまで都市計画マスタープラン等の都市計画制度を活用し、計画的に土地利用等をコントロールしてきました。また、平成23年度からは景観計画を策定し、住民・事業者・行政（町）が一体となり良好な景観形成に向けた取り組みを進めています。

市街地整備では、国の交付金制度等を活用した生活道路や空家となった景観性の高い古民家の整備・活用等を実施し、人の交流や地域のにぎわいの再生を目指しています。

今後も、これらの取り組みを継続的に進め、地域資源の保全・活用を図り、風格のある魅力的な市街地の形成を推進する必要があります。

一方、人口増加が続く本町も、年少人口と高齢人口の逆転や、安全・安心に対する住民ニーズが高まりつつあるなど、社会構造の変革期を迎えています。

今後は、災害にも強い市街地の形成を促し、持続可能な集約型都市構造への転換に向けて計画的なまちづくりを進める必要があります。

##### 【基本方針】

自然・歴史・文化とにぎわいが融和した魅力的で風格のある市街地の形成を目指します。

また、防災、環境、景観等の多様な機能が有機的に繋がりを持った市街地構造への転換を進めます。

##### 【施策の内容】

##### 1. 都市計画の推進

- (1) 現行の都市計画マスタープランを見直し、新宇多津都市と既成市街地のそれぞれの役割を明確にし、時代のニーズに即した土地利用への転換や秩序ある市街化への誘導を図ります。
- (2) 地域の実情に応じた都市機能の集積を図り、自然、田園、水辺等の環境に配慮した市街地の形成を進めます。

##### 〈主要な施策〉

- 都市計画マスタープランの見直し
- 土地利用制度、都市施設等の配置の検討
- みどりに関する基本構想の構築

##### 2. 良好な市街地景観の創出

- (1) 都市の風致や歴史的、文化的景観の保全・活用により、良好な市街地景観の創出に努めます。

##### 〈主要な施策〉

- 景観形成推進のための法制度の活用
- 景観形成支援制度の構築

### 3. 市街地の活性化とにぎわいの再生

- (1) 国の交付金制度等を活用し、地域の活性化、にぎわい再生に必要な都市基盤の整備・更新を進めます。

#### 〈主要な施策〉

- 古街（こまち）等の地域資源を活かした環境整備
- 生活道路の改善
  - ◇狭隘部や交差点の改良
  - ◇緑化の推進
- 住民等によるまちづくり組織の育成・支援

### 4. 将来を見据えた市街地構造の再編

- (1) 高齢社会や自然災害への対応など、将来を見据えた市街地構造の転換を進めます。

#### 〈主要な施策〉

- 将来人口の動向・構成等を見据えた集約型市街地構造の構築
- 公共施設の減災機能の強化



## 1-2 住環境の充実

### 【現状と課題】

町内の住宅は、新都市エリアを中心に戸建住宅や低層・高層の集合住宅が進むとともに、近年は、町南部エリアの旧市街化調整区域内においてもミニ開発による、戸建住宅や賃貸住宅の建設が多く見られます。一方、少子高齢化に伴い、高齢者一人世帯の住宅や空家となった住宅が増加している地域もあり、管理不十分で安全上支障があると思われる住宅も一部に見られます。

町営住宅は、平成に建設した中高層住宅（RC 構造）以外は、建設当時から 50 年～60 年余を経過しており、経年による老朽化が進み居住機能が著しく低下している住宅が殆んどを占めるなど、住宅の用途廃止や集約化など民間住宅との役割分担を踏まえた管理・運営が求められています。

さらに、今後予想される南海地震等の災害に対する住民意識も高まる中、安全・安心で快適な住環境の確保に向けて、住宅開発の適正化や既存建築物等の耐震化、町営住宅の長寿命化などについて官民連携による対策が望まれます。

### 町営住宅の状況

（平成 30 年 4 月 1 日現在）

| 団地名      | 戸数  |
|----------|-----|
| 新開南      | 48  |
| 浦町       | 22  |
| 新町       | 42  |
| 山下       | 16  |
| 田町       | 21  |
| 津の郷      | 6   |
| 十楽寺      | 77  |
| 合計（7 団地） | 232 |

資料：町地域整備課

### 【基本方針】

時代のニーズを踏まえつつ、快適で安全・安心な住環境の確保に向けて、民間住宅開発の誘導、住宅耐震化に対する支援、老朽空家住宅への対応に努めます。

住宅環境の改善など、定住促進・誘導に向けた住宅施策を総合的に推進します。

### 【施策の内容】

#### 1. 町営住宅管理の適正化

（1）「公営住宅長寿命化計画」に基づき、住宅施設等の機能更新を計画的かつ円滑に実施します。

（2）民間住宅とのバランスを考慮した町営住宅の戸数確保と適正管理に努めます。

#### 〈主要な施策〉

○町営住宅の居住性・安全性の向上

◇町営住宅の長寿命化・居住性の確保

○老朽住宅の用途の廃止

## 2. 良好な住環境の充実

(1) 民間と行政との役割分担のもと、だれもが住みたいと思う良好な住環境の形成に努めます。

### 〈主要な施策〉

- 質の高い住宅供給の促進
  - ◇エコ住宅などの普及支援
- 景観や環境に配慮した住宅建設・宅地造成の誘導
  - ◇都市計画制度、景観計画の適用
- 住宅改修の相談体制の強化
  - ◇耐震改修等リフォーム支援等

## 3. 空き家対策の推進

(1) 今後、増加することが予想される空き家の現状を把握・分析しつつ、空き家の増加を防ぐため、「宇多津町空き家バンク制度」を引き続き進めるとともに、良好な古民家の活用を促す施策等について検討を進めます。

### 〈主要な施策〉

- 良好な空き家の活用斡旋
  - ◇宇多津町空き家バンク制度の継続
- 不良空き家の適正な管理
  - ◇空き家再生等推進事業の活用
  - ◇空き家の適正管理に向けた条例等の研究
  - ◇老朽危険空き家除却支援
- 空き家の活用促進に向けた支援の研究
  - ◇空き家入居者への改修等リフォーム支援の検討

### 1-3 道路機能の充実

#### 【現状と課題】

道路は、あらゆる住民生活や社会活動を支える根幹的なインフラであり、また、住民が生活を営むための大切な空間です。

近年、道路は、環境や防災に対する配慮の他、上下水道などライフラインの収容機能など、求められる役割は多様化・高度化しています。

そこで本町では、すべての人が安全・安心で快適に移動できるための道路整備を進めてきました。

今後も引き続き、防災、交通安全の機能向上を図るための道路新設・改良、歩道・自転車通行帯など、道路の高質化を進めていく必要があります。

また、道路の維持管理も大きなウェイトを占めることとなり、中でも舗装については効率的に進めていく必要があります。そのためには、道路のライフサイクルコストの縮減や町道管理に対する多様な手法を検討するとともに、住民と協働した里親制度（アダプション制度）の推進などにより、町道管理を充実させる必要があります。

さらに、まちを支える根幹的なインフラとして、国や県、関係機関と連携のもと橋梁の耐震性を高めるなど、より高い安全性を確保していく必要があります。

主要な道路の概要（平成30年4月1日）

|       | 路線数 | 実延長（m） | 改良率（%） | 舗装率（%） | 歩道設置道路<br>実延長（m） |
|-------|-----|--------|--------|--------|------------------|
| 国道    | 1   | 1,223  | 100    | 100    | 1,223            |
| 主要地方道 | 1   | 2,393  | 100    | 100    | 2,358            |
| 一般県道  | 4   | 9,039  | 99.7   | 100    | 8,635            |
| 町道    | 369 | 95,524 | 74.3   | 97.5   | 23,151           |

資料：町地域整備課

#### 【基本方針】

町内の道路機能の高質化を図るため、引き続き県道等の計画的な道路整備（都市計画道路整備）を県に働きかけるとともに、通学路の安全性やバリアフリー化の推進など安全・安心で快適な道路づくりを進めます。

また、道路としての利便性と安全性の調和を図りながら道路機能の高質化・円滑化を推進するとともに、適切な舗装修繕や住民との協働による道路の適正な維持管理を進めます。

#### 【施策の内容】

##### 1. 幹線道路機能の充実

- （1）さぬき浜街道、国道11号及び県道高松・善通寺線、県道富熊・宇多津線などの幹線道路は、本町の住民生活・社会活動を支える重要な役割を果たすため、県などの関係機関に整備・充実を促し、交通の円滑化を図ります。
- （2）交通安全上危険な箇所などは、多様な問題を的確にとらえ、国道・県道の管理者に対し、解消するよう要望していきます。

## 〈主要な施策〉

- 幹線道路網（都市計画道路）及び緊急輸送路の整備促進
  - ◇県道高松・善通寺線等の整備要望
  - ◇県道富熊・宇多津線の整備促進
  - ◇さぬき浜街道の整備要望
- 交通安全危険箇所の解消

## 2. 身近な道路機能の充実

- (1) 住民生活に身近な町道は、防災や景観・バリアフリーにも配慮した道路環境の向上に努めつつ、地域の実情を踏まえながら、すべての人々が安全・安心に利用できるよう道路機能の充実を図ります。

## 〈主要な施策〉

- 安全・安心で快適な道路空間の形成
  - ◇通学路の安全性確保
  - ◇バリアフリー化の推進
  - ◇生活道路の高質化整備
  - ◇南部地域の要望道路整備
- 未整備都市計画道路の整備促進
  - ◇県道高松・善通寺線
  - ◇県道富熊・宇多津線

## 3. 道路の適正な維持管理

- (1) すべての住民が安全・安心で快適に道路を利用できるよう、「橋梁長寿命化修繕計画」に基づく、道路維持管理に対するライフサイクルコストの削減を図るための予防保全の考え方の導入や、住民との協働による里親制度（アダプション制度）の推進に取り組み、道路の適正な維持管理を行います。

## 〈主要な施策〉

- 「橋梁長寿命化修繕計画」に基づく点検・対策の実施
  - ◇道路橋の計画修繕・耐震化の促進
- 継続的な道路機能の保全推進
  - ◇舗装修繕や危険箇所等の補修対策
- 住民参画による維持管理の促進
  - ◇里親制度（アダプション制度）の推進

## 第2節 住みよい快適環境づくり

### 2-1 上水道の充実

---

#### 【現状と課題】

全国的に人口減少社会が進むなかで、独立採算制を基本に経営されてきた水道事業は、その財源の根幹をなす料金収入の減少、高度経済成長期に集中的に整備された水道施設の老朽化への対応、南海トラフ巨大地震などの大規模災害や渇水への備え等多くの課題を抱えています。

香川県では、こうした課題に対応するため、広域化により経営基盤の充実・強化を図り、将来にわたり安全・安心な水道水を安定的に供給するため、県と8市8町による「香川県広域企業団」が平成30年4月1日に設立されました。

本町の水需要は近年減少傾向にありますが、「香川県広域企業団」に加入することで、これまでの量の充足はもとより、より安全でおいしい水の供給や大規模地震などを想定した危機管理体制の充実に向けて取り組んでいくことで水道事業の充実が図られる必要があります。

#### 【基本方針】

全ての住民により安全でおいしい水を安定供給するため、「香川県広域企業団」の策定した「香川県水道広域化基本計画」に基づき、限りある水資源を有効利用するとともに、老朽化した施設の更新や長寿命化、機能の回復など維持管理の強化、大規模災害への備え等の取組強化と、効率的な事業運営が図られることとなっています。

#### 【施策の内容】

##### 1. 水道施設の充実

- (1) 香川用水及び県内自己水源は、水利権水量の範囲内で効率的に活用し、合理的・経済的な施設は継続して運用するとともに、整理できる施設は運用を休廃止されることとなっています。
- (2) 経年施設の更新整備については、施設の重要度や優先度、事業の平準化等を考慮した更新整備が進められることとなっています。

##### 2. 健全・効率的な財政運営

- (1) 旧事業体毎の費用収益バランスが確認されながら、水道料金が適切に設定されることとなっています。

## 2-2 下水道の充実

### 【現状と課題】

本町では、中讃流域下水道整備計画に基づき、全体計画 551.4ha、事業認可 486.1ha の公共下水道整備を進めています。平成 29 年度末現在、下水道普及率（人口比）は 88.6%、供用区域における水洗化率は 91.2%と、実際に下水道を使用しているのは、総人口の約 8 割となっています。

公共下水道については、南部地域でも供用開始するなど、引き続き未整備区域での整備を重点的に推進するとともに、未水洗化世帯に対して公共下水道への切替を促していく必要があります。また、下水道は住民生活や社会活動に欠かすことのできない重要なインフラであり、今後、近年頻発している局地的集中豪雨への対応も視野に入れた対策を検討しつつ、施設の耐震性の確保や老朽化する施設への対応など、多様化・高度化するニーズに対し、様々な視点から施策を展開しながら機能の充実、維持・更新を図っていく必要があります。

#### 下水道普及率

|          | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 処理人口（人）  | 16,014   | 16,070   | 16,264   | 16,346   | 16,323   |
| 水洗化人口（人） | 14,520   | 14,680   | 14,818   | 14,917   | 14,883   |
| 普及率（%）   | 88.3     | 88.0     | 88.2     | 88.4     | 88.6     |

資料：町地域整備課

### 【基本方針】

下水道整備計画に基づき、引き続き計画的・効率的な整備を図り、未整備区域の早期解消・水洗化率の向上を図ります。また、施設の老朽化等に伴う維持補修や耐震改修、長寿命化を計画的に実施するとともに、施設の維持管理の効率化を推進し、下水道の健全かつ安定的な事業運営に努めます。

### 【施策の内容】

#### 1. 公共下水道の充実

- (1) 中讃流域下水道整備計画に基づき、引き続き計画的・効率的・重点的な整備を推進します。
- (2) 施設の効率的な維持管理を行うとともに、地震被害の軽減のため、施設の耐震化や、下水道ストックマネジメント支援制度に基づく施設の改築・更新等による延命化に取り組み、効率的な処理体制を確立します。
- (3) 確実、安定、持続的な処理に向けた予防保全型の維持管理を推進します。

#### 〈主要な施策〉

- 公共下水道の充実
  - ◇未整備区域の整備促進
  - ◇浸水対策の推進
- 水洗化率の向上
  - ◇広報誌やホームページの活用・充実
  - ◇地元説明会の開催
- 下水道ストックマネジメント支援制度と連携した施設の耐震化・長寿命化
  - ◇下水道ストックマネジメント計画の策定
  - ◇施設の改築・更新等の実施
- 下水道施設の定期点検の充実
  - ◇計画的な管きょ調査の実施

## 2. 健全・安定的な事業運営

- (1) 安全・快適な住民生活を支える下水道事業を持続的に進めていくために、施設を適正かつ合理的に管理するとともに、中長期的な視点から健全かつ安定的な事業運営を進めていきます。

### 〈主要な施策〉

- 適正な費用負担に基づく収入の確保
- 料金水準の適正化の推進等経営の健全化



## 2-3 河川・海岸の整備

### 【現状と課題】

町内の大束川や鴨田川は香川県管理の2級河川に指定されています。

鴨田川については、降雨や高潮により増水した河川内水を大束川へ排出する施設として、鴨田川水門と中村排水機場（ポンプ場）を町が整備し、以後適正管理に努めているところです。

しかしながら未改修区間では、流下能力不足等から、台風や大雨等の降雨状況等により道路の一部が冠水するなど、浸水被害の発生防止のため、改修整備を計画的かつ速やかに進めていく必要があります。

また、地域の憩いのある場であり、親水性が高く潤いのある水辺空間である河川環境の保全・充実を住民との協働のもと推進していく必要があります。

海岸部は、穏やかで多島美を誇る瀬戸内海の水辺景観が形成されており、宇多津臨海公園周辺では、「うたづウミホテル」を中心に、地域のにぎわいや交流拠点機能を有しています。

近年では、海岸護岸の老朽化に加え、環境・防災意識の高まり等から、海岸利用に資する環境や安全性を考慮した整備が望まれています。

### 【基本方針】

災害の防止等の安全面の確保を基本としながら、河川・海岸がもたらす豊かな自然環境や景観の保全・整備を住民との協働により計画的に推進し、防災機能の充実と快適な水辺空間の創造に努めます。

### 【施策の内容】

#### 1. 河川・海岸の整備促進

- (1) 浸水や高潮、津波などの災害による被害を未然に防ぐため、排水機場（ポンプ場）施設等の整備・適正管理に努めます。
- (2) 河川改修の早期実施、海岸護岸の整備検討を県へ要望していきます。
- (3) 河川・海岸が町民の憩いと安らぎの空間となるよう維持管理に努め、親水性や生態系に配慮した多自然型川づくりや環境、安全性に配慮した海岸整備に取り組みます。

### 〈主要な施策〉

- 河川等整備事業
  - ◇排水機場等施設の保全・適正管理
  - ◇鴨田川の改修整備（県事業）の促進
  - ◇大束川景観護岸整備（県事業）
- 宇多津港海岸環境整備の推進
  - ◇親水海岸の整備推進
  - ◇海岸護岸の防災対策（県事業）の推進
- 住民の協働による潤いある水辺環境の形成・維持管理の促進
  - ◇親水空間整備計画の検討
  - ◇里親制度（アダプション制度）の導入

## 2-4 公園・緑地の充実

## 【現状と課題】

本町では、環境保全機能、レクリエーション機能、防災機能など公園・緑地が持つ多様な役割が効果的に発揮できるよう、地勢や用途に応じた大小の都市公園を配置・整備してきました。

公園・緑地は、都市の緑の空間として、市街地のゆとりや潤いの創出やヒートアイランド現象の緩和、被災時の避難場所や地域コミュニティの拠点となるなど、住民生活を支える重要な役割を担っています。今後も、防災拠点をはじめとする多様な機能の強化・充実を図る必要があります。

一方、遊具等の老朽化が進む公園もあり、利用者ニーズを踏まえた施設の更新等が必要となってきました。また、里親制度（アダプション制度）による住民の参画も活発化しつつあり、住民との協働体制の更なる拡充を図り、住民に身近な公園・緑地づくりが求められています。

公園・緑地一覧表

| 宇多津町公園・緑地面積    |                                           |         |    | 宇多津町公園・緑地面積 |                 |            |         |     |       |
|----------------|-------------------------------------------|---------|----|-------------|-----------------|------------|---------|-----|-------|
| 区分             | 公園名                                       |         | 種別 | 面積(㎡)       | 区分              | 公園名        |         | 種別  | 面積(㎡) |
| 都市公園           | 都市計画公園                                    | 聖通寺山公園  | 風致 | 265,000     | 都市公園以外<br>その他公園 | 中央コミュニティ公園 | その他     | 408 |       |
|                |                                           | 宇多津臨海公園 | 地区 | 56,076      |                 | 田町公園       | その他     | 397 |       |
|                |                                           | 宇多津中央公園 | 近隣 | 16,262      |                 | 向山北公園      | その他     | 251 |       |
|                |                                           | 平山公園    | 街区 | 3,881       |                 | 向山南公園      | その他     | 850 |       |
|                |                                           | 宇多津1号公園 | 街区 | 1,500       |                 | 西町公園       | その他     | 672 |       |
|                |                                           | 宇多津2号公園 | 街区 | 1,376       |                 | 宇夫階公園      | その他     | 233 |       |
|                |                                           | 宇多津3号公園 | 街区 | 4,751       |                 | 山下公園       | その他     | 329 |       |
|                |                                           | 宇多津4号公園 | 街区 | 1,500       |                 | 新町公園       | その他     | 497 |       |
|                |                                           | 宇多津5号公園 | 街区 | 1,225       |                 |            |         |     |       |
|                |                                           | 宇多津6号公園 | 街区 | 1,540       |                 |            |         |     |       |
|                | 都市計画公園以外                                  | 大橋西部公園  | 街区 | 1,676       |                 |            |         |     |       |
|                |                                           | 大橋東部公園  | 街区 | 1,371       |                 |            |         |     |       |
|                |                                           | 津ノ郷公園   | 街区 | 908         |                 |            |         |     |       |
|                |                                           | 大橋1号公園  | 街区 | 3,274       |                 |            |         |     |       |
|                |                                           | 大橋2号公園  | 街区 | 1,168       |                 |            |         |     |       |
|                |                                           | 大橋3号公園  | 街区 | 720         |                 |            |         |     |       |
|                |                                           | 大橋4号公園  | 街区 | 226         |                 |            |         |     |       |
|                |                                           | 網の浦万葉公園 | 街区 | 2,104       |                 |            |         |     |       |
|                |                                           | 桜の広場    | 街区 | 4,908       |                 |            |         |     |       |
|                | 宇多津臨海公園は宇多津町都市公園条例で宇多津1号緑地、宇多津2号緑地を含めている。 |         |    |             |                 |            |         |     |       |
| 宇多津町公園・緑地面積 合計 |                                           |         |    |             |                 |            | 373,103 |     |       |

資料：町地域整備課

**【基本方針】**

潤いと安らぎのある生活環境を支える重要な施設として、住民ニーズを踏まえた公園・緑地機能の強化・充実に努めます。

また、住民との協働による身近な公園・緑地づくりを推進します。

**【施策の内容】****1. 公園・緑地機能の充実**

- (1) 環境保全機能、防災空間機能、憩いやコミュニティの提供の場など、多様な機能を有する公園として再整備等を行い、地域住民に親しまれる公園づくりを進めます。
- (2) 計画的な予防修繕による遊具等の長寿命化を図り、快適で安全な公園施設の提供に努めます。

**〈主要な施策〉**

- 公園の多機能化
  - ◇防災空間機能の向上
- 公園施設の長寿命化
  - ◇点検業務の実施
  - ◇計画的な維持修繕
- ポケットパークの整備

**2. 公園・緑地の適正な維持管理**

- (1) 住民との協働体制の充実により、地域の暮らしに根付いた公園・緑地の管理を進めます。
- (2) 利用マナーの向上に向けて、住民意識の高揚等を図ります。

**〈主要な施策〉**

- 協働による維持管理
  - ◇里親制度（アダプション制度）の推進
- 住民団体等の管理活動への支援



---

## 第3章

# 豊かな自然の中で安全・安心に 暮らせるまち

---

### 第1節 安全で安心なまちづくり

- 1-1 消防、防災の充実
- 1-2 交通安全、防犯対策の推進

### 第2節 自然と共生する生活環境づくり

- 2-1 環境の保全
- 2-2 ごみ資源循環型社会の実現
- 2-3 し尿処理の充実
- 2-4 火葬場、墓地の充実

## 第3章 豊かな自然の中で安全・安心に暮らせるまち

### 第1節 安全で安心なまちづくり

#### 1-1 消防、防災の充実

##### 【現状と課題】

常備消防を持たない本町では、消防・救急活動を町消防団に負うところが多く、消防団の体制強化に努める必要があります。また、消防団に求められる役割は、消火活動のみならず、防災活動、国民保護などに拡大しています。そうした中で、消防団員の確保は重要な課題となっており、特に若い人材の参加が必要となっています。

防災については、未曾有の被害をもたらした東日本大震災以降、最大級の災害に対する「減災」の考え方が広まっています。本町においても南海トラフの巨大地震による被害が想定されますが、行政のみで対応することは不可能であり、行政と住民が協働した災害対応を行い、「減災」を図っていくことが必要となっています。

これら消防・防災に対して、住民の参加が必要不可欠となっており、「自助・共助」の考え方に基づき、行政と住民が協働して対応していく必要があります。

##### 消防団の概況（平成30年4月1日現在）

|       | 消防団員数 |     |
|-------|-------|-----|
|       | 条例定数  | 実員  |
| 団長    | 1     | 1   |
| 副団長   | 2     | 2   |
| 分団長   | 6     | 6   |
| 副分団長  | 1     | 1   |
| 部長    | 18    | 11  |
| 班長    | 18    | 15  |
| その他団員 | 62    | 65  |
| 合計    | 108   | 101 |

##### 消防施設状況（平成30年4月1日現在）

| 設備      | 数量  |
|---------|-----|
| タンク車    | 1   |
| ポンプ車    | 7   |
| 可搬ポンプ車  | 7   |
| 消火栓     | 243 |
| 防火水槽    | 35  |
| 耐震性防火水槽 | 4   |
| 指揮広報車   | 1   |
| 水槽車     | 1   |
| 資機材搬送車  | 2   |

資料：町危機管理課

## 【基本方針】

「自助・共助」の考え方に基づき、行政と住民が協働した火災・災害対応を実現するため、消防団や自主防災組織によるコミュニティ防災力の強化、地域防災計画やハザードマップ等を活用した防災対策の強化、防火・防災意識の高揚等に努めます。

## 【施策の内容】

## 1. 消防体制の強化

- (1) 消防団の強化を図り、消火活動のみならず、防災活動、国民保護などの役割を担いえる組織とするため、消防団員の確保、消防機器・設備の充実に努めます。

## 〈主要な施策〉

- 消防団員の人員確保
  - ◇「消防団協力事業所表示制度」や「機能別団員・分団制度」の活用
- 消防機器・設備の計画的な維持管理・充実

## 2. 自主防災組織の育成・形成

- (1) 地域防災訓練を推進・支援することで、地域住民による自主防災組織の育成を図ります。
- (2) 自主防災組織がない地域においては、PTA やマンションの管理組合などの既存組織を通じて、自主防災組織の形成を図ります。

## 〈主要な施策〉

- 自主防災組織の育成
  - ◇地域防災訓練の啓発・支援
- 既存組織を通じた自主防災組織の形成

## 3. 防災対策の強化

- (1) 東日本大震災を受けて新たに地域防災計画とハザードマップを見直し、災害の種類や状況に応じた避難場所の周知と災害時における体制の強化を図るとともに、備蓄倉庫・備蓄物資の充実、多様な防災情報機器の整備、行政としての危機管理体制の構築等により、防災対策の強化に努めます。

## 〈主要な施策〉

- 避難場所・災害時の体制の周知・徹底
  - ◇地域防災計画の見直し
  - ◇ハザードマップの見直し
- 備蓄倉庫・備蓄物資の充実
  - ◇大東川東側における備蓄倉庫の整備
  - ◇被害想定に応じた備蓄物資の整備
- 多様な防災情報機器の整備
- 防災ラジオの普及促進
- 行政としての危機管理体制の構築
  - ◇庁内における災害時マニュアルの一元化



#### 4. 防火・防災意識の高揚

- (1) 住民の防火・防災意識を高揚させるため、消防団・自主防災組織等と連携しながら、広報活動の充実、防火・防災に対する教育及び訓練の充実等に努めます。

##### 〈主要な施策〉

- 広報活動の充実
  - ◇広報誌やホームページ等を活用した防火・防災意識の高揚
- 防火・防災教育の充実
  - ◇学校教育・生涯学習を通じた防火・防災教育の推進
- 防火・防災訓練の充実
  - ◇各組織での自主的な訓練の支援
  - ◇南海トラフの巨大地震を想定した町全体での系統的な総合訓練の実施
- 防災会議の開催

## 1-2 交通安全、防犯対策の推進

### 【現状と課題】

平成29年には事故発生件数160件、死亡者0名、負傷者202名となっており、交通事故発生件数は減少傾向にあるものの、重大事故の発生が後を絶ちません。特に、高齢者の事故や夜間の事故が多く、浜街道を含めた新宇多津都市で事故が多発しています。今後、住民や通過交通の運転者を対象に交通安全意識の高揚を図り、交通事故発生件数の抑制に努める必要があります。

また、住民同士のきずなが希薄な地区において犯罪が多発する傾向にあります。今後、コミュニティによる地域力を高め、地域の防犯意識の高揚を図りつつ、防犯灯や防犯カメラ等の防犯施設を併せて整備し、犯罪の防止に努めます。

#### 交通事故発生状況

|        | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 事故発生件数 | 288   | 263   | 266   | 211   | 220   | 236   | 200   | 160   |
| 死亡者    | 0     | 0     | 7     | 1     | 1     | 1     | 1     | 0     |
| 負傷者    | 353   | 326   | 327   | 255   | 274   | 300   | 261   | 202   |

資料：香川県警 市町別 交通事故発生状況

### 【基本方針】

住民を交通災害から守るため、交通安全施設の整備および交通安全の啓発に努め、事故のない安全なまちづくりを目指します。

また、防犯灯や防犯カメラ等の防犯施設の整備、防犯意識の高揚を図り、暴走運転対策を含む犯罪の未然防止に努めます。

### 【施策の内容】

#### 1. 交通安全施設の整備

- (1) 高齢者の事故、夜間の事故、さぬき浜街道を含む新宇多津都市における事故の防止のため、関係機関との連携を図り、危険箇所の把握とその改善のための交通安全施設の整備に努めます。

#### 〈主要な施策〉

- 交通安全施設の整備
  - ◇道路施設の点検（県警、道路管理者、町等）
  - ◇住民要望を踏まえた交通安全施設の整備

#### 2. 交通安全意識の高揚

- (1) 幼児・児童や高齢者等の対象に応じた交通安全教室の開催等の取り組みを積極的に推進し、安全意識の高揚やマナーの向上を図ることにより、交通事故を防止し、交通安全の確保に努めます。
- (2) 広報等を通じた交通安全知識・思想の普及を図り、住民の交通安全意識の高揚を図ります。

#### 〈主要な施策〉

- 交通安全教室の充実
  - ◇幼稚園・保育所や小学校、老人会等の交通安全教室の開催
  - ◇自転車教室の開催
- 広報活動の充実

### 3. 違法駐車や暴走運転対策の充実

- (1) 関係機関と連携を図りながら、違法駐車を防ぐための条件整備や啓発活動に努めます。
- (2) 町内で大きな問題となっている暴走運転対策については、関係機関との連携のもと、総合的な対策の推進を図り、暴走族の一掃を目指します。

#### 〈主要な施策〉

- 違法駐車対策の充実
  - ◇駐車場の確保や案内板の設置による違法駐車の解消
  - ◇広報活動の充実による住民意識の高揚
- 暴走運転対策の充実
  - ◇警察との連携による取締り強化
  - ◇暴走運転対策施設の整備

### 4. 防犯対策の推進

- (1) 犯罪を未然に防止するため、防犯灯等の防犯施設の整備に努めるとともに、住民の防犯意識の高揚を図ります。

#### 〈主要な施策〉

- 防犯施設の整備
  - ◇防犯灯未設置箇所への設置推進
  - ◇LED 防犯灯未設置箇所への設置推進
  - ◇防犯カメラの整備
  - ◇防犯パトロールの強化
- 防犯活動及び広報啓発活動の強化
  - ◇警察等の関係機関との連携強化
  - ◇防犯ブザーの携帯推進
  - ◇防犯コミュニティづくりの推進

## 第2節 自然と共生する生活環境づくり

### 2-1 環境の保全

#### 【現状と課題】

本町は新宇多津都市を中心に都市化が進んでいますが、緑豊かな青の山や聖通寺山、町の中央を流れる大束川や鴨田川、北に広がる瀬戸内海等、多様な自然資源も多く残された地域です。

これらの豊かな自然の保全と都市化の調和を図り、真に豊かな生活空間の創造に努めることが必要です。

また、住民、地域、町全体などそれぞれの段階で生物多様性に取り組み、自然生態系を守り、次世代に引き継いでいく必要があります。

本町では、都市化の進展に伴う公害の防止を図るため、公害防止条例を制定するとともに、大気汚染や水質汚濁に関する調査等により、公害監視に努めてきました。今後も、公害防止の活動の充実を図るとともに、住民に身近な分野での環境づくりの充実に取り組む必要があります。

#### 【基本方針】

公害防止に向けた取り組みの充実を図るとともに、廃棄物の抑制・適正処理による低炭素社会・循環型社会の形成を推進します。

ボランティア活動等を通じて、住民生活の身近な分野における美しいまちづくりに取り組みます。

#### 【施策の内容】

##### 1. 自然環境の保全

- (1) 本町の持つ、豊かな自然環境を次の世代に大切に引き継いでいくために、自然資源の保全に努めるとともに、住民の自然保護意識の高揚を図ります。

##### 〈主要な施策〉

- 自然資源の保全
  - ◇広報やホームページ等を活用した住民意識の高揚
- 生物多様な自然環境の保全
  - ◇海浜や河川、山地に住む多様な生物の把握・保全
- 自然観察会の開催

##### 2. きれいなまちづくりの推進

- (1) ごみのない美しい生活空間の創造に向け、住民と行政の協力のもと環境美化活動等の推進を図ります。
- (2) たばこの吸殻や空き缶等のポイ捨て防止を強化するとともに、住民一人ひとりの意識の高揚に努めます。

##### 〈主要な施策〉

- 環境美化活動の推進
  - ◇町全体における環境美化活動の推進
  - ◇「快適かつ安全な生活環境の保全に関する条例」に基づく生活環境の保全
  - ◇児童を対象とした環境学習の推進
  - ◇ボランティア、シルバー人材センター等の活動支援
- 環境保全意識の高揚
  - ◇広報やホームページ等を活用した住民意識の高揚

### 3. 公害対策の充実

- (1) 大気汚染や水質汚濁を防止するため、公害監視体制の強化を図るとともに、公害発生時には、関係機関と連携しながら発生源対策の調査・指導を推進します。
- (2) 企業に対して公害防止条例に基づいた規制・指導を推進するとともに、住民に対して広報活動等を通じて生活排水による汚染防止を啓発するなどにより、公害防止意識の高揚を図ります。

#### 〈主要な施策〉

- 公害監視活動の充実
  - ◇大気汚染の監視の継続実施
  - ◇水質汚濁の監視の継続実施
  - ◇交通量調査とあわせた騒音調査の継続実施
- 公害防止条例に基づく規制・指導

### 4. 低炭素社会の構築

- (1) 住民と一体となってCO<sub>2</sub>の排出の少ない社会の形成を進めます。

#### 〈主要な施策〉

- 公用車の環境配慮型車種への更新
- 「環境条例」の制定検討

## 2-2 ごみ資源循環型社会の実現

### 【現状と課題】

人口の増加や都市化の進展に伴い、ごみの排出量を抑えるため、ごみ袋を有料化しています。可燃ごみは町が週2回収集して、坂出、宇多津広域行政事務組合が運営している角山環境センターへ搬入し、適正かつ安全な処理を行っています。一方、不燃ごみは月2回、粗大ごみについては随時の申込みにより収集して、処分は民間業者に委託し埋立処分をしています。

近年、循環型社会形成推進基本法の制定や廃棄物処理法の改正、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法等、循環型社会の構築に向けた法制面での整備が進められています。本町においても、ダンボールコンポストの普及や分別収集の徹底等、循環型社会の形成を目指した取り組みが進められています。

今後も、ごみの減量化・資源化及び再生利用の推進、分別収集や資源化に対する住民意識の高揚を図るなど、地域における循環型社会の形成に向けた取り組みが求められています。

#### ごみ処理量等の推移

|              | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 処理人口（人）      | 18,564 | 18,749 | 18,811 | 18,952 | 19,047 | 18,967 |
| 年総排出量（t/年）   | 6,569  | 6,867  | 6,642  | 7,041  | 7,290  | 7,187  |
| 焼却処理（t/年）    | 5,227  | 5,438  | 5,302  | 5,792  | 6,056  | 6,009  |
| 埋立処理（t/年）    | 257    | 287    | 247    | 255    | 232    | 241    |
| 粗大ごみ回収量（t/年） | 39     | 39     | 54     | 34     | 36     | 42     |
| 資源ごみ回収量（t/年） | 1,046  | 1,103  | 1,039  | 960    | 966    | 895    |

資料：町住民生活課

※年総排出量には、事業系ごみを含む。

### 【基本方針】

環境に対する住民意識の高揚を図るとともに、廃棄物の発生抑制、資源化、再生利用に組み込み、住民、事業者、行政の適切な役割分担のもとで循環型社会の形成を目指します。

### 【施策の内容】

#### 1. ごみの減量化・資源化・再生利用の推進

- (1) 住民、事業者、行政が一体となって、「廃棄物の発生抑制」（リデュース：Reduce）、「使用済み部品の再利用」（リユース：Reuse）、「ごみを資源として再生利用」（リサイクル：Recycle）の3Rの取り組みを継続します。
- (2) 広報啓発活動の推進により、住民意識の高揚を図り、分別収集の徹底等、住民生活に身近な取り組みを促します。

#### 〈主要な施策〉

##### ○循環型社会の形成

- ◇適正な分別収集の実施
- ◇ダンボールコンポストの普及

##### ○住民意識の高揚

- ◇分別ガイドブック、ごみ収集カレンダーの配付による意識高揚
- ◇広報誌やホームページ、説明会等による広報啓発活動の推進
- ◇買い物袋持参運動の推進
- ◇事業者における自主回収の徹底
- ◇分別収集の徹底、小型家電の分別収集

## 2. ごみの適正処理

- (1) 多様化するごみに対応するため、坂出、宇多津広域行政事務組合が運営する角山環境センターでの適正処理に努めます。

### 〈主要な施策〉

- 角山環境センターにおける休日処理の継続実施
- 角山環境センターの機能の長寿命化
- 住民要望を踏まえたごみ収集体制の再編検討

## 3. 不法投棄対策の推進

- (1) 家電リサイクル法等の施行に伴い、増加する不法投棄に対応するため、監視体制の充実や住民意識の高揚に努めます。

### 〈主要な施策〉

- 監視体制の強化
  - ◇シルバー人材センター等の協力による「環境美化パトロール」の推進
  - ◇環境監視員制度の活動促進
- 住民意識の高揚
  - ◇広報誌やホームページ、説明会等による広報啓発活動の推進

## 2-3 し尿処理の充実

### 【現状と課題】

本町の下水道普及率は平成29年度末において88.6%と高い状況にありますが、公共下水道が整備されている区域においても、未利用の世帯が存在するなど、今後も、し尿処理需要は存在する状態となっています。し尿は、各家庭からの汲み取り後、坂出、宇多津広域行政事務組合が運営している番の州浄園で処理をしていますが、今後の需要動向を踏まえた対応が必要です。

また、公共下水道の整備対象区域外での合併処理浄化槽の設置等を促進し、町全体の水洗化に努める必要があります。

### し尿処理量の推移

|               | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 処理人口（人）       | 1,060  | 1,052  | 1,062  | 940    | 706    | 664    |
| 年総排出量（kl/年）   | 1,259  | 1,360  | 1,148  | 1,148  | 1,073  | 1,147  |
| し尿処理（kl/年）    | 674    | 657    | 584    | 501    | 473    | 482    |
| 浄化槽汚泥処理（kl/年） | 585    | 703    | 564    | 647    | 600    | 665    |

資料：町住民生活課

### 【基本方針】

し尿処理需要の動向を踏まえながら、現在の汲み取り収集体制の継続を図るとともに、公共下水道整備対象区域外での合併処理浄化槽設置に対する補助の拡大を図ることにより、水洗化の普及に努めます。

### 【施策の内容】

#### 1. し尿収集体制の維持

（1）汲み取り処理に対する一定の需要があるため、現在の汲み取り収集体制を維持します。

#### 〈主要な施策〉

○収集体制の維持

◇収集車両の適正化検討

#### 2. 合併処理浄化槽等の普及

（1）公共下水道整備対象区域外では、生活雑排水とし尿を合わせて処理する合併処理浄化槽等の普及に努めます。

#### 〈主要な施策〉

○合併処理浄化槽の普及

◇合併浄化槽の設置補助の拡大

◇単独浄化槽の撤去補助の拡大



## 2-4 火葬場、墓地の充実

---

### 【現状と課題】

平成12年度の火葬場整備以降、利用者の利便性が向上しましたが、サービス維持のため、今後も適正な維持管理、長寿命化を図る必要があります。また、平成21年度に、区画数368の「はなの森墓地公苑」を整備したことにより、慢性的な墓地不足は解消されました。

火葬場と墓地については、その需要動向や利用者のニーズを踏まえながら、その施設や環境の保全・充実に努めていく必要があります。

### 【基本方針】

火葬場、墓地とも適正な維持管理による施設の長寿命化を図るとともに、その需要や利用者ニーズを踏まえ、環境の保全・充実に努めます。

### 【施策の内容】

#### 1. 火葬場及び周辺環境の維持

(1) 利用者のニーズを踏まえながら、火葬場及び周辺環境の維持管理を行います。

##### 〈主要な施策〉

- 火葬場の長寿命化
- 周辺自治体との共同利用の検討

#### 2. 墓地の維持

(1) 墓地需要を踏まえながら、既存墓地の維持管理を行います。

##### 〈主要な施策〉

- 墓地の適切な維持管理

---

## 第4章

## 子育て・教育・交流の充実したまち

---

### 第1節 地域で子どもを育てる体制づくり

- 1-1 幼児教育の充実
- 1-2 学校教育の充実
- 1-3 地域と学校の連携
- 1-4 青少年教育の推進

### 第2節 多様な交流機会の創出

- 2-1 生涯学習社会の充実・活用
- 2-2 スポーツ・レクリエーション活動の推進
- 2-3 文化・芸術の振興
- 2-4 交流の振興

### 第3節 人権尊重のまちづくり

- 3-1 人権教育の推進
- 3-2 男女共同参画社会の形成

## 第4章 子育て・教育・交流の充実したまち

### 第1節 地域で子どもを育てる体制づくり

#### 1-1 幼児教育の充実

##### 【現状と課題】

幼児期は、人間力の基礎を培う大切な時期であり、幼児の健全育成を目指す幼児教育は、家庭教育とともに重要な役割を担っています。

本町の幼稚園は、公立幼稚園1園と私立幼稚園2園が設置され、平成30年5月現在、あわせて373名の園児が通園しています。

幼児教育にあたっては、3歳児教育や預かり保育等に取り組み、多様化するニーズへの対応に努めています。また、小学校へスムーズに就学できるよう、関係者により教育内容や幼児の特徴について情報交換を行うとともに、施設の耐震化・老朽化対策を行うなど教育内容・環境の充実を図っています。

今後も、幼児教育に対するニーズを踏まえながら、体験活動の取り入れ等、教育内容の充実に努めるとともに、施設の計画的な維持・充実に努める必要があります。

また、近年、家庭教育力の低下と支援を要する幼児の増加が懸念されています。

さらに地域コミュニティに溶け込めない家庭も見られ、園外における幼児の健全な発育を損ねることが危惧されます。このため、地域が協働して家庭教育力のスキルアップを図るとともに、教諭をはじめ、それを支援する人材の育成に努める必要があります。

##### 幼稚園の状況

各年度5月1日現在

|             | 平成28年度 |     |     |     | 平成29年度 |     |     |     | 平成30年度 |     |     |     |
|-------------|--------|-----|-----|-----|--------|-----|-----|-----|--------|-----|-----|-----|
|             | 園児数    |     | 学級数 | 教員数 | 園児数    |     | 学級数 | 教員数 | 園児数    |     | 学級数 | 教員数 |
|             | 男子     | 女子  |     |     | 男子     | 女子  |     |     | 男子     | 女子  |     |     |
| 宇多津幼稚園      | 45     | 47  | 9   | 13  | 53     | 44  | 9   | 13  | 49     | 36  | 9   | 12  |
| 青山幼稚園       | 89     | 75  | 13  | 17  | 86     | 82  | 16  | 19  | 79     | 68  | 15  | 19  |
| 香川短期大学附属幼稚園 | 54     | 65  | 15  | 12  | 66     | 67  | 17  | 30  | 70     | 71  | 14  | 34  |
| 合計          | 188    | 187 | 37  | 42  | 205    | 193 | 42  | 62  | 198    | 175 | 38  | 65  |

資料：町教育委員会

##### 【基本方針】

幼児教育に対するニーズを踏まえながら、教育内容の充実や適切な施設の維持・充実に努めます。

また、地域が協働して家庭教育力の向上を図るとともに、多様化するニーズや高度化する教育内容への対応できる教員の育成・支援に努めます。

【施策の内容】

1. 教育内容の充実

- (1) 幼児期の発達段階に応じた、基本的な生活習慣や態度、健全な心身の基礎を培う教育内容の充実に努めます。
- (2) 教職員の資質向上に向けた研修の充実に努めます。

〈主要な施策〉

- 教育・子育て支援の拠点としての役割の充実
  - ◇家庭との連携強化
- 教職員の資質向上
  - ◇研修の充実
- 多様化するニーズへの対応
- 家庭と地域との連携強化
  - ◇コミュニティ活動を通じた家庭教育力のスキルアップ支援
- 小学校や保育所との連携強化

2. 幼稚園施設の維持・充実

- (1) 公立の幼稚園施設は、適切な施設の維持・管理に努めるとともに、新たなニーズに対応した設備の充実に努めます。

〈主要な施策〉

- 幼稚園施設の維持・充実
  - ◇施設の適切な維持・管理
  - ◇新たなニーズに対応した設備の充実

## 1-2 学校教育の充実

### 【現状と課題】

社会環境が大きく変化する中で、学校教育を取り巻く状況も大きく変化しつつあります。平成29年3月に学習指導要領が改訂され、主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善を行うことで、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることを基本的な狙いとしています。

本町においても、国の方針に基づき、道徳・外国語等の授業時間の増や教育内容の充実を図り、「誇りをもつ子」「敬う心をもつ子」「創造する子」を目指す子ども像として取り組みを進めてきました。また、全小中学校の耐震化や大規模改修を進め、教育環境の充実に努めてきました。

今後も、国の教育振興基本計画や学習指導要領などを踏まえて、社会生活を営むうえで必要とされる基礎的・基本的な知識や知恵の修得のみならず、心の教育に力を入れていく必要があります。

また、学校を取り巻く教育環境では、情報化や国際化の進展に応じた学校設備のさらなる充実をはじめ、災害や犯罪に備えた安全で安心して学べる教育環境の構築が求められています。

小中学校の状況

各年度5月1日現在

|         | 平成27年度 |     |     |     | 平成28年度 |     |     |     | 平成29年度 |     |     |     |
|---------|--------|-----|-----|-----|--------|-----|-----|-----|--------|-----|-----|-----|
|         | 児童・生徒数 |     | 学級数 | 教員数 | 児童・生徒数 |     | 学級数 | 教員数 | 児童・生徒数 |     | 学級数 | 教員数 |
|         | 男子     | 女子  |     |     | 男子     | 女子  |     |     | 男子     | 女子  |     |     |
| 宇多津小学校  | 230    | 238 | 19  | 40  | 237    | 217 | 19  | 41  | 236    | 221 | 19  | 42  |
| 宇多津北小学校 | 329    | 356 | 26  | 50  | 336    | 349 | 25  | 49  | 308    | 323 | 23  | 50  |
| 宇多津中学校  | 285    | 280 | 21  | 51  | 267    | 267 | 19  | 51  | 258    | 275 | 19  | 52  |

資料：町教育委員会

### 【基本方針】

本町の将来を担う児童・生徒が、夢と目標を抱き「人間力」を高めることができる教育の推進を目指し、保・幼・小・中の連携による一貫教育に努めます。また、国際化や情報化の進展に的確に対応できる知識や能力を育むとともに、豊かな人間形成に向けた心の教育を推進します。

特に、宇多津の「特色ある教育」として、保・幼・小・中で一貫した「英語教育」や、学校のICT環境の整備に取り組みます。さらに、安全で安心して学べる教育環境の構築に向けて、学校におけるリスクマネジメント（防災・防犯等の安全管理・危機管理等）を促進します。

### 【施策の内容】

#### 1. 学習内容の充実

- (1) 児童・生徒一人ひとりの個性と能力に応じた教育の推進を図るとともに、国際化や情報化、AIの普及等、社会の変化に対応した教育の充実に努めます。
- (2) それぞれの特色を活かした学校づくりに向け、教育の基礎・基本を重視するとともに、総合的な学習の時間等の充実を図ります。

#### 〈主要な施策〉

○情報教育の推進

◇ICT研修

◇プログラミング教育の推進

◇情報リテラシーの育成

- 英語教育の推進
  - ◇ALT の活用
  - ◇保・幼・小・中で一貫した英語教育の推進
- 総合的な学習の時間の活用
  - ◇地域資源を活かした学習機会の充実
  - ◇地域の人材活用
- 個に応じたきめ細かな学習の推進

## 2. 教育環境の充実

- (1) 児童・生徒が安心して学習や学校行事等に取り組むことができるよう、計画的な学校施設・設備の改修やリスクマネジメントを促進します。
- (2) 情報教育等の多様な学習内容に対応する施設・設備の充実に努めます。

### 〈主要な施策〉

- 計画的な学校施設の改修
  - ◇非構造部材の耐震点検・対策の推進
- 学校におけるリスクマネジメントの促進
- 学校設備・機器の充実
  - ◇ICT 化の促進（大型提示装置等）

## 3. 心の教育の推進

- (1) 不登校やいじめ、非行問題等が顕在化しつつある中、生命を尊重する心や他者への思いやりの心を育む、「心の教育」の推進を図ります。
- (2) 関係機関との連携を図りながら、児童・生徒や保護者に対する相談活動やカウンセリングの充実に努めます。

### 〈主要な施策〉

- 心の教育の推進
  - ◇町独自の副教材を使用した人権教育等の多様な教育の推進
- 相談体制の充実
  - ◇福祉部門との連携等による不登校適応指導教室の充実
  - ◇スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置・活動支援

## 4. 体力づくりの推進

- (1) 最近における児童・生徒の体力の低下が指摘される中で、自ら目標をもって体力向上に努める健康教育、たくましい体力づくりを推進し、その維持向上を図ります。

### 〈主要な施策〉

- たくましい体力づくりの推進
  - ◇部活動、クラブ活動への支援
  - ◇全国体力テストを活用した教育方針の検討
- 生活習慣の健全化による食生活の改善
  - ◇体力づくりを基礎とした食生活の指導重視
  - ◇小児生活習慣病予防検診の実施・拡充

## 5. 教職員の資質の向上

- (1) 教職員の各種研修事業の充実に努め、情報化や国際化等の多様化・高度化する学習内容に対応できる指導体制づくりに努めます。

〈主要な施策〉

- 教職員研修の充実
- ◇町連携協議会の実施
- ◇教育に関わる課題別情報交換会の実施・充実

### 1-3 地域と学校の連携

#### 【現状と課題】

近年、社会がますます複雑化・多様化する中で、核家族化や少子化の進行、女性の社会進出の増加なども相まって、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。

また、地域社会においては、連帯感の希薄化が生じ、地域における子どもの教育力の低下が指摘されています。

そのような中、子どもたちを健やかに育むためには、学校・家庭・地域が連携協力し、社会全体で教育に取り組むことが必要となることから、家庭や地域における子育ての役割が、より一層重要なものとなっています。

現在、学校支援ボランティア等、地域における学校支援の充実が図られていることもあり、あいさつ運動や図書ボランティア等の参加者が増加し、地域と子どもたちとの交流が深まっています。

今後も、家庭や地域と学校が緊密に連携を図りながら、それぞれの役割を担いつつ、子どもを育てる体制づくりが必要となります。

#### 【基本方針】

学校・家庭・地域等の多様な主体の連携強化により、家庭や地域における教育力の向上を図り、地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりに努めます。

また、あいさつ運動をはじめとした地域・学校活動への積極的な参画・協力を促し、子どもたちとの交流を拡充することで地域コミュニティの醸成や連携強化を図ります。

#### 【施策の内容】

##### 1. 家庭・地域と学校の連携

- (1) 児童・生徒の地域活動への積極的な参加を促し、地域の人々と触れ合う場の拡充を図るとともに、地域の人材・施設・活動を活用した体験学習等により、家庭や地域と学校の連携を進めます。

##### 〈主要な施策〉

- 地域活動の推進
  - ◇登校中のあいさつ運動の拡充
  - ◇ボランティア銀行の活用
- 地域資源を活かした教育の推進

##### 2. 開かれた学校づくり

- (1) 地域社会と連携した学校づくりを目指し、小中学校施設の地域への開放や学校行事等への地域住民の参加促進を図り、地域の実情に応じた学校運営に努めます。
- (2) 学校評議員制度等の活用を図り、地域住民の学校への意見を広く聞く体制づくりに努め、地域に信頼される特色ある学校づくりを目指します。

##### 〈主要な施策〉

- 体育館・運動場等の地域への開放
- 家庭・地域と学校の連携強化
  - ◇学校評議員制度の活用
  - ◇地域学校協働本部の活用
  - ◇学校支援ボランティアの活用



### 3. 地域の教育力の向上

- (1) 児童・生徒の生活の土台となる町内自治会や地域住民の相互教育力を高めることによって、そこに住む子どもたちの地域の愛着と向上的な影響力を高めます。

#### 〈主要な施策〉

- 地域行事への積極的参加の推進
  - ◇地域の伝統的な行事や祭りへの参加
  - ◇地域行事の復活
- 地域を中心としたボランティア活動への積極的参加の推進
  - ◇あいさつ運動・クリーン作戦等の情報発信と参加促進
  - ◇ボランティア活動への参加

### 4. 子どもの活動の場の確保

- (1) 地域で見守る遊び場、安全に子どもが遊べる場を整備していきます。

#### 〈主要な施策〉

- 子どもの活動の場の確保
  - ◇公園、児童館や学校の空き教室の利用
  - ◇放課後スポーツ教室等の実施

## 1-4 青少年教育の推進

### 【現状と課題】

近年、少子化や核家族化、携帯電話やインターネット等、情報の多様化により青少年を取り巻く環境は変化しており、非行の凶悪化、低年齢化、いじめ、引きこもりや不登校児童が問題となっています。

本町においても、新宇多津都市における多くの商業施設などの立地により、生活環境が変化してきました。

そのような中、本町では、子ども会・PTA 活動や「家庭教育学級」等の家庭教育活動、少年育成センターによる補導、少年相談等、青少年の健全育成に向けた取り組みに努めてきました。

今後も、少年育成センターの機能強化に努めるとともに、家庭や地域、学校、関係機関や団体等の連携を強化し、地域ぐるみで健全育成に向けての環境づくり・非行防止活動を推進することが必要です。

また、青少年育成における家庭の役割の重要性を認識し、明るく健全な家庭教育の確保と家庭の教育力の強化を図るため、乳幼児から青少年を持つ親の家庭教育の充実が望まれます。

### 【基本方針】

将来のまちづくりを担っていく青少年の健全育成に向け、地域が一体となった環境づくりに努めます。

特に、パトロールや啓発活動など、家庭や地域との連携・強化を図り、非行防止や環境浄化に努めるとともに、青少年の豊かな人間性をはぐくむために、地域でのあいさつ運動等見守り活動を推進します。

また、家庭教育の充実を図るため、就学前の児童の保護者等への研修を行います。

### 【施策の内容】

#### 1. 家庭教育の充実

- (1) 家庭における教育力の向上を図るため、家庭教育の講座の充実等に取り組むとともに、親子がふれあう機会・場の創出に努めます。
- (2) 少年育成センターを中心とした関係機関の連携を図り、相談・指導体制の充実に努めるとともに、不登校の児童についても家庭・学校と密に連携し、学校生活への復帰を支援します。

#### 〈主要な施策〉

- 家庭教育の支援
  - ◇家庭教育の学習会の継続実施
  - ◇子育て講座（体力づくりや食生活等）の充実
  - ◇就学前の児童の保護者等への研修
- 少年育成センターの充実
  - ◇町内で取り組まれている、第3月曜日のあいさつ運動への参加
  - ◇関係機関との連携強化
  - ◇職員の情報交換会の実施
  - ◇不登校児童への支援
  - ◇相談・指導体制の充実

#### 2. 地域ぐるみの推進体制の整備

- (1) 子どもや子どもを持つ親が、乳幼児から青年にいたるまでのそれぞれの発育段階で当面する問題に対処できるように、関係機関の連携を強化しながら、相談・支援体制の充実に努めます。

- (2) 地域との連携を密にし、非行に走る前の青少年の早期発見に努め、地域で相談活動の対策に取り組めます。

〈主要な施策〉

- 地域ぐるみの体制整備
  - ◇サポートチームの結成
  - ◇暴走行為重点禁止区域の指定

3. 子どもの放課後の学習・遊び場の確保と充実

- (1) 放課後子ども教室における（概ね、小学4年生以上の児童を対象）、スポーツや宿題学習活動を行う、放課後の居場所づくりの充実を図ります。
- (2) 放課後児童クラブにおける、共働き家庭など、留守家庭の小学4年生までの児童を対象にした学童保育の充実に努めます。

## 第2節 多様な交流機会の創出

### 2-1 生涯学習社会の充実・活用

#### 【現状と課題】

生活水準の向上や余暇の増大、高齢化の進行、ライフスタイルの変化等を背景に、住民一人ひとりが生涯を通じて、新しい知識や技術の修得によって自己実現を図り、自己啓発、社会参加を続けようとするニーズが高くなっています。

本町でも、ユープラザうたづをはじめとした住民の生涯学習活動の場の充実などにより、生涯学習による生きがいや健康づくり、地域づくりを实践していこうという意識が高まるとともに、多くの人が生涯学習に取り組むようになってきました。一方で、多様なニーズへの対応が不十分で、利用が低迷している施設も見られます。

今後も、生涯学習施設の充実を図り、学習内容、情報提供を充実させ、生涯学習推進体制の整備を進めていくことで、住民が「いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも」それぞれに適した方法で生涯を通じて学習することができる環境づくりが求められています。さらには、住民自ら積極的に学ぶための意識の啓発や、学習成果を地域に還元できるように、発表の機会等の創出が重要です。

#### 【基本方針】

住民の生涯学習活動の基盤となる施設の充実を図ります。また、生涯学習に関する情報を住民が手軽に入手できるように、情報・相談機能の拡充を図りながら、住民や民間団体と行政との連携を強化し、まちぐるみの生涯学習推進体制を整備していきます。

さらに、多様なニーズを把握し、多くの住民が受講できるよう改善を図るとともに、自発的な学習活動が展開できるよう、住民自らが学習講座や教室の企画・運営が行える体制づくりに努めます。

#### 【施策の内容】

##### 1. 生涯学習施設の充実・活用

- (1) ユープラザうたづ、保健センター等の生涯学習・社会教育関連施設等の充実に努めるとともに、多様な学習ニーズに適した施設の利活用に向けて、情報発信や利用促進を図ります。
- (2) 図書館機能の充実や学習成果を発表・展示できる場等、住民ニーズを踏まえた施設の活用方策について官学連携のもと検討します。

##### 〈主要な施策〉

- 生涯学習の充実・活用
  - ◇ユープラザうたづの活用
  - ◇図書館機能の充実
  - ◇香川短期大学との連携強化
  - ◇各施設の利活用方策の検討
  - ◇コミュニティ分館の設備充実

##### 2. 学習内容の充実

- (1) 情報化や国際化等、社会の変化に対応した学習機会の充実に努めるとともに、各年齢層のニーズに応じた学習メニューの充実を図ります。

〈主要な施策〉

○学習内容の充実

- ◇うたづ寺子屋の開講
- ◇外国語教育の開講・拡充
- ◇学習ニーズの把握・分析

3. 情報提供の充実

- (1) 住民一人ひとりの生涯学習活動を支援するため、生涯学習関連施設間の連携を促すとともに、町内外の学習施設や学習プログラム、学習グループ、指導者等に関する情報の収集・提供機能及び学習相談機能の充実を図ります。
- (2) ホームページやSNSを活用し、若者を中心とした情報発信を促進するとともに、県・近隣市町における生涯学習についても併せて情報提供に努めます。

〈主要な施策〉

○情報提供の充実

- ◇ホームページ・SNSによる情報提供
- ◇広報誌への講座情報の掲載
- ◇生涯学習講座案内の発行
- ◇IT 講座等の充実
- ◇高齢者を対象とした IT 講座等の充実

4. 生涯学習推進体制の整備

- (1) 住民、民間団体・NPO、学校、行政等の連携を深め、まちぐるみで多様なニーズに対応する生涯学習推進体制の整備を図ります。
- (2) 今後、地域が一体となった生涯学習社会の形成を目指し、生涯学習振興計画の策定に取り組みます。

〈主要な施策〉

○生涯学習推進体制の整備

- ◇生涯学習振興計画の策定
- ◇各種団体のネットワーク化

## 2-2 スポーツ・レクリエーション活動の推進

### 【現状と課題】

健康で明るく、ゆとりある生活を営むうえでスポーツ・レクリエーション活動は極めて重要な役割を持つものです。生活水準の向上、余暇の増大や住民らの健康管理と体力向上への関心の高まり等から、スポーツ・レクリエーション活動に対する欲求は高度化、多様化しつつあります。

本町では、11 団体が体育協会に加入しており、様々な活動を行っていますが、新規加入者は少なく、特に新宇多津都市住民の参加が低迷しています。また、活動種目もここ数年あまり変わっていないという問題も見られます。

今後、住民一人ひとりが健康で生きがいを持って暮らせる社会づくりに向け、生涯にわたってスポーツ・レクリエーション活動に親しめるよう、参加機会の充実や活動団体への支援、ニュースポーツ等を広める研修会の開催が必要です。また、既存の施設を十分活用し、内部設備等は利用者を配慮し充実していく必要があります。

体育協会加入団体（平成 29 年度）

| 部名       | 部員数(人) | 部名      | 部員数(人) |
|----------|--------|---------|--------|
| バレーボール   | 20     | ソフトボール  | 75     |
| 柔道       | 24     | 卓球      | 12     |
| 剣道       | 27     | ゲートボール  | 15     |
| 陸上       | 7      | テニス     | 34     |
| 野球       | 9      | グランドゴルフ | 37     |
| バスケットボール | 15     |         |        |
|          |        | 合計      | 275    |

資料：町教育委員会

### 【基本方針】

住民それぞれの年齢や体力、ニーズ等に応じた、スポーツ・レクリエーション活動の支援を図り、生涯スポーツ社会の実現やスポーツを通じた地域コミュニティの活性化に取り組みます。

また、それらの活動を指導する人材の育成に努めます。

### 【施策の内容】

#### 1. 生涯スポーツの振興

- (1) 高齢者や障害者を含め、住民のだれもが、いつでも気軽にスポーツ・レクリエーション活動に取り組めるよう生涯スポーツの振興を図ります。
- (2) 総合型地域スポーツクラブをはじめ、既存の施設を有効に活用した自主的な活動を支援します。

#### 〈主要な施策〉

##### ○生涯スポーツの推進

##### ◇健康ウォーク等の実施

##### ◇スポーツ・レクリエーション活動の情報発信

## 2. スポーツ・レクリエーション施設の充実

- (1) 多様化する住民のスポーツ・レクリエーションニーズに対応し、気軽に利用できるスポーツ・レクリエーション施設の充実に努めます。
- (2) 総合型スポーツ施設をはじめ、既存施設の連携強化や学校施設の開放、各施設の情報発信に努め、効率的な施設利用や施設利用率の向上を図ります。

### 〈主要な施策〉

- スポーツ・レクリエーション施設の充実
  - ◇イベント会場の整備
  - ◇町民体育館のバリアフリー化推進
  - ◇総合型スポーツ施設・デュアルスポーツセンターの活用
- 施設利用情報の発信

## 3. 推進体制の整備

- (1) 生涯スポーツの振興のため、各種スポーツ活動団体や指導者の育成・支援に努めるとともに、スポーツ・レクリエーション活動に関する施設、団体等の情報提供・相談機能の整備を図るなど、活動の持続的発展に向けて取り組みます。
- (2) NPO 等との協働によるスポーツ・レクリエーション活動の支援体制を構築します。

### 〈主要な施策〉

- 体育・スポーツ団体等の育成
  - ◇各種団体等の育成・支援
  - ◇指導者講習会の開催
  - ◇既存団体への加入促進に向けた情報発信支援
- 推進体制の整備
  - ◇住民の運動実態、要望の把握
  - ◇NPO 等によるスポーツ・レクリエーション活動支援

## 2-3 文化・芸術の振興

### 【現状と課題】

近年、心の豊かさや生きがいを求める住民が増加する中、文化・芸術への関心が高まり、鑑賞するだけでなく、自主的・主体的に活動する人が増えています。

本町の文化活動は、保健センターやユープラザうたづ、三角邸を主な拠点として展開されており、各種生涯学習講座や「女性セミナー」等を開講しています。さらに文化協会の36団体、(平成30年度現在)による自主的・主体的な文化・芸術活動等が活発に行われています。

一方、本町には長い歴史の中で形成されてきた町並みと一体となって、平安時代に関基され、四国霊場88カ所の78番札所となっている郷照寺をはじめとする社寺群が青の山麓部に点在し、歴史・文化的雰囲気が醸し出されています。

これらの文化や歴史を町の誇りとして次世代に引き継ぐとともに、住民主役の文化・芸術活動のさらなる発展に向けて、優れた文化・芸術にふれあう機会を提供するなどにより、住民の文化・芸術に対する関心を高揚させることが必要です。また、優れた文化・芸術活動に対する助成制度を活用し、文化財保護協会をはじめとした文化・芸術団体の自主的活動を支援することも必要です。

### 文化財一覧

平成30年4月1日現在

| 指定別    | 区分    | 名称             | 所有者又は管理者 |
|--------|-------|----------------|----------|
| 国<br>県 | 彫刻    | 木造千手観音立像       | 聖通寺      |
|        |       | 木造阿弥陀如来坐像      | 郷照寺      |
|        |       | 木造聖徳太子二歳立像     | 聖徳院      |
|        | 絵画    | 絹本墨画不動明王立像二童子像 | 円通寺      |
|        |       | 絹本著色釈迦三尊二声聞図   | 郷照寺      |
|        | 建造物   | 船屋形茶室          | 西光寺      |
|        | 書跡    | 徳川光圀筆書状        | 西光寺      |
|        | 天然記念物 | ゆるぎ岩           | 聖通寺      |
|        | 史跡名勝  | 田尾茶臼山古墳        | 香川県      |
| 町      | 建造物   | 聖通寺本堂          | 聖通寺      |
|        |       | 円通寺五輪塔         | 円通寺      |
|        |       | 雲首塔            | 聖徳院      |
|        | 彫刻    | 石造薬師如来坐像       | 聖通寺      |
|        |       | 木造釈迦如来坐像       | 聖通寺      |
|        |       | 木造如意輪観音坐像      | 円通寺      |
|        |       | 木造地藏菩薩坐像       | 聖徳院      |
|        |       | 木造十一面観音坐像      | 聖徳院      |
|        |       | 銅造観音菩薩立像       | 宇多津町     |
|        | 天然記念物 | 巨石(いわさか)と御膳岩   | 宇夫階神社    |
|        |       | 槇柏の木           | 多聞寺      |
|        | 史跡    | 青ノ山山頂古墳群       | 宇多津町・丸亀市 |
|        |       | 積石塚古墳          | 宇多津町・坂出市 |
|        | 書跡    | 本妙寺文書(八通)      | 本妙寺      |
|        | 絵画    | 宇多津街道図         | 本妙寺      |
|        |       | 絹本著色摩尼宝珠曼荼羅図   | 円通寺      |
|        |       | 掛幅装「絹本著色弘法大師像」 | 円通寺      |
|        |       | 掛幅装「絹本著色愛染明王図」 | 円通寺      |
|        |       | 網浦眺望青山真景図絵馬    | 宇夫階神社    |



|  |         |                             |                                   |
|--|---------|-----------------------------|-----------------------------------|
|  | 有形民俗文化財 | 聖通寺閼伽井の井戸側                  | 聖通寺                               |
|  | 無形民俗文化財 | 宇多津鹿島踊り<br>宇夫階神社・鹽竈神社祭礼神幸行列 | 宇多津鹿島踊り保存会<br>宇夫階神社・鹽竈神社祭礼神幸行列保存会 |

資料：町教育委員会

文化協会加入団体（平成30年度）

| 団体名                  |                 |
|----------------------|-----------------|
| 宇多津ソーシャルダンスクラブ       | 皮革造形教室          |
| 日舞 朋絵会               | うたづ・サン・パレット     |
| 宇多津コーロ・フィオーレ         | ちぎり絵クラブ         |
| 宇多津民謡同好会             | 華道 一正流          |
| 青山吟詠会                | 宇多津手描き友禅の会      |
| 日舞 同好会               | 籐工芸クラブ（華美会）     |
| フォークダンスクラブ宇多津レディース   | 生花 遠州（近藤社中）     |
| うたづ コール・メイ           | 宇多津町生活研究グループ    |
| カラオケ大学               | 生花 遠州（川原社中）     |
| カラオケ睦み会              | うたづ 蕁一絵         |
| 日舞 薫会                | 宇多津仏像彫刻会        |
| 日舞 衣香会               | うたづフラワーアレンジメント  |
| 宇多津こがらす太鼓            | 華道 池坊 フロンティア・ラボ |
| 日舞 藤花会               | たかひさ和紙人形教室      |
| 田宇二胡教室 薫風の会          | 帯リメイクバック教室      |
| 宇多津カラオケ歌友会           | 紙バンドサークル        |
| 葉月ソーシャルダンスクラブ        |                 |
| オッ★ペンギンキッズ with Lien |                 |
| わけべのりこフラススタジオ        |                 |
| 夏風                   |                 |

資料：町教育委員会

**【基本方針】**

町内の文化財や歴史的資源等の保存に努めるとともに、住民が文化財や歴史的資源等に触れる機会の拡充を図ります。

また、住民主役の文化・芸術活動を推進するため、文化・芸術団体の育成を支援するとともに、専門的な知識・技能を有する指導者やボランティアの発掘・育成に努めます。

**【施策の内容】****1. 教育・文化のまちづくり**

- (1) 香川短期大学や文化施設の集積を活かし、新たな文教ゾーンの形成を促し、教育・文化のまちづくりに取り組みます。
- (2) 香川短期大学と地域の「域学連携」を強化し、新たな生涯学習の場の創出等による文化活動の活性化を図ります。

**〈主要な施策〉**

- 教育・文化のまちづくり
  - ◇大学周辺における文教ゾーンの形成
  - ◇域学連携による生涯学習（カルチャー講座）の実施
  - ◇大学と地域の交流促進
- 文化施設の活用
  - ◇保健センター、ユープラザうたづ、三角邸の活用
  - ◇コミュニティ分館の活用

**2. 住民活動の支援**

- (1) 各種文化活動を行っている団体や個人を支援し、より多様な活動の支援に努めます。
- (2) 地域で継承されてきた文化・芸術活動については、無形文化財への登録を推進し、町の誇りとして次世代に引き継いでいきます。

**〈主要な施策〉**

- 住民の自主活動の支援
  - ◇伝統文化の継承活動支援
  - ◇芸術や文化にあふれたまちづくりの推進
  - ◇文化活動に対する助成制度の活用
  - ◇無形文化財登録の推進

**3. 地域資源の発掘と活用**

- (1) 古くから讃岐の門戸として知られると同時に、海上交通の要衝として発展してきたという地域特有の歴史を活かすため、寺社等の文化財や歴史的資源等の発掘に取り組むとともに、町文化財保護協会を中心に住民の地域への愛着や誇りを高める場づくりに努めます。

**〈主要な施策〉**

- 地域資源の発掘と活用
  - ◇寺社等の歴史資源の見直しと活用
  - ◇世代間交流を通じた伝統技能等の継承、後継者育成
  - ◇地域資源の情報発信

#### 4. 文化遺産の保全と活用

- (1) 文化財や歴史的資源等の保存に努めるとともに、寺子屋や宇多津検定などの住民が文化財や歴史的資源等に触れる機会の拡充、環境整備を図ります。

##### 〈主要な施策〉

###### ○文化遺産の保全・活用

- ◇文化財保護協会等の活動支援
- ◇観光的視点と併せた町並み整備
- ◇町内の案内パンフレット作成
- ◇寺子屋、宇多津検定等による文化遺産愛護意識の高揚

## 2-4 交流の振興

### 【現状と課題】

本町では、ユープラザうたづ等の交流拠点施設の充実をはじめ、新宇多津都市での秋の大収穫祭やうたづアロハナイト、既成市街地での町家とおひなさんといったイベントの盛況など、立地ポテンシャルの高さを活かし、他市町村との交流や、新宇多津都市と既成市街地の地域間での交流が図られています。一方、新宇多津都市ではゴールドタワー等の集客が減少し、中心市街地のにぎわいが衰退傾向にあります。四国の玄関口としてのポテンシャルの高さを活かし、水族館建設を契機に、交流圏や交流人口の拡大、周辺商業施設等と連携を図ることにより、交流人口を増やしてにぎわいを取り戻すことが必要です。

さらに、香川短期大学が立地している特性を活かし、地域と大学の交流を促進することが重要です。

また、国際化が一層進展する中、本町においては、町在住の外国人や県の英語指導助手による英会話教室や料理教室等を開催するなど異文化に触れる機会を充実させるとともに、保・幼・小・中の一貫教育における英語教育などを活用し、国際交流を推進していくことも必要です。

### 【基本方針】

本町の交流拠点や地域イベントのさらなる充実を図り、四国の玄関口としての立地ポテンシャルを活かした都市間交流・地域間交流を促進し、生活・文化における交流拠点都市を形成していきます。また、香川短期大学が立地している特性を活かした「域学連携」を図り、独自性のある交流活動を推進します。

さらに、国際交流の推進体制を整備して多様な交流を展開するとともに、国際化時代に対応した人材の育成に努め、住民の国際交流を推進していきます。これらの交流機会の創出により、町全体の活性化に努め、地域や世代を超えた多様な主体が活躍する元気な宇多津町を目指します。

### 【施策の内容】

#### 1. 国際交流の推進

- (1) 地域に根ざした住民レベルでの国際交流の展開に向け、住民の国際交流活動の推進や国際交流団体の育成・支援に努めます。
- (2) 保・幼・小・中の一貫教育における英語教育の取り組みを推進し、国際化時代に対応した人材の育成に努めます。
- (3) 諸外国の習慣・文化に関する住民の理解を深めるとともに、町内に在住する外国人が共生できる社会を構築し、住民の国際理解を促していきます。

#### 〈主要な施策〉

- 国際交流の推進
  - ◇中学生の海外派遣等の継続実施
  - ◇在住外国人との交流の推進
- 国際交流を推進する団体への活動支援
  - ◇宇多津国際交流会、(公財)香川県国際交流協会等共催による活動の支援
  - ◇語学ボランティアスタッフの育成による活動推進
- 国際化時代に対応した人材の育成
  - ◇保・幼・小・中の一貫教育における英語教育の取り組みの推進
  - ◇生涯学習講座(外国語)の充実
- 国際理解教育の推進
  - ◇国際理解教育の場の拡充
  - ◇外国人向け生活ガイドブックの作成
  - ◇官民連携による日本語教室の開催
  - ◇相談事業の推進

## 2. 都市間交流の推進

- (1) 本町の交通利便性を活かした多様なイベントを充実させるとともに、その情報を広く発信し、交流機会の拡大を図ります。
- (2) 本町の中心市街地である駅北地区に、ふれあい・語らい・憩いが満たされ、人・もの・情報が行き交う交流の場を創出するため、複合的で面的な中心拠点の創出を推進していきます。

### 〈主要な施策〉

- 交通利便性を活かした交流の推進
- 地域情報の発信
- 秋の大収穫祭やうたづの町家とおひなさんをはじめとしたイベント等の充実
- 町の顔となる面的な中心拠点の創出
  - ◇既存の施設の活性化
  - ◇施設の誘致の検討
  - ◇都市機能の集約化
- 水族館を核にした交流人口の拡大

## 3. 地域間交流の推進

- (1) 新宇多津都市及び既成市街地の特色を活かしたそれぞれの多様なイベント開催に努め、交流機会の拡大を図ります。

### 〈主要な施策〉

- 立地ポテンシャルを活かした新規集客力のある水族館とその周辺地域への集客機能の強化
- 新宇多津都市における秋の大収穫祭等をはじめとしたイベントの充実
- 既成市街地における町家とおひなさん、秋祭り等をはじめとしたイベントの充実

## 第3節 人権尊重のまちづくり

### 3-1 人権教育の推進

#### 【現状と課題】

すべての住民は法の下に平等であり、基本的人権を保障された存在であることを認識し、国籍、性別、年齢、家族構成、障害の有無、経歴等による様々な差別や偏見を根絶することが必要です。

本町では、平成29年に「人権教育・啓発に関する基本計画」を改訂し、学校教育や生涯教育などを通じて、人権教育に努めてきました。また、特集人権・同和教育だよりの全戸配布、人権・同和教育副読本の小中学校への配布など、人権・同和教育に関する広報活動の充実を図ってきました。

しかしながら、同和教育をはじめとして、女性や子ども、高齢者、障がい者に対する人権問題、また最近では、インターネット上での人権侵害やヘイトスピーチの横行など、様々な人権問題が依然として存在し、社会問題となっています。こうした状況を踏まえ、平成28年には「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、人権問題の解決に向けた動きが大きく前進していますが、本町においてもあらゆる差別の解消を目指した取り組みを積極的に推進していくことが必要です。

今後も、住民一人ひとりが、正しい理解と認識を持てるよう、あらゆる機会を通じて人権意識の啓発を推進し、「差別をしない・させない・ゆるさない」という基本理念を広めていくことが重要であり、学校教育や生涯教育にたずさわる関係機関と連携しつつ、差別を受けている人たちが安心して、いつでも気軽に相談できる体制づくりにも努める必要があります。

#### 【基本方針】

人権教育・啓発を促進し、住民一人ひとりが、あらゆる人権問題に対する理解と認識を深めるとともに、相談・救済体制の充実を図り、「住民一人ひとりの人権が尊重される社会」の実現を目指します。

#### 【施策の内容】

##### 1. 人権教育の推進

- (1) 学校教育や生涯学習を通して、様々な場面における人権問題をとらえた教育の充実を図ります。
- (2) 幼稚園、小中学校教諭への人権・同和教育講演会の継続実施、教員並びに行政職員の研修参加を通して、人権・同和教育における指導者の育成に努めます。

##### 〈主要な施策〉

- 人権教育の推進
  - ◇「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づく取り組みの実施
  - ◇実施体制の充実
  - ◇NPOや住民団体などの参加・参画の推進
- 人権教育における指導者の育成
  - ◇幼稚園、小中学校教諭への人権・同和教育講演会の継続実施
  - ◇教員・行政職員の研修参加の促進

##### 2. 広報活動の充実

- (1) 特集人権・同和教育だよりの配布や学校向け人権・同和教育副読本の活用、広報への人権コラムの掲載など、人権問題に関する広報活動の充実を図ります。

〈主要な施策〉

○広報活動の推進

- ◇特集人権・同和教育だよりの全戸配布の継続実施
- ◇小学校への人権・同和教育副読本「なかま」の活用の継続実施
- ◇中学校への人権・同和教育副読本「人間」の活用の継続実施
- ◇広報への人権コラム掲載の継続

3. 相談・救済の体制づくり

- (1) 学校教育・生涯教育における関係機関と連携を取りながら、相談・救済体制を整備し、差別を受けている人たちのケアに努めます。

〈主要な施策〉

○相談体制の充実

○救済体制の充実



### 3-2 男女共同参画社会の形成

#### 【現状と課題】

男女の平等は、民主的な社会の基礎であり、憲法の基本理念の一つとして掲げられています。

本町では、平成30年に「第2次宇多津町男女共同参画基本計画」を策定し、性別による役割分担意識の是正や、政策・方針決定過程への女性の参画など、男女共同参画の取り組みを進めつつありますが、依然として格差や固定的な役割分担に基づく偏りが見られます。また、生活水準の向上や社会環境の変化で、個性と能力を発揮できる社会実現がより求められるようになっていきます。

今後、男女が互いの人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にかかわらず職場や地域など社会の様々な場面において、その個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会を実現するために、社会全体の意識改革や環境整備をなお一層強化していく必要があります。

#### 【基本方針】

社会における様々な場面において男女共同参画を推進するため、家庭から学校、職場にいたるまで、生涯を通じた学習機会や情報提供の充実に努めます。

また、家庭での子育て支援、相談・指導体制の充実、庁内の推進体制の整備を通して、男女共同参画社会の形成を図ります。

#### 【施策の内容】

##### 1. 女性の社会参画の促進

- (1) 地域や職場等の様々な場面における、政策・方針決定過程への女性の参画を促すとともに、研修機会の提供や各種活動の支援を通して、スキルアップや意識の向上に努めます。
- (2) 福祉施策等との連携のもと、女性が社会参画しやすい環境整備に努めます。

##### 〈主要な施策〉

- 地域や職場等における政策・方針決定過程への女性の参画の推進
  - ◇行政の政策や方針決定の場への女性の参画の推進
  - ◇女性の幹部職への登用の推進
- スキルアップや意識の向上の推進
  - ◇多様なニーズに対応した研修機会の提供
  - ◇女性会議、女性セミナー等の研修への参加促進
  - ◇各種活動の支援
- 家庭内における男女の公平化の促進
  - ◇育児子育て支援の充実
  - ◇ワーク・ライフ・バランス社会の促進
- 地域特性に応じた女性の社会参加促進

##### 2. 男女共同参画学習・啓発活動の推進

- (1) 学校教育や生涯学習等のあらゆる機会を通して、男女共同参画意識の醸成と性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた教育・啓発活動に取り組みます。
- (2) ホームページ・広報・SNS等により情報発信を強化し、幅広い年代が教育・啓発活動に参加できるよう努めます。
- (3) DVやセクシャルハラスメントなど、近年複雑化する問題に対応しつつ、男女雇用機会均等法やDV防止法等の普及・啓発、相談・指導体制の充実を図り、男女共同参画社会の形成に向けた意識づくりに努めます。



〈主要な施策〉

- 男女共同参画学習・啓発活動の推進
  - ◇教育機会の充実
  - ◇幅広い女性の受講を目指した広報・ホームページ・SNS等の様々な情報媒体の活用
  - ◇LGBT（性的マイノリティー）の理解の促進
- 相談・指導体制の充実
  - ◇「配偶者暴力相談支援センター」の設置の検討

3. 男女共同参画社会に向けた庁内推進体制の整備

- (1) 男女共同参画社会の形成に向け、町独自の男女共同参画基本計画の一層の充実を図るとともに、住民アンケートの結果を活用し、庁内の推進体制の整備に取り組みます。

〈主要な施策〉

- 町独自の男女共同参画計画の充実
  - ◇少子高齢化への対策の検討
  - ◇女性の管理職への登用の推進
- 住民アンケートの結果に即した施策の推進

---

## 第5章

# 地域の特色を活かしたにぎわいの あるまち

---

### 第1節 産業創造のまちづくり

- 1－1 活力ある商工業の振興
- 1－2 地域資源を活かした観光振興
- 1－3 地域の特色を活かした農水産業の振興

### 第2節 活力ある地域の形成

- 2－1 新宇多津都市の活力ある市街地づくり
- 2－2 既成市街地の趣あるまちづくり
- 2－3 南部地域の資源を活かした環境づくり

## 第5章 地域の特色を活かしたにぎわいのあるまち

### 第1節 産業創造のまちづくり

#### 1-1 活力ある商工業の振興

##### 【現状と課題】

本町では、臨海部において工業用地を確保するとともに、企業誘致条例を制定するなどして積極的な企業誘致に取り組み、産業の振興に努めてきました。また、瀬戸大橋をはじめとする交通体系の整備や新宇多津都市の整備等により、本町の立地ポテンシャルが高まり、新宇多津都市周辺や国道11号沿線を中心に、商業・サービス業が集積してきました。

しかしながら、厳しい経済情勢が続く中、大規模な企業の進出は期待し難いとともに、町内に大規模な企業用地を確保することも難しい状況にあるため、今後は、新宇多津都市等の産業基盤を活かしつつ、既存企業への支援を充実させ、企業流出の防止、付加価値の向上を推進する必要があります。

一方、事業者の高齢化や後継者不足等から既成市街地における商店街の衰退に加え、近隣市町に大型量販店やアウトレットモール等が立地したため、新宇多津都市における商業力の分散も懸念されます。

このため、地域資源等の活用により個性的な魅力を活かしていく必要があります。

また、起業家支援制度の充実により、起業を目指す人材の育成・支援に取り組んでいくことも必要です。

##### 工業の推移

|       | 事業所数 | 従業者数<br>(人) | 出荷額<br>(百万円) |
|-------|------|-------------|--------------|
| 平成23年 | 25   | 1,806       | 38,827       |
| 平成24年 | 24   | 1,816       | 38,709       |
| 平成25年 | 27   | 2,259       | 43,000       |
| 平成26年 | 27   | 2,162       | 45,757       |
| 平成28年 | 32   | 2,281       | 48,859       |
| 平成29年 | 27   | 2,312       | 46,639       |

資料：工業統計調査

## 商業の推移

|         | 卸売業 |             |                | 小売業 |             |                |
|---------|-----|-------------|----------------|-----|-------------|----------------|
|         | 商店数 | 従業者数<br>(人) | 年間販売額<br>(百万円) | 商店数 | 従業者数<br>(人) | 年間販売額<br>(百万円) |
| 平成 11 年 | 62  | 827         | 75,940         | 199 | 1,845       | 34,708         |
| 平成 14 年 | 54  | 528         | 66,394         | 191 | 1,458       | 30,575         |
| 平成 16 年 | 55  | 610         | 66,508         | 183 | 1,454       | 29,686         |
| 平成 19 年 | 43  | 580         | 58,304         | 165 | 1,457       | 35,746         |
| 平成 26 年 | 33  | 262         | 21,377         | 129 | 1,220       | 25,684         |

資料：商業統計調査

## 【基本方針】

新宇多津都市においては、これまで培ってきた産業基盤を活かしつつ、既存企業への支援の充実とともに企業間の連携の強化を図り、産業の活力維持・向上に努めます。

地域資源の活用や既存市街地、新宇多津都市それぞれの個性的なまち魅力を活かし、広い分野での地域の活性化を目指します。

また、起業家に対する支援・育成に積極的に取り組み、持続可能な産業の振興を目指します。

## 【施策の内容】

## 1. 既存企業への支援策の充実

- (1) 町内の既存企業への支援策の充実や企業ニーズに応じた環境づくりに取り組むとともに、起業家の創出や育成支援を図っていきます。

## 〈主要な施策〉

- 既存企業への支援策の充実
- 起業家の創出や育成支援
- 新たな企業用地の確保に向けた土地利用及び土地所有の調査

## 2. 商業・サービス業の集積促進

- (1) 新宇多津都市を中心に、商業・サービス業の集積の維持・促進を図ります。
- (2) 既存市街地においては、歩いて暮らせる集約型まちづくりを進めるうえでの日常生活に密着した商店の確保を推進します。

## 〈主要な施策〉

- 中心商業地の魅力の向上
  - ◇中心商業地への機能集積の誘導
- 商業振興組織の育成
- 魅力ある買物環境の創出
  - ◇快適な歩行者空間、ポケットパークの整備
- 古街（こまち）の町並みに調和したコンビニエンスストアの誘致
- 観光・農業・イベント等との連携

## 1-2 地域資源を活かした観光振興

### 【現状と課題】

本町には、四国霊場第78番札所の郷照寺をはじめとする多くの歴史・文化的資源に加え、瀬戸内海の多島美や青の山等の自然資源、ゴールドタワー等の観光施設があります。また、「うたづアロハナイト」「うたづの町家とおひなさん」「宇多津秋の大収穫祭」等の個性あるイベントが開催され、多くの来訪者を集めています。

しかしながら、資源相互の連携や回遊性が弱く、町全体として豊富な地域資源の魅力が十分に活かされていない状況です。今後は、これらの地域資源を巡るテーマ性のある散策コースやイベントの展開、また、積極的な情報発信に努め、町内外の交流を主体とした観光施策の展開を図っていく必要があります。

### 【基本方針】

多様な地域資源を「活かす」「繋ぐ」「巡る」視点から、既存イベントの新たな展開や散策コースづくり、積極的な情報発信など、住民・事業者・関係団体の連携と創意工夫による取り組みの展開により、町内外の交流人口の拡大を通じて地域振興を図ります。

### 【施策の内容】

#### 1. 観光資源の充実

- (1) 既存の観光資源の整備・充実に取り組むとともに、点在する地域資源のネットワーク化を図り、多様なニーズに対応できる観光の振興に努めます。
- (2) 魅力ある観光イベントの創出・充実により、町のイメージ向上と誘客に努めます。

#### 〈主要な施策〉

- 水族館を核とした新宇多津都市の活性化及び周辺地域との連携
- 地域との協働によるテーマ別散策コースの検討と充実
- 多様な観光ニーズの把握・対応
- 魅力ある観光イベントの創出・充実

#### 2. 情報発信の強化

- (1) 観光パンフレットやインターネット等の多様な媒体を活かして、町内の観光施設、イベント、特産品等について、観光客のニーズを踏まえた効率的・効果的な情報発信に努めます。

#### 〈主要な施策〉

- 多様な媒体による観光PRの強化
- 道の駅、空港、駅等における情報コーナーの有効活用
- 観光施設、イベント、特産品等のPR

#### 3. 観光振興推進体制の強化

- (1) 住民、事業者、関係団体、行政などの各主体と連携・協働しながら、それぞれの責任と役割のもと観光の振興のため、協力体制の構築を図ります。
- (2) 地域住民の「もてなしの心」を育み、地域全体で観光客を温かく迎える体制づくりに努めます。

#### 〈主要な施策〉

- 住民、事業者、関係団体、行政などの連携・協働
- 地域住民の「もてなしの心」の育成

### 1-3 地域の特徴を活かした農水産業の振興

#### 【現状と課題】

本町の農業を取り巻く環境は、都市化の進展に加え、農業従事者の減少や高齢化による担い手不足、耕作放棄地の増加など、厳しい状況にあります。そのため、今後は、経営能力の高い担い手、及び農事組合の育成等、消費者ニーズを踏まえた高付加価値の農産物の生産などを進める必要があります。

また、水産業においては、サワラやマナガツオなどの刺網漁などの海面漁業が行われていますが、漁業従事者の減少や高齢化による後継者不足、水産資源の減少や魚価の低迷など、経営の不安定要因があります。そのため、今後は、経営安定性が高く、生産性の高い水産業を構築していく必要があります。また、起業家支援制度の整備により、起業を目指す人材の育成・支援に取り組んでいくことも必要です。

#### 【基本方針】

都市化の進展等を踏まえながら、経営能力の高い担い手の育成、消費者ニーズを踏まえた高付加価値な農産物の生産、インターネット等を活用した販路拡大や情報発信等の支援に取り組んでいきます。

また、水産業においては、経営安定性が高く、生産性の高い水産業への転換を図っていきます。

#### 【施策の内容】

##### 1. 農業担い手の育成

- (1) 優良農地の保全や耕作放棄地の解消などに取り組みながら、都市型農業や地域の特性を活かした農業の振興に努めます。

##### 〈主要な施策〉

- 農業担い手の育成
- 耕作放棄地の情報提供と利用促進
- 耕作地貸付制度の検討

##### 2. 高付加価値な農産物の生産

- (1) 安全安心かつ新鮮な高付加価値な農産物の生産を支援するとともに、インターネット等を活用した販路拡大や情報発信を行い、活力ある農業の振興を図ります。

##### 〈主要な施策〉

- 高付加価値な農産物の生産
- 優良生産者表彰制度の導入
- 道の駅やSA等での地元食材メニューの提供
- インターネット等を活用した販路拡大や情報発信

##### 3. 経営安定性の高い水産業への転換

- (1) 高付加価値の車海老、キジハタ等、つくり育てる水産業の振興を図ります。
- (2) 水産業の経営安定性の向上を目的に、観光との連携や新たな漁法の導入など、新たな水産業のあり方について検討します。

##### 〈主要な施策〉

- 車海老、キジハタ等の高付加価値水産業の推進
- 観光との連携や新たな漁法の導入

## 第2節 活力ある地域の形成

### 2-1 新宇多津都市の活力ある市街地づくり

#### 【現状と課題】

「新宇多津都市」は、瀬戸大橋やさぬき浜街道、JR 瀬戸大橋線をはじめとする交通体系が充実する本町の中核としての機能をもつ地域です。また過去には、塩田地として栄え、現在では風光明媚な瀬戸内海に面する臨海公園周辺における憩い・安らぎの空間としての活用が進むとともに、土地区画整理事業による都市開発により、都市計画道路・公共下水道・公園・緑道等の都市基盤が充実している地域です。こうした地域の特性のもと、これまで大型小売店の出店やロードサイドビジネスの立地や、民間事業者による宅地の造成・開発、マンション、アパート経営も進んできました。

しかし、近年は集客数の減少傾向とともに、地域としての一体感の希薄化や高齢化の進行などにより、地域活動の維持・活性化など様々な課題を有しています。

今後は、こうした課題を克服し、引き続き本町の中核としての機能をもつ地域として、商業・サービス業の集積によるにぎわいの再生を図りつつ、安全で安心して生活ができる居住環境の整備を進め、活力ある市街地の形成を図ることが必要です。

#### 専業・兼業農家数

|       | 総数  | 販売農家 |       |       | 自給的農家 | 経営耕地面積(ha) |
|-------|-----|------|-------|-------|-------|------------|
|       |     | 専業   | 第1種兼業 | 第2種兼業 |       |            |
| 平成12年 | 227 | 23   | 5     | 82    | 117   | 78         |
| 平成17年 | 200 | 12   | 8     | 55    | 125   | 43         |
| 平成22年 | 179 | 14   | 3     | 45    | 117   | 35         |
| 平成27年 | 156 | 24   | 1     | 34    | 97    | 38         |

資料：農林業センサス

#### 【基本方針】

「新宇多津都市」は、本町の中核としての機能をもつ地域として、にぎわいの創出を図りつつ、安全で安心して生活ができる居住環境をもつ活力のある市街地づくりを進めます。

#### 【施策の内容】

##### 1. にぎわい空間の再生

- (1) 商業、業務等の都市機能が集積した地域としての特性を活かし、まちの顔として、にぎわいのある空間の再生を目指します。

##### 〈主要な施策〉

- JR 宇多津駅周辺の機能強化
  - ◇宇多津駅周辺への商業機能集積の促進
  - ◇宇多津駅の改装要望・支援
  - ◇駅構内未利用スペースの有効活用の検討
- にぎわいの軸づくり
  - ◇香川短期大学、四国医療専門学校との連携したイベント開催
- 臨海公園周辺の魅力づくり
  - ◇臨海公園を核とした周遊しやすい環境づくり
  - ◇周辺企業間の連携強化の推進

○新宇多津都市の面的活性化

## 2. 良好な居住環境の保全

- (1) 充実した都市基盤を活かした、利便性の高い都市型住宅の整備を進めるとともに、安全で快適な居住環境の保全に努めます。

### 〈主要な施策〉

- 良好な都市型住宅の整備促進
  - ◇複合型（商業・居住）住宅の整備促進
  - ◇老朽マンションのリフォーム支援
- 安全で快適な都市空間の保全・活用
  - ◇道路緑化の推進
  - ◇潤いのある水辺空間の保全



## 2-2 既成市街地の趣あるまちづくり

### 【現状と課題】

「既成市街地」は、古くからの歴史と伝統的町並みを有する「古街（こまち）」として親しまれる地域であり、かつて港町として繁栄したことから由緒ある神社仏閣や町家等により、独特の趣のある地域となっています。また、おひなさんをはじめ地域の歴史性に端を発する祭事・イベントの他、コミュニティ主催イベントなども開催され、地域の交流も盛んです。

こうしたまちの趣と古くからの営みが脈々と続く地域を、後世へと伝承していく必要があります。しかし、近年は人口減少と高齢化が進み、空き家の増加などで空洞化が進行し、まちの活力が失われつつあります。

今後は、高齢化社会への対応はもとより、地域の安全安心を守り、風格や品格を備えた緑あふれる地域として、若い世代にも“住みたいまち”と実感できるような、地域の活力と魅力の向上による趣あるまちづくりを進める必要があります。

### 【基本方針】

「既成市街地」は、風格や品格を備えた緑あふれる居住地域として趣あるまちづくりを進めます。

### 【施策の内容】

#### 1. 生活環境の改善

- (1) 高齢者をはじめとした全ての住民が安全で快適に暮らせる生活環境を守るため、住民にとって望ましい道路、公園等の再整備を協働して進めるとともに、古街（こまち）としての良さを活かしたイベントの開催や景観の保全に努めます。

#### 〈主要な施策〉

- 生活環境の改善
  - ◇生活道路の再整備
  - ◇公園施設の再整備、オープンスペースの創出
  - ◇防災機能の強化
- 地域資源の有効活用
  - ◇古民家を活用したにぎわいづくりの検討
  - ◇景観保全支援制度の検討
  - ◇伝統行事、コミュニティ活動の支援充実

#### 2. 空き家の有効活用の推進

- (1) 古くからのまちなみを保全するため、空き家の現状を把握し、その有効活用を推進するため、入居者の斡旋、リフォーム等に対する支援制度の充実を図ります。

#### 〈主要な施策〉

- 空き家への入居者の斡旋
  - ◇宇多津町空き家バンク制度の継続
- 空き家活用の支援
  - ◇リフォーム支援制度の検討

## 2-3 南部地域の資源を活かした環境づくり

### 【現状と課題】

「南部地域」は、町南部に位置する地域であり、一団の優良な農地が多く、落ち着いた田園環境が保全されています。また、大東川や鴨田川の水辺環境や自然環境にも恵まれる、都市近郊の自然資源として貴重な緑の空間を有しています。さらに、国道11号沿線には沿道商業や沿道サービス施設や学校などが立地し、利便性の高い地域です。

しかし、近年は農業従事者の減少や高齢化による後継者不足により農地の宅地化が進んでおり、計画的な都市基盤整備と併せ、居住環境としての維持・増進と、秩序ある土地利用誘導が課題となっています。また地域の特性を活かした農業の振興を図ることが課題となっています。

今後は、都市基盤の計画的な整備等により、良好な田園環境の保全と居住環境の維持・増進などを図りつつ、地域資源を活かした、住民主体の多様な地域活動を展開しやすい環境づくりを進める必要があります。

### 【基本方針】

「南部地域」は、地域の資源を活かし、住民主体の多様な地域活動が展開しやすい環境づくりを進めます。

### 【施策の内容】

#### 1. 計画的な土地利用の誘導

- (1) 南部地域の有する自然、田園、都市等の多様な機能が調和した良好な生活環境を保全するため、計画的な土地利用の誘導を図ります。

#### 〈主要な施策〉

- 用途白地地域における計画的な土地利用の誘導
  - ◇特定用途制限地域の適正な運用
  - ◇国道11号沿線の商業施設の集積促進
- 都市基盤施設の整備・充実
  - ◇県道富熊・宇多津線の整備促進
  - ◇公共下水道の整備推進

#### 2. 安全で良好な田園環境づくり

- (1) 田園地帯における治水対策の強化や自然環境の保全を推進し、安全で良好な田園環境づくりに努めます。

#### 〈主要な施策〉

- 安全な水辺空間の形成
  - ◇鴨田川治水対策の推進
- 山林の保全
  - ◇青の山、角山の風致地区の保全



---

## 第6章

## 計画推進の体制づくり

---

### 第1節 住民参画のまちづくり

#### 1-1 コミュニティの育成

#### 1-2 協働のまちづくり

### 第2節 効率的な行財政運営の推進

#### 2-1 合理的な行政運営の推進

#### 2-2 効率的な財政運営の推進

## 第6章 計画推進の体制づくり

### 第1節 住民参画のまちづくり

#### 1-1 コミュニティの育成

##### 【現状と課題】

本町は公営住宅、給与住宅及び民間借家が多いため借家率が高く、転出入者が多い状況です。こうした状況から、新宇多津都市では自治会などのコミュニティ組織が少なく、住民同士の関係が希薄になっています。

一方、長い歴史と伝統をもつ既成市街地には古くからの居住者が多く、自治会を中心とした地域の会合やお祭りへの参加も盛んです。しかし、少子高齢化や地域の繋がりに対する意識変化等によって自治会の活動は衰退傾向にあります。

これら両地区におけるコミュニティを育成するために、新宇多津都市におけるコミュニティ組織の形成と、既成市街地における自治会活動の活発化等、新宇多津都市と既成市街地の2つの特性を踏まえた展開が求められています。

##### 【基本方針】

自治会がほとんどない新宇多津都市では、「防災」や「子ども」をテーマとしたコミュニティ組織の育成・支援を行い、自治会の代わりを担うコミュニティ組織を形成していきます。

自治会活動が衰退傾向にある既成市街地においては、新宇多津都市との相互交流等による自治会活動の活発化を図っていきます。

##### 【施策の内容】

##### 1. コミュニティ組織の充実

- (1) 新宇多津都市、既成市街地、新たに住宅地開発が進む南部地区など、それぞれの特性を踏まえた展開を推進し、自治会を中心としたコミュニティ組織の充実と、コミュニティ意識の醸成を図っていきます。

##### 〈主要な施策〉

- 新宇多津都市でのコミュニティ組織の形成
  - ◇「防災」や「子ども」をテーマとしたコミュニティ組織の育成・支援
  - ◇マンションの管理組合等の既存のコミュニティ組織の活用
- 既成市街地における自治会活動の推進
  - ◇新宇多津都市との相互交流による自治会活動の活発化
- 南部地区における自治会の結成促進

##### 2. コミュニティ活動の推進

- (1) コミュニティ活動の推進を図るため、コミュニティ施設の充実・活用に努めます。
- (2) コミュニティ組織間や行政との連携を高めつつ、コミュニティ組織を通じた多様なまちづくり活動への参画を促します。

〈主要な施策〉

- コミュニティ施設の充実・活用
  - ◇コミュニティ活動における活動拠点の整備
  - ◇既存施設の機能強化
- 相互交流による自治会活動の活発化
- 自治会連合を中心としたコミュニティ組織間の連携体制の確立
- まちづくりへの住民参加の仕組みづくり
  - ◇コミュニティ組織と行政の連携強化

## 1-2 協働のまちづくり

### 【現状と課題】

本町では、美化・緑化活動、福祉分野におけるボランティア活動等、様々な住民主体の活動が取り組まれています。

しかしながら、活動団体の固定化やメンバーの高齢化、地域における連帯感の希薄化などから、住民の主体的な活動の停滞や活動に対する関心・意識の低下が懸念されています。

多様化する地域の課題解決に取り組んでいくためには、住民と行政の協働によるまちづくりが不可欠であり、既存の活動団体の支援や人材の育成、活動団体の間での連携強化、まちづくりに対する意識の高揚などに取り組むことが必要です。

また、協働のまちづくりを進めていくためには、住民と行政がまちづくりに関する課題をはじめとした情報を共有することが重要であり、お互いの情報を積極的に発信し共有することが必要です。

### 【基本方針】

協働のまちづくりの実現に向け、地域の課題を自ら解決していく活動団体の育成・支援に努めるとともに、活動団体同士、団体と行政との連携強化、新たな人材の発掘を図り、住民と行政がそれぞれの責任と役割を果たしながら、協働・連携によるまちづくりを一層進めていきます。

### 【施策の内容】

#### 1. 住民活動の支援

- (1) 住民活動に関する住民意識の高揚を図るとともに、ボランティアやNPO等の住民活動に対する支援を強化します。
- (2) ボランティアやNPO等の活動団体に関する取り組みの紹介などに努め、継続的な活動が図られる仕組みづくりを検討していきます。

#### 〈主要な施策〉

- ボランティア・NPO等の住民活動の支援
  - ◇様々な活動団体の支援
  - ◇ボランティア・NPO等の活動団体のネットワーク化
  - ◇ボランティアの活動拠点の整備検討
- 人づくり
  - ◇住民活動に関する意識啓発
  - ◇まちづくりのリーダーの発掘・育成

#### 2. 多様な媒体を活かした情報発信

- (1) 広報紙やホームページ、SNS等の多様な手段の活用を図りながら、町の行財政運営の情報発信を行います。
- (2) 幅広い年齢層の住民への情報発信であることを認識し、わかりやすい情報の発信手段や掲載方法など、住民の意向を踏まえながら見直しを進めていきます。

#### 〈主要な施策〉

- 多様な媒体を活かした情報発信
  - ◇ホームページやSNSの活用
  - ◇広報紙の配布
  - ◇新たな情報発信手段の調査・研究
  - ◇タブレット端末による行政情報提供の研究

- 双方向情報システムの検討
  - ◇電子行政オープンデータ推進体制等の研究
  - ◇双方向性情報システムの検討

### 3. 住民意向の反映

- (1) 様々な媒体や機会を活かして、住民意向の把握に努めるとともに、住民意向を行政運営に反映させる仕組みづくりを検討していきます。

#### 〈主要な施策〉

- 住民意向の把握
  - ◇ホームページやSNS等を活用した住民意向の把握
  - ◇住民との懇談会やワークショップなどの実施
  - ◇パブリックコメントなどの制度の確立
- 行政運営への反映
  - ◇住民からの意見への対応の「見える化」の検討



## 第2節 効率的な行財政運営の推進

### 2-1 合理的な行政運営の推進

#### 【現状と課題】

今日、高度情報化社会の到来、少子高齢化の急速な進行、経済等におけるグローバル化の進展等、住民の価値観や生活様式は高度化・多様化しています。

また、国から地方への権限移譲が推進され、地方自治体の自己決定・自己責任の役割が大きくなっているのに対し、地方財政は逼迫した状況にあります。

こうした中で、住民サービスの向上を図り、住みたい・住んでみたい町を確立するためには、行政需要の増加と行政事務の高度化・複雑化・スピード化に対応した機構を確立していく必要があります。

また、職員の資質の向上に努め、基礎自治体としての業務が遂行できる自立した職員を育成していく必要があります。

#### 【基本方針】

住民に信頼され、住みたい、住んでみたいと思える町の確立を目指して、複雑多様化する行政需要に迅速で適切に対応する弾力的で合理的な行政運営を図るとともに、地方分権を推進するうえからも自立した職員の育成に努めます。

また、近隣市町との連携を高め、多様な住民ニーズに対応した効率的な行政運営を推進していきます。

さらに、行政事務の情報化が進む中で、新たな情報システムの活用も視野に入れた情報化の推進と、高度情報化社会に対応した人材育成に努めます。

#### 【施策の内容】

##### 1. 合理的で信頼ある行政機構の確立

- (1) 住民の行政に対する要望や意見を的確に把握し、迅速な対応を図る体制づくりに取り組むとともに、行政評価等による施策の効果の検証を行い無駄のない行政運営に取り組みます。
- (2) 情報公開制度に留まらず、積極的な情報公開、双方向の情報共有を通して、行財政運営に対する住民の理解を高めるとともに、行政と住民の情報の共有化を進め、住民に信頼される行政体制の確立を目指します。

##### 〈主要な施策〉

- 多様な要望や意見に対応できる行政機構の確立
  - ◇住民の意思に密着した行政展開
  - ◇多様な相談体制の充実
  - ◇窓口対応の円滑化
- 行政評価と連動した合理的な行政機構への推進
- 双方向の情報共有の推進
  - ◇情報公開の推進
  - ◇住民との双方向の情報交換
  - ◇SNS等の様々なツールを活用した住民意向の把握
- 官から民へのパワーシフトの推進

##### 2. 行政事務の近代化

- (1) 情報処理のOA化や情報化の推進体制等の更なる整備、職員の情報活用能力の向上、新たな情報技術の導入検討等によって、行政事務の近代化に努めます。

〈主要な施策〉

- 事務処理の効率化
  - ◇情報処理のOA化の強化
  - ◇情報化推進体制の強化
- 職員の情報活用能力の向上
  - ◇情報化推進のための人材育成
- 情報技術の発展に伴う新たなシステムの活用に向けた調査・研究
- インターネットによる証明書などの電子申請・届出システムの拡充

3. 職員の資質の向上

- (1) 地方分権などの地方行政を取り巻く環境の変化に明確に対応できる自立した職員を育成するため、研修等の充実による職員の資質の向上を図ります。

〈主要な施策〉

- 職員の資質向上
  - ◇職場内訓練（OJT）の充実
  - ◇研修への参加促進
  - ◇研修参加義務の制度化検討
  - ◇研修の効果を組織に還元するための体制づくり
- 職員の意識改革

4. 広域的な行政の推進

- (1) 近隣市町との連携の強化を図り、行財政の効率化と、多様な住民ニーズに対応した行政運営を推進します。

〈主要な施策〉

- 効率的な広域行政の推進
  - ◇坂出、宇多津広域行政事務組合における事業の推進
- 定住自立圏構想などの広域的な連携を視野に入れた体制づくりの検討

## 2-2 効率的な財政運営の推進

### 【現状と課題】

本町の近年の財政状況は、歳入では町税は横這いとなっており、今後においても税収全体の大きな伸びは期待できません。

一方、歳出では、地方分権に伴う行政需要が多様化、複雑化するとともに、高齢化の進行により、福祉分野に関する扶助費が増加しつづけます。また、公共施設の老朽化に伴う大規模修繕や更新費用が見込まれています。

今後、歳入を安定的に確保していくために、町税等の徴収率を上げていくことはもちろんのこと、受益者負担の適正化、定住人口の増加等を図っていく必要があります。また、歳出においては、行政評価システムや住民満足度調査等の活用によって、事業の選択と集中をより推進し、計画的な財政運営に努めるとともに、民間資本の活用等により、効率的な事業の実施に努める必要があります。

### 【基本方針】

自主財源の増加を基本とし、安定的で公平性を徹底した財源の確保を実現していくとともに、住民のニーズを踏まえつつ、優先的・重点的施策を明確にし、効率的な財源の運用に努めます。

### 【施策の内容】

#### 1. 財源の確保

- (1) 多様化、高度化する行政需要の高まりに柔軟に対応できるよう、町税の徴収率向上、企業誘致・企業再生等により新たな自主財源の確保に努めます。
- (2) 受益者負担の適正化を実施し、住民サービスに対する適切な財源の確保を検討します。さらに定住人口施策を進めることによって、人口の増加を図り、安定した財源の確保に努めます。

#### 〈主要な施策〉

- 自主財源の確保
  - ◇町税の徴収率向上
  - ◇企業誘致等の推進
  - ◇企業再生等による民間企業の活性化
  - ◇未利用地の売却・有効活用
- 公平性に基づく受益者負担の適正化の検討
- 定住人口の増加による安定的な財源の確保
  - ◇戸建住宅用地の開発推進

#### 2. 効率的な財源の運用

- (1) 行政評価や住民満足度調査によって、優先的・重点的施策を明確にしながら、住民のニーズを踏まえた効果的・効率的な財源の活用を図ります。
- (2) 中期財政計画による中長期的な見通しのもと、安定的で計画的な財源の運用に努め、プライマリーバランスの黒字化を推進します。

#### 〈主要な施策〉

- 優先的・重点的施策の抽出
  - ◇本計画に基づく課題の把握
  - ◇行政評価システムによる事業の効率的な実施や改善
  - ◇住民満足度調査による住民ニーズの把握
- 安定的で計画的な財源の運用
  - ◇中期財政計画の作成・活用

- ◇財務諸表の作成・活用
- 企業会計、特別会計の健全化
- 公共施設の長寿命化

### 3. 民間資本等の活用

- (1) 公共施設の管理運営等において、積極的に民間資本・ノウハウを活用し、行政と民間が協働した効率的な事業の実施を図ります。
- (2) 行政サービス水準の確保や公共サービスの効率化に向け、行政サービスのアウトソーシングなどの取り組みを検討します。

#### 〈主要な施策〉

- 公共サービスの民間開放を目的とした PPP の導入の検討
- ◇アウトソーシングの検討



